

障害者スポーツに関する基礎データ集

平成27年6月

Ⅰ. 障害者スポーツ関係

(1) 障害者スポーツに関する決定・組織・予算等

- ・スポーツ基本法における障害者スポーツに関する主な規定
(抜粋).....4
- ・スポーツ基本計画(抜粋).....5
- ・障害者基本計画(第3次)(抜粋).....7
- ・障害者スポーツに関する事業の移管(平成26年度).....8
- ・平成27年度 障害者スポーツ関係予算.....9
- ・日本障がい者スポーツ協会補助.....10
- ・全国障害者スポーツ大会の概要.....11
- ・地方公共団体における障害者スポーツの担当部署.....12
- ・地方公共団体における障害者スポーツ振興に関する事業
.....13
- ・地方公共団体における障害者スポーツの取組.....14
- ・障害者スポーツ協会.....15
- ・障がい者サッカー協議会の設立.....16

(2) 障害者のスポーツ実施状況

- ・過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数
.....17
- ・障害児(7~19歳)が過去1年間にスポーツ
レクリエーションを行った日数.....18
- ・障害児・者のスポーツ・レクリエーションの実施状況...19
- ・障害者数.....20
- ・障害者がスポーツ・レクリエーションを実施する
主な目的・相手.....21
- ・障害者によるスポーツ・レクリエーションの実施の障壁
.....22
- ・視覚障害を理由に小学校の体育の授業に参加できなかった
経験と種目・活動.....23
- ・特別支援学校における体育の授業以外におけるスポーツ
の機会.....24
- ・特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況...25
- ・特別支援学校の学校開放の状況.....27
- ・特別支援学校における障害児のスポーツ活動の充実に
関する配慮・取組.....28

- ・総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況
.....29
- ・総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加に
対応するための取組.....31
- ・総合型地域スポーツクラブが障害者を受け入れるために
希望する支援.....32
- ・障害者入所施設におけるスポーツ・レクリエーションの
実施状況.....33
- ・スポーツ推進委員協議会としての取組・課題・希望する
支援.....34
- ・社会福祉協議会における障害者スポーツに関する状況
.....35

(3) 障害者スポーツの指導者

- ・障害者スポーツ指導者協議会.....36
- ・(公財)日本障がい者スポーツ協会公認障害者スポーツ
指導者等の登録状況.....37
- ・障害者スポーツ指導員としての活動頻度.....38
- ・障害者スポーツ指導員としての主な活動場所・役割
.....39
- ・障害者スポーツ指導員の活動する際の問題点.....40
- ・障害者が参加する総合型地域スポーツクラブの
指導者の状況.....41

(4) 障害者スポーツ施設等

- ・ 障害者スポーツセンター……………42
- ・ 障害者スポーツ施設数の推移……………43
- ・ 障害者スポーツ施設の管理運営主体……………44
- ・ 障害者スポーツ施設に付帯する施設……………45
- ・ スポーツ施設における職員数及び常勤職員数の割合…46
- ・ スポーツ施設の職員が保有する障害者スポーツ、
体育等に関する資格……………47
- ・ 障害者スポーツ施設利用（個人利用初回時）の
手続き・確認事項……………48
- ・ 障害者スポーツ施設利用（団体利用時）の
手続き・確認事項……………49
- ・ 障害者のスポーツ施設利用の状況……………50
- ・ 障害者の施設利用をやむを得ず断った事例……………52
- ・ 障害者の施設利用をやむを得ず断った理由……………53
- ・ スポーツ施設における障害者の安全な利用に関わる
マニュアル作成の状況……………54
- ・ スポーツ施設における障害者の利用促進や安全に
資する設備の状況……………55
- ・ スポーツ施設における職員向けの安全確保のための
講習会の実施状況……………56
- ・ スポーツ施設における職員向けの救急講習の実施状況
……………57
- ・ スポーツ施設において障害者の安全な利用に向けて
重要と考える事項……………58

(5) 国際大会

- ・ 障害者スポーツの総合国際競技大会の関係……………59
- ・ パラリンピック（概要）……………60
- ・ デフリンピック（概要）……………61
- ・ スペシャルオリンピックス世界大会（概要）……………62
- ・ 各国におけるパラリンピック等の認知度……………63
- ・ パラリンピック以外の障害者スポーツの直接観戦経験
……………64
- ・ 2020年東京パラリンピックの開催で期待すること……………65

II. 地域スポーツ全般関係

- ・ 市区町村のスポーツ政策の主管部局……………67
- ・ 成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移
……………68
- ・ 成人（年代別）の週1回以上の運動・スポーツ実施率
……………69
- ・ 都道府県別運動・スポーツ実施率……………70
- ・ 諸外国のスポーツ実施率……………71
- ・ 運動部活動の状況（運動部活動への参加率の推移）……………72
- ・ 外部人材の活用状況、総合運動部、複数校合同運動
部活動の実施状況……………73
- ・ 地域におけるスポーツ指導者の状況……………74
- ・ スポーツ指導者資格……………75
- ・ スポーツ推進委員……………76
- ・ 我が国の体育・スポーツ施設数（設置種別）……………77
- ・ 市区町村における学校体育・スポーツ施設開放状況……………78
- ・ 総合型地域スポーツクラブ……………79

I . 障害者スポーツ関係

スポーツ基本法における障害者スポーツに関する主な規定(抜粋)

基本理念

第二条

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

国の責務

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会

第二十六条

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

国際競技大会の招致又は開催の支援等

第二十七条

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

スポーツ基本計画(平成24年3月)(抜粋)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

③ 今後の具体的施策展開:

- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。

(2) 学校の体育に関する活動の充実

③ 今後の具体的施策展開:

- 国は、障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動について、障害の種類や程度に応じて参加できるようにするため、適切かつ効果的な指導の在り方について調査し、先導的な取組を検討・推進する。
- 地方公共団体においては、障害のある児童生徒の学校の体育に関する活動を推進するため、学校と地域のスポーツ関係者等との連携を促進することが期待される。

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

③ 今後の具体的施策展開:

- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

③ 今後の具体的施策展開:

- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握する。また、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進する。
- 国は、障害者の競技大会への参加や旅行先でもスポーツに親しめる機会を充実するため、民間事業者等と連携し、障害の有無にかかわらず移動・旅行ができる環境整備に取り組む。

(2) スポーツにおける安全の確保

③今後の具体的施策展開:

- 地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化等の公共スポーツ施設等の安全確保に努めることが期待される。国においては、地方公共団体が行う公共スポーツ施設等の安全確保対策を支援する。

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

③今後の具体的施策展開:

- スポーツ団体においては、若者や高齢者、女性、障害者スポーツ指導を適切に行うことができるスポーツ指導者講習会等を実施するなど、スポーツ指導者の資質向上を図ることが期待される。
- JSAD等の障害者スポーツ団体においては、障害者のスポーツ活動を支援するため、地方公共団体や他のスポーツ団体と連携を図り、健常者に対するスポーツ指導者が、障害者へのスポーツ指導を行うための講習会等の充実を図ることや、養成された障害者スポーツ指導者の活用を促進することが期待される。

(3) 地域スポーツ施設の充実

③今後の具体的施策展開:

- 国は、障害者がより身近な地域のスポーツ施設においてスポーツに親しむことができるよう、健常者も障害者もともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討する。
- 地方公共団体においては、子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツに親しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化、グラウンドの芝生化等の公共スポーツ施設等の充実に努めることが期待される。

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

③今後の具体的施策展開:

- 国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法や、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進する。

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- 国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法や、スポーツ障害・事故防止策、地域の活性化につながるスポーツ・レクリエーションプログラム等について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進する。

障害者基本計画(第3次)(平成25年9月)(抜粋)

Ⅲ. 分野別施策の基本的方向

3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく, 国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け, 障害のある児童生徒が, 合理的配慮を含む必要な支援の下, その年齢及び能力に応じ, かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また, 障害者が円滑に文化芸術活動, スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう, 環境の整備等を推進する。

(4) 文化芸術活動, スポーツ等の振興

○障害者が地域において, 文化芸術活動, スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに, 障害者のニーズに応じた文化芸術活動, スポーツに関する人材の養成等の取組を行い, 障害の有無にかかわらず, 文化芸術活動, スポーツを行うことのできる環境づくりに取り組む。特に, 障害者の芸術活動に対する支援や, 障害者の芸術作品の展示等を推進するための仕組みを検討し, 推進を図る。3-(4)-1

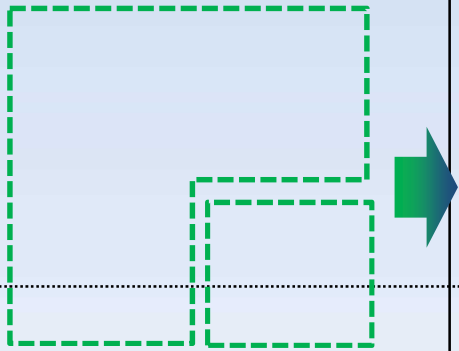
○障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催を通じて, 障害者の文化芸術活動, スポーツの普及を図るとともに, 民間団体等が行う文化芸術活動, スポーツ等に関する取組を支援する。特に, 身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツの振興に取り組む。3-(4)-3

○パラリンピック, デフリンピック, スペシャルオリンピックス等への参加の支援等, スポーツ等における障害者の国内外の交流を支援するとともに, パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。3-(4)-4

障害者スポーツに関する事業の移管(平成26年度)

- ①平成26年度から移管する事業
- ②従来からの文部科学省の事業
(平成26年度の新規事業を含む。)
- ③引き続き厚生労働省が行う事業

※計数は26年度予算額

	考え方	厚生労働省	文部科学省	
競技スポーツの支援	障害者アスリート等への支援 (スポーツの振興としての支援)		メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業【2,834,069千円の内数】 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業【658,559千円の内数】 パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究【22,435千円】 JSC運営費交付金(競技性の高い障害者スポーツ支援に関する基盤構築事業) 【5,274,804千円の内数】 JSC研究施設整備費補助金【682,875千円の内数】	②
障害者スポーツの振興としての支援	スポーツの振興としての支援		日本障害者スポーツ協会補助【1,012,377千円】 パラリンピック等世界大会への派遣 (総合国際競技大会派遣等事業) 選手の育成強化 (総合国際競技大会指定強化事業) 障害者スポーツの裾野を広げる取組 (障害者スポーツ振興事業) 全国障害者スポーツ大会の開催 (全国障害者スポーツ大会開催事業) 【55,000千円】 健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業【103,967千円】 障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究【12,026千円】 体育活動における課題対策推進事業【80,703千円の内数】 スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究【49,676千円の内数】	①
障害者スポーツの裾野を広げる取組	障害者の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての支援	地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会、各種スポーツレクリエーションの開催等(地域生活支援事業) 【地域生活支援事業462億円の内数】 障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備(国立リハビリテーションセンター) 【14,404千円】		③
8				

平成27年度 障害者スポーツ関係予算

- 平成27年度予算においては、障害者スポーツ関係の予算を前年度比約1.5倍に拡充（H26予算額：約17億円→ H27予算額：約26億円）して計上。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、競技力向上・裾野の拡大の両面から、障害者スポーツを強力に推進。

障害者スポーツの裾野の拡大に係る事業 約4億7千万円

- 地域における障害者スポーツ普及促進事業（新規） 約1億3千万円
- 日本障がい者スポーツ協会補助 約2億5千万円
（①障害者スポーツ振興事業 ②総合国際競技大会派遣等事業 ③競技力向上推進事業）
- 全国障害者スポーツ大会開催事業 約8千万円
- 体育活動における課題対策推進事業 約1千万円

障害者スポーツの競技力の向上に係る事業 約21億4千万円

- 競技力向上事業 約10億9千万円
- マルチサポート戦略事業 約7億7千万円
- ナショナルトレーニングセンターの競技別強化拠点施設活用事業 約2億1千万円
- 女性アスリートの育成・支援プロジェクト（障害者スポーツ関係は新規） 約7千万円

※ このほか、学校教育の一環として、障害者アスリートとの交流や障害者スポーツ体験等を通じて、障害のある人の社会参加や障害に対する理解を深める取組として、「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進」（H27予定額 約1億4,700万円）事業を実施。

日本障がい者スポーツ協会補助

(26年度予算額 224,554千円※)
27年度予算額 246,405千円

1 障害者スポーツ振興事業 147,552千円 (71,134千円)

障害者スポーツに係る普及・啓発、調査研究、情報収集・提供、障害者スポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行い、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを実施できるようにする。

- (1) 連絡協議会開催事業 4,716千円
- (2) 情報収集・提供事業 5,980千円
- (3) 調査研究事業 7,047千円
- (4) 普及・啓発事業 12,296千円
- 【新規分】障害者スポーツ理解促進フェスティバル開催事業 全国8会場
- (5) 活動推進費 9,270千円
- (6) 障害者スポーツ地域振興事業 44,380千円
- 【拡充分】障害者スポーツ教室等の開催 全国8箇所→20箇所
- (7) 障害者スポーツ人材養成研修事業 63,863千円
- 【新規分】初級障害者スポーツ指導員等養成講習会開催事業 全国34会場

2 総合国際競技大会派遣等事業 35,877千円 (109,461千円)

日本代表選手団の派遣及び合宿を実施する。

- (1) 2015スペシャルオリンピックス夏季世界大会（第14回）（アメリカ合衆国・ロサンゼルス）
平成27年7月25日～8月2日

3 競技力向上推進事業 62,976千円 (43,959千円※)

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック・デフリンピック）でのメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進に取り組む。

- (1) 情報収集・提供事業 41,779千円
- 【拡充分】2016年リオデジャネイロパラリンピックに係る事前現地調査等
- (2) 選手強化対策事業 8,124千円
- (3) アンチ・ドーピング活動推進支援事業 13,073千円

※平成26年度までは、競技団体向けの選手強化費を含んでいたため、当該経費を除いて比較している。
（平成27年度については、当該経費を競技力向上事業に一括して計上）

全国障害者スポーツ大会の概要

1 開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会(昭和40年～平成12年)」と「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)(平成4年～平成12年)」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

2 開催趣旨

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 主催者

(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)並びにその他の関係団体。
※平成26年度より厚生労働省から文部科学省に移管

4 開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。

5 競技種目

個人競技 (6競技)	陸上競技、水泳、アーチェリー、 卓球(サウンドテーブルテニス含む)、 フライングディスク、ボウリング
団体競技 (7競技)	バスケットボール、車椅子バスケットボール、 ソフトボール、フットベースボール、 グランドソフトボール、バレーボール、サッカー

6 開催地及び開催予定地

開催年	回数	開催地	開催日
平成26年	第14回	長崎県	平成26年11月1日(土)～3日(月・祝)
平成27年	第15回	和歌山県	平成27年10月24日(土)～26日(月)
平成28年	第16回	岩手県	平成28年10月22日(土)～24日(月)
平成29年	第17回	愛媛県	平成29年10月28日(土)～30日(月)

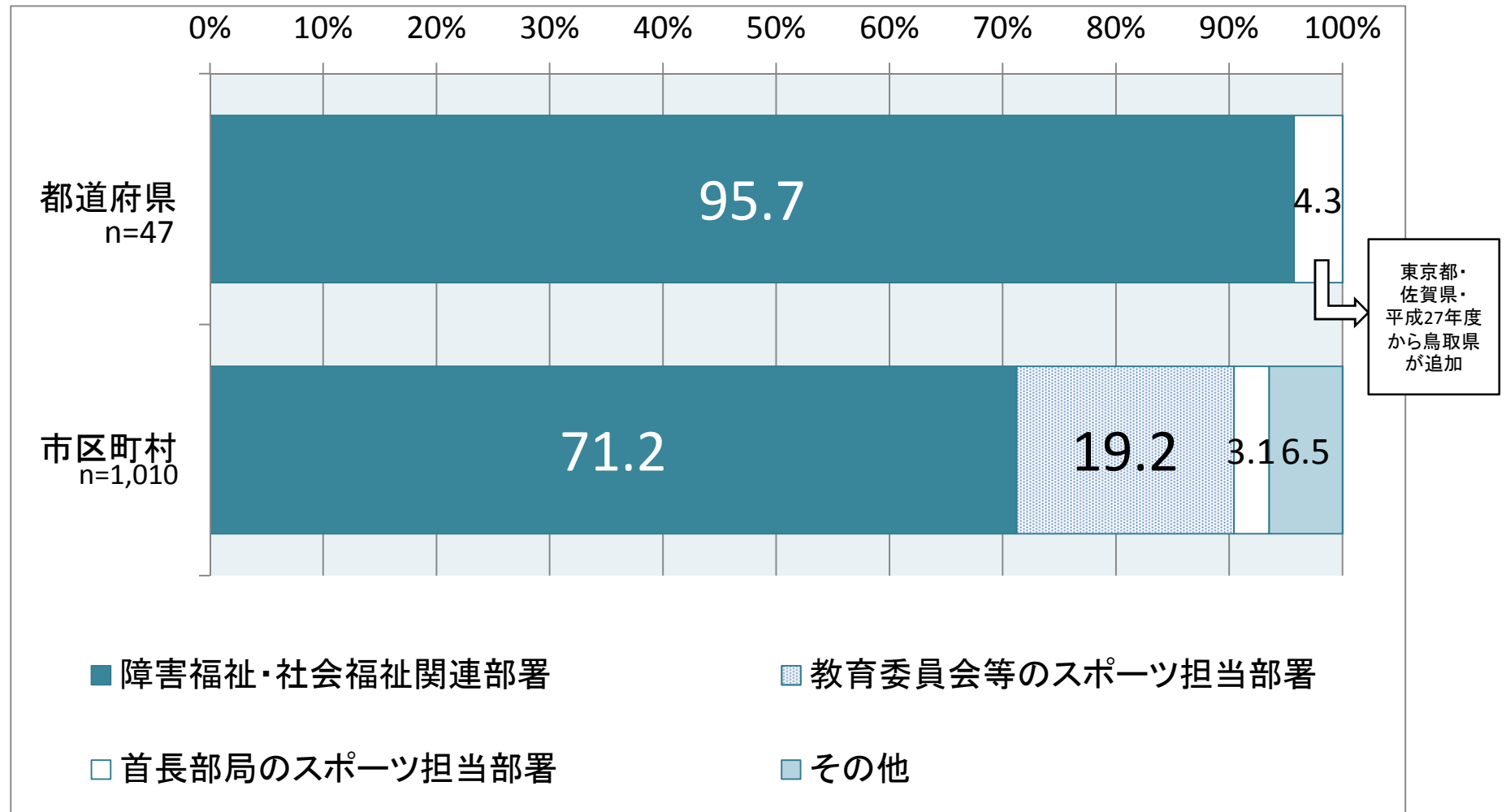
7 参加資格

次の全ての条件を満たす者

- (1) 毎年4月1日現在、13歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳を所持する身体障害者、又は療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者、又は精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者
- (3) 申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、入所・通所施設、学校の所在地の都道府県・指定都市から参加してもよい。

8 国庫補助 全国障害者スポーツ大会開催事業 平成27年度予算額 8,100万円(前年度より2,600万円増)

地方公共団体における障害者スポーツの担当部署



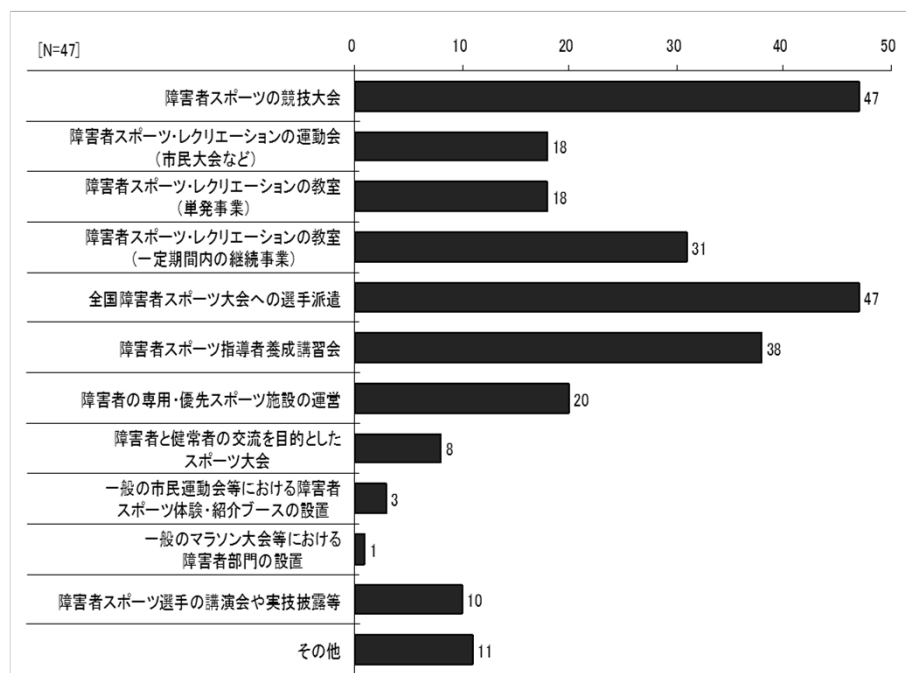
(平成24年度現在)

(出典) 平成24年度文部科学省委託事業『健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』

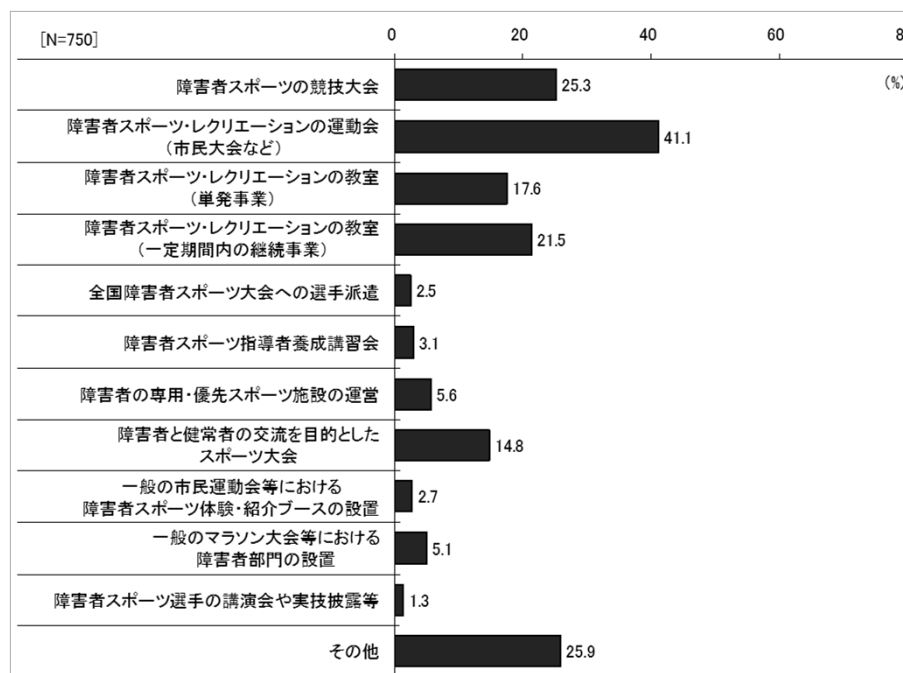
地方公共団体における障害者スポーツ振興に関する事業

(平成23年度)

都道府県



市区町村



注) 有効回答数1,025のうち、750市区町村が回答。
回答選択肢に「事業を実施していない」は設けていない。

(出典) 平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

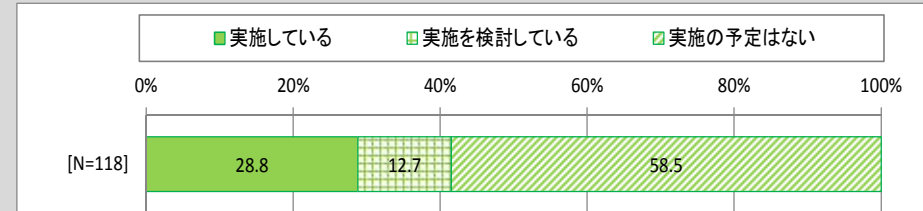
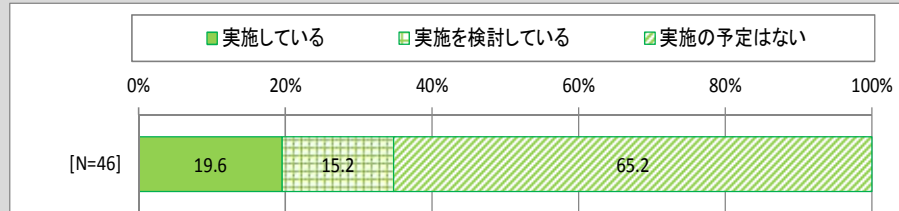
地方公共団体における障害者スポーツの取組

都道府県

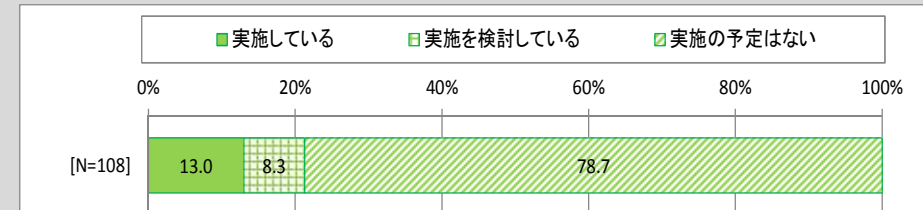
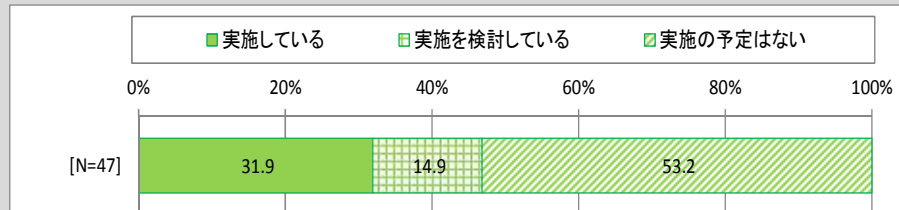
市区

※指定都市、中核市、特例市及び特別区

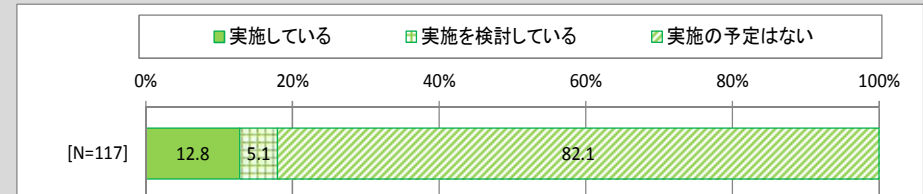
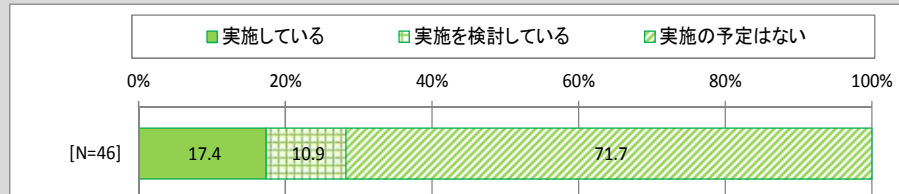
○スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画



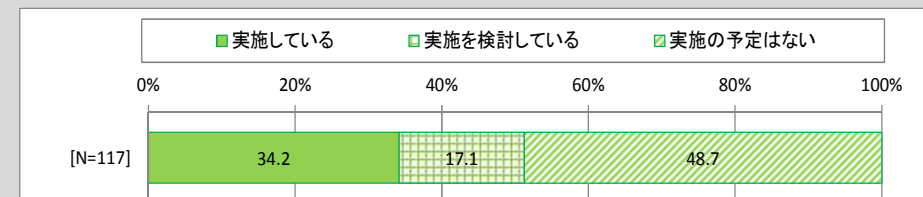
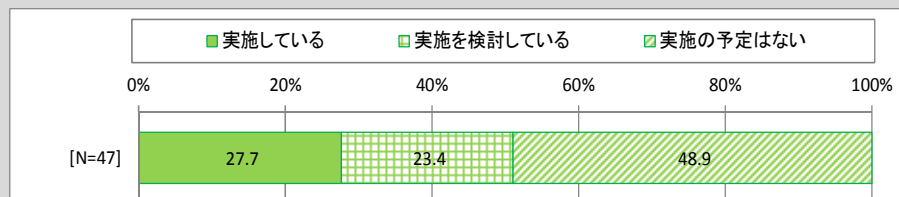
○特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実への取組



○重度・重複障害者を対象とした事業の実施



○公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況



(出典)平成26年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」

障害者スポーツ協会

(公財) 日本障がい者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、地域における障害者スポーツの普及・啓発の中心となる非営利組織。

【参考：公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款 ～抄～】

(障がい者スポーツ協会協議会)

第52条 この法人に、障がい者スポーツ協会協議会を置く。

2 この協議会は、地域の障がい者スポーツに関する諸問題を協議し、情報交換を行い、連携を強化し、地域の障がい者スポーツの振興を図ることを目的とする。

3 障がい者スポーツ協会協議会は、都道府県・指定都市の障者スポーツ協会が登録し、構成員となることができる。

4 障がい者スポーツ競技会の運営の詳細規定は別に定める。

都道府県 指定都市名	団体名	都道府県 指定都市名	団体名
1 北海道	(公財)北海道障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興協会	29 奈良県	奈良県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
2 青森県	NPO法人青森県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	30 和歌山県	和歌山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
3 岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	31 鳥取県	(一社)鳥取県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会
4 秋田県	秋田県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	32 島根県	(公財)島根県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
5 宮城県	宮城県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	33 岡山県	岡山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
6 山形県	山形県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	34 山口県	(一社)山口県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
7 福島県	(財)福島県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	35 徳島県	(社福)徳島社会福祉事業団 ノーマライゼーション促進センター
8 茨城県	茨城県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・文化協会	36 香川県	香川県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
9 栃木県	NPO法人栃木県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	37 愛媛県	愛媛県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
10 群馬県	群馬県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	38 高知県	(社福)高知県社会福祉協議会障害者ｽﾎﾟｰﾂセンター
11 埼玉県	(一社)埼玉県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	39 福岡県	福岡県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
12 千葉県	(一社)千葉県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・レクリエーション協会	40 佐賀県	(一社)佐賀県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会
13 東京都	(公財)東京都障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	41 長崎県	長崎県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
14 神奈川県	(公財)神奈川県身体障害者連合会	42 熊本県	熊本県障害者ｽﾎﾟｰﾂ・文化協会
15 新潟県	新潟県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	43 大分県	大分県障がい者体育協会
16 富山県	富山県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	44 宮崎県	宮崎県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会
17 石川県	石川県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	45 鹿児島県	鹿児島県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
18 福井県	しあわせ福井ｽﾎﾟｰﾂ協会	46 沖縄県	NPO法人沖縄県障がい者スポーツ協会
19 山梨県	山梨県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	47 札幌市	(一社)札幌市障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会
20 長野県	NPO法人長野県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	48 仙台市	仙台市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
21 岐阜県	(一社)岐阜県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	49 名古屋市	名古屋市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
22 静岡県	(公財)静岡県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	50 京都市	(公財)京都市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
23 愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会	51 大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・ｽﾎﾟｰﾂ協会
24 三重県	三重県障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	52 神戸市	(社福)神戸市社会福祉協議会 障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興センター
25 滋賀県	滋賀県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会	53 広島市	広島市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
26 京都府	京都障害者ｽﾎﾟｰﾂ振興会	54 北九州市	北九州市障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会
27 大阪府	大阪府障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会	55 福岡市	福岡市障がい者ｽﾎﾟｰﾂ協会
28 兵庫県	(公財)兵庫県障害者ｽﾎﾟｰﾂ協会		

(平成27年5月18日現在)

「障がい者サッカー協議会」の設立

(公財)日本サッカー協会(JFA)において、各種障がい者サッカーへのサポートの在り方の検討を推進するため、JFA、各種障がい者サッカー団体等により構成される「障がい者サッカー協議会」を設置。

【目的】

1. 統括団体の創設及び法人化に関する事項
2. 各団体の法人格取得に向けたサポートに関する事項
3. 各種事業の協働に向けた取り組みに関する事項
4. 各団体間の情報共有に関する事項
5. その他

【設立年月日】

平成27年4月22日

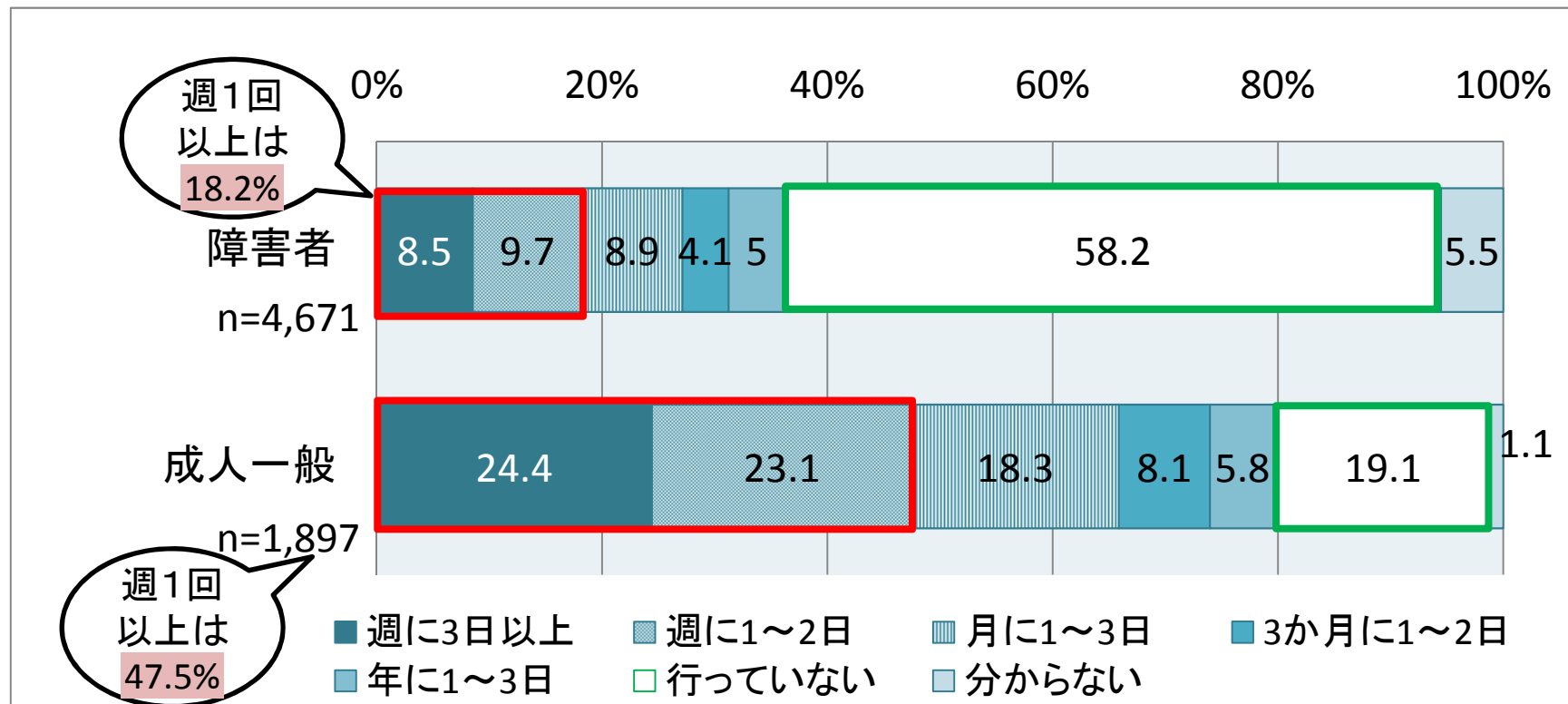
【構成団体】

公益財団法人日本サッカー協会
日本ブラインドサッカー協会
日本脳性麻痺7人制サッカー協会
日本ろう者サッカー協会
日本知的障がい者サッカー連盟
日本電動車椅子サッカー協会
特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会
特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会

【オブザーバー】

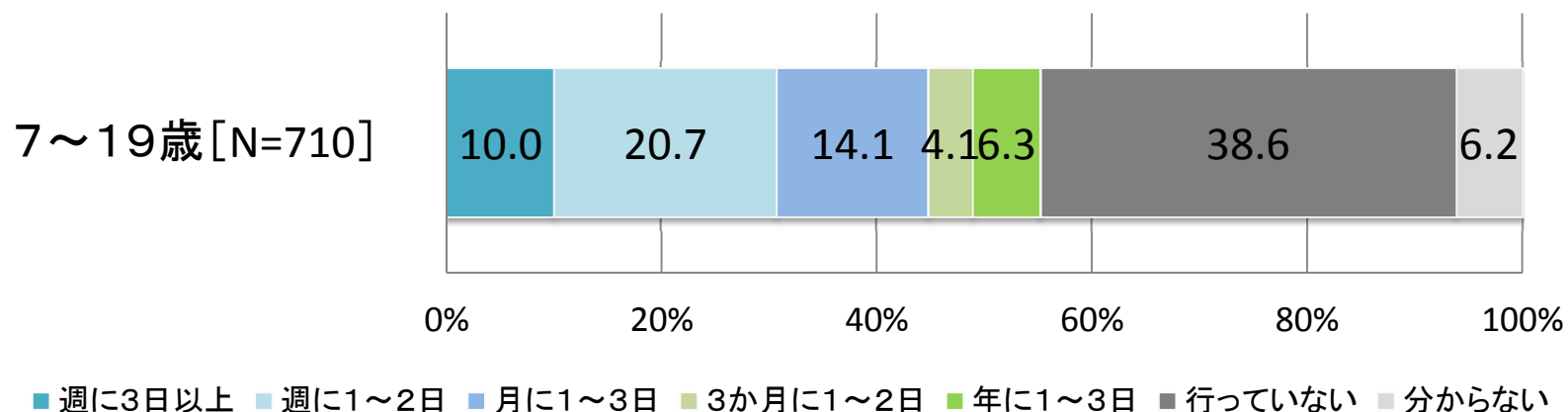
文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
有識者

過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数(20歳以上)



(出典)・平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」
・文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」(平成25年1月)

障害児（7～19歳）が過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数



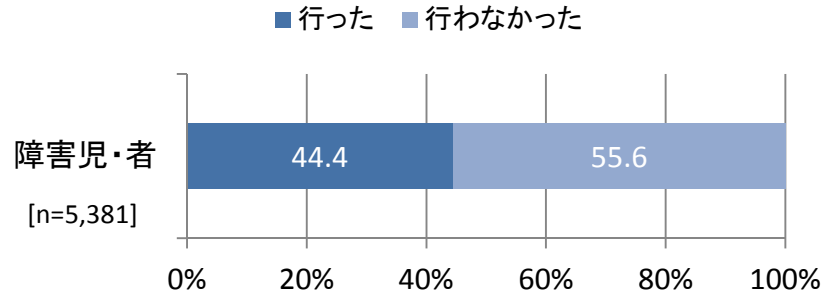
(障害種別)

	週に 3日以上	週に 1～2日	月に 1～3日	3か月に 1～2日	年に 1～3日	行ってい ない	分からな い
全体	10.0	20.7	14.1	4.1	6.3	38.6	6.2
肢体不自由(車椅子必要)	3.4	8.6	19.0	1.7	5.2	55.2	6.9
肢体不自由(車椅子不要)	3.8	15.4	7.7	1.3	0.0	64.1	7.7
視覚障害	7.9	13.2	15.8	2.6	5.3	39.5	15.8
聴覚障害	15.0	18.3	21.7	5.0	3.3	31.7	5.0
知的障害	9.4	25.4	14.3	5.4	6.3	34.4	4.9
発達障害	11.3	25.7	13.7	5.1	9.3	31.0	3.9
精神障害	7.9	9.2	7.9	7.9	5.3	53.9	7.9
その他(音声・言語・そしゃく機能障害や内 部障害を含む)	5.0	17.5	17.5	3.8	6.3	42.5	7.5

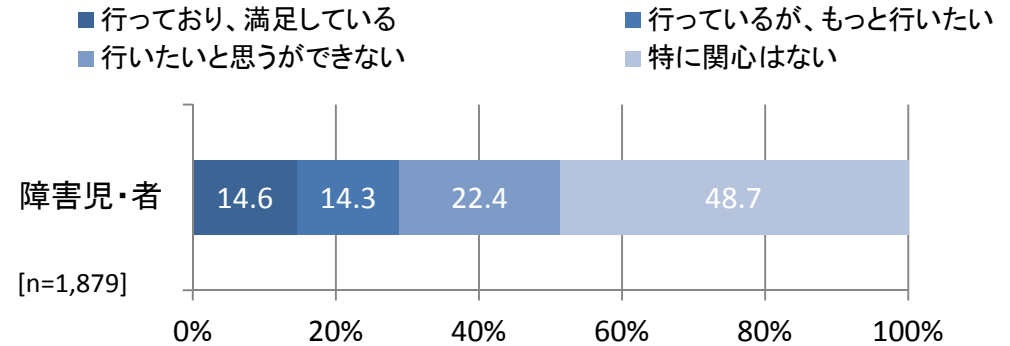
(出典) 平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

障害児・者のスポーツ・レクリエーションの実施状況

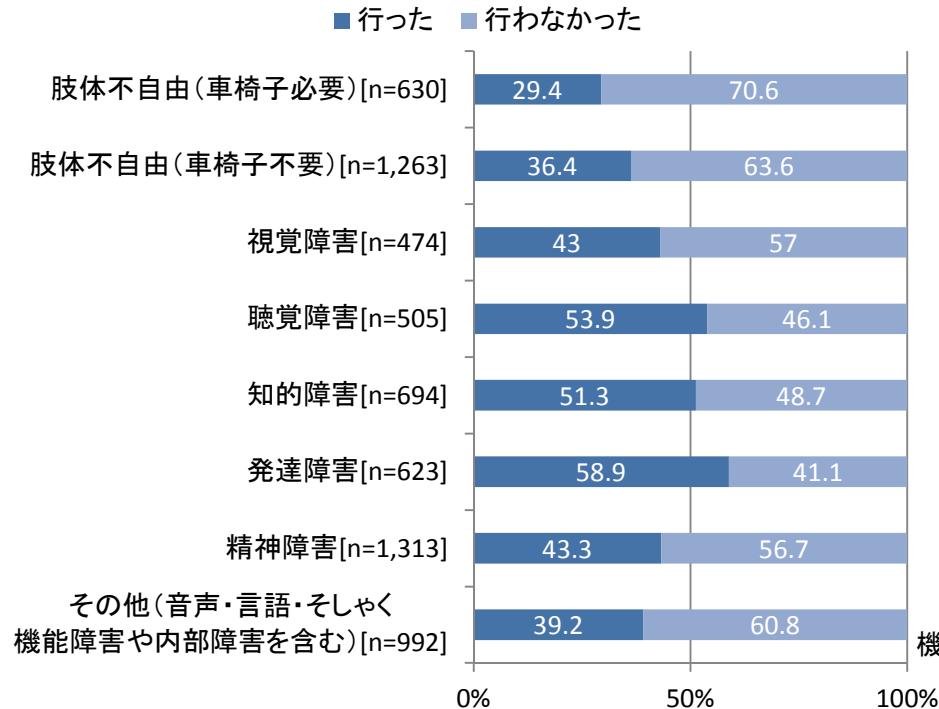
○過去一年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無



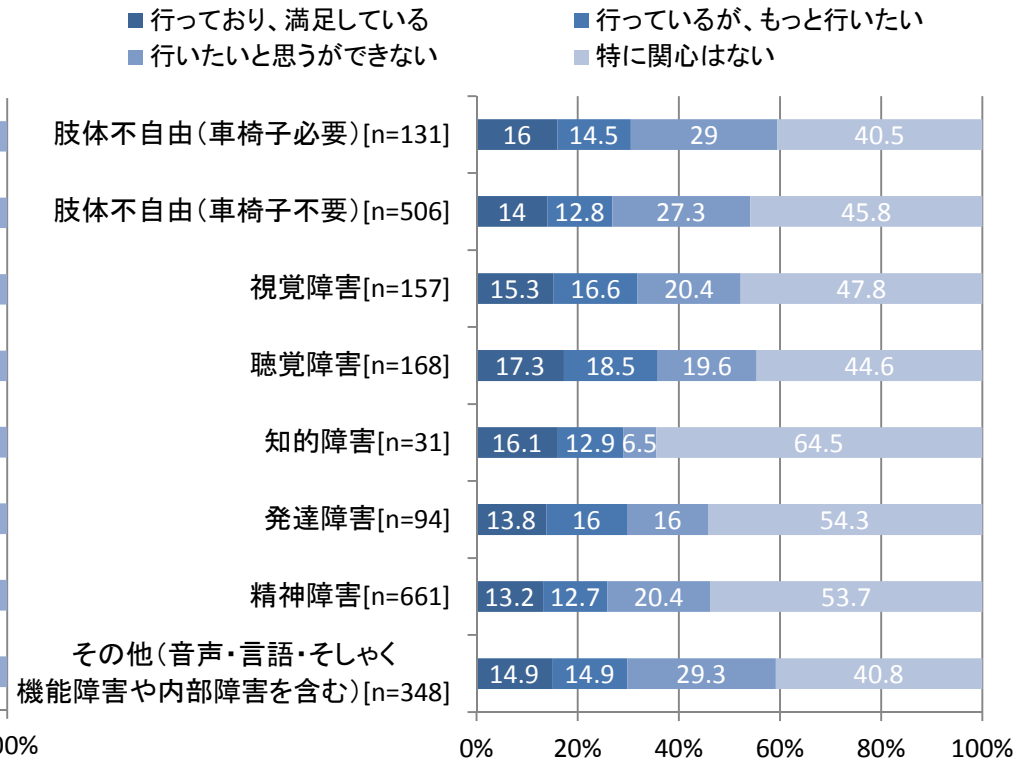
○現在のスポーツ・レクリエーションへの取組



○過去一年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無(障害種別)



○現在のスポーツ・レクリエーションへの取組(障害種別)



障害者数

身体障がい者(児)		395万人	50%
※	視覚障がい	32万人	4%
	聴覚・言語障がい	32万人	4%
	肢体不自由	171万人	22%
	内部障がい	93万人	12%
	不詳	59万人	8%
知的障がい者(児)		74万人	9%
精神障がい者(児)		320万人	41%

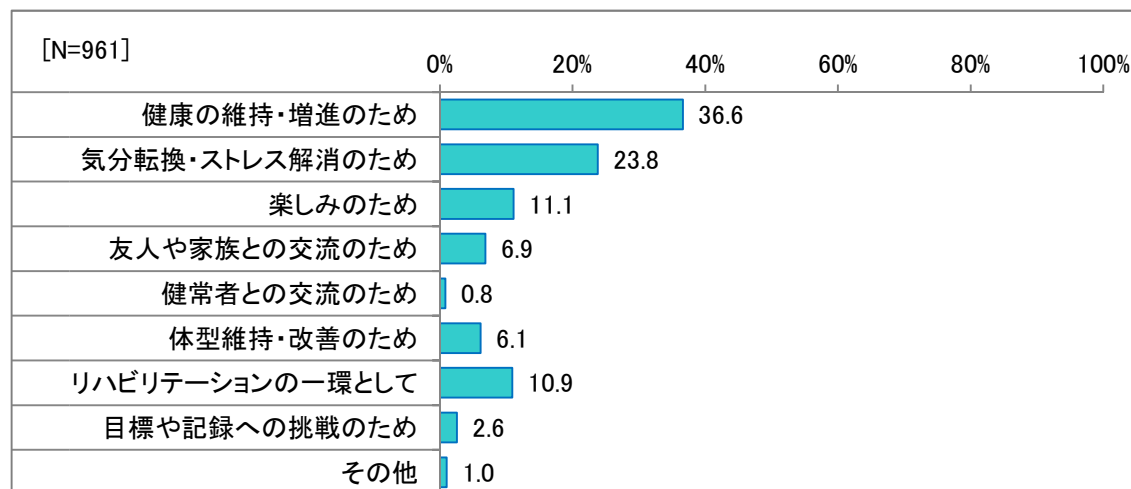
(小数点以下は四捨五入)

※種類別障がい者数については、在宅者のみの数であり、施設入所者はふくまれていない。

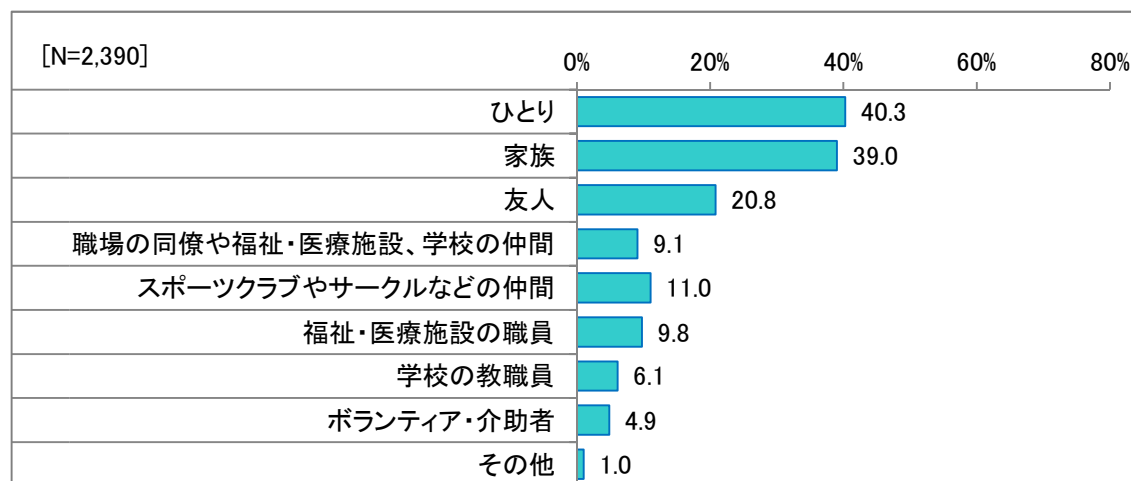
(出典)平成26年度障害者施策に関する基礎データ集より文部科学省作成

障害者がスポーツ・レクリエーションを実施する主な目的・相手

①スポーツ・レクリエーションを実施する主な目的

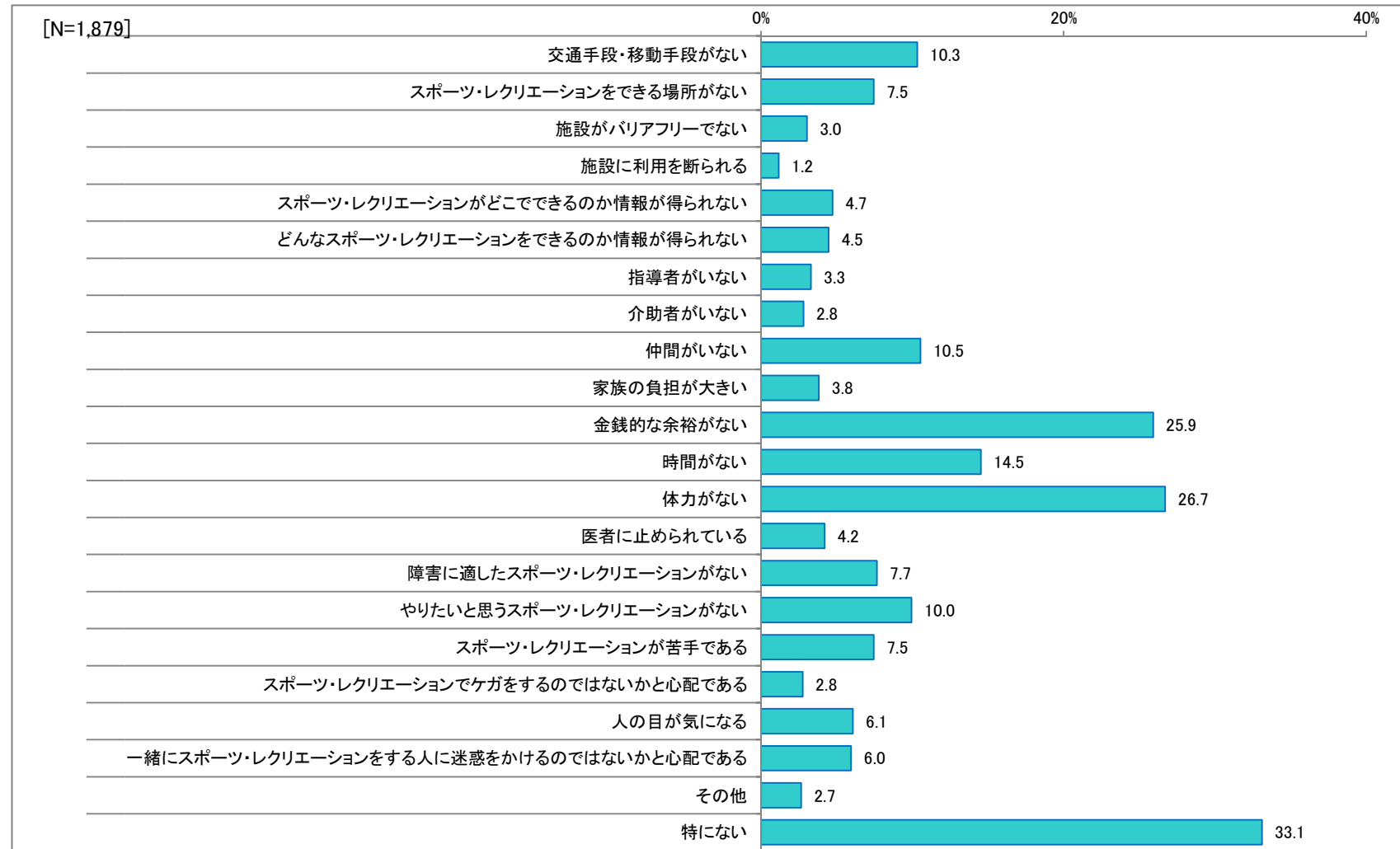


②スポーツ・レクリエーションを実施する相手（複数回答）



（出典）平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」

障害者によるスポーツ・レクリエーションの実施の障壁



(複数回答)

(出典) 平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

視覚障害を理由に小学校の体育の授業に参加できなかった経験と種目・活動

【小学校】

(複数回答)

通常校(n=39)	盲・視覚特別支援学校(n=7)
ない(29・74.4%)	ない(7・100.0%)
ある(10・25.6%)	ある(0・0.0%)
(参加できなかった種目・活動) ①球技種目(7) 球技全般を見学(5)、バレーボールを見学(1)、バスケットボールを一部見学(1) ②その他(3) (内容)水泳を見学(1)、ハードル走を別内容で実施(1)、ほとんど(水泳・マラソン以外)見学(1)	

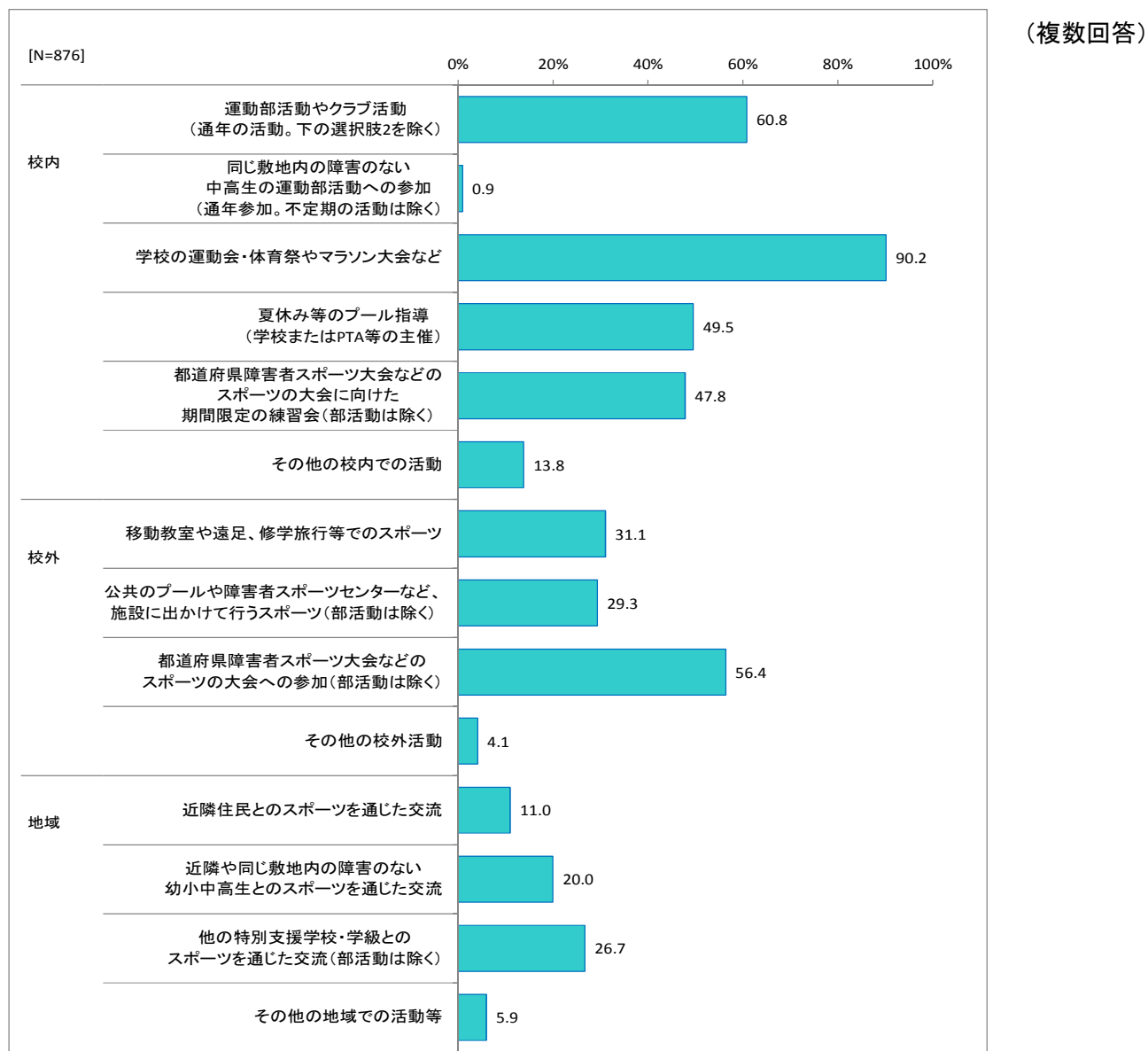
【中学校】

通常校(n=31)	盲・視覚特別支援学校(n=15)
ない(25・80.6%)	ない(15・100.0%)
ある(6・19.4%)	ある(0・0.0%)
(参加できなかった種目・活動) ①球技種目(5) 球技全般を見学(3)、バスケットボールを一部見学(1)、ソフトボールに打者で参加(1) ②その他(1) (内容)水泳を見学(1)	

【高校】

通常校(n=24)	盲・視覚特別支援学校(n=22)
ない(17・70.8%)	ない(22・100.0%)
ある(7・29.2%)	ある(0・0.0%)
(参加できなかった種目・活動) ①球技種目(9) バスケットボールを一部参加(1)、野球を見学(2)、球技全般を見学(1)、 ソフトボールに打者で参加(1)、バレーボールを見学(1)、サッカーを見学(1)、ラグビーを見学(1)	

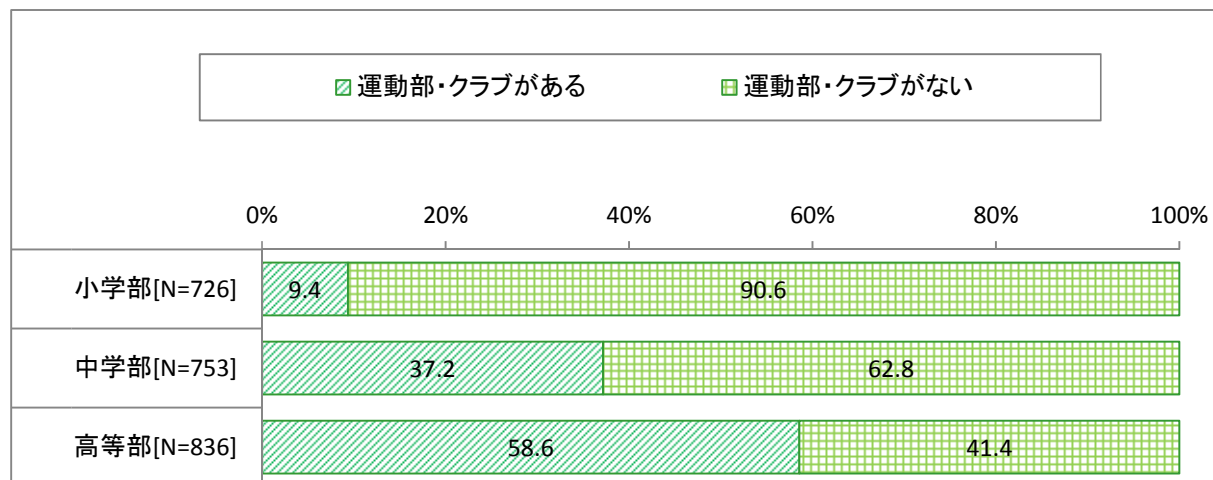
特別支援学校における体育の授業以外におけるスポーツの機会



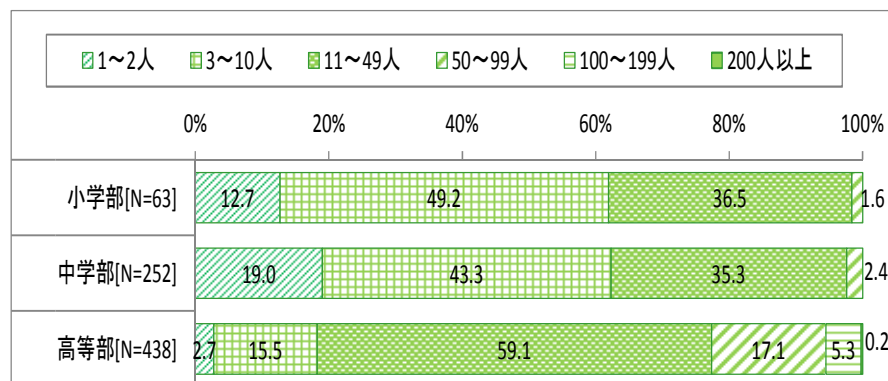
(出典) 平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況①

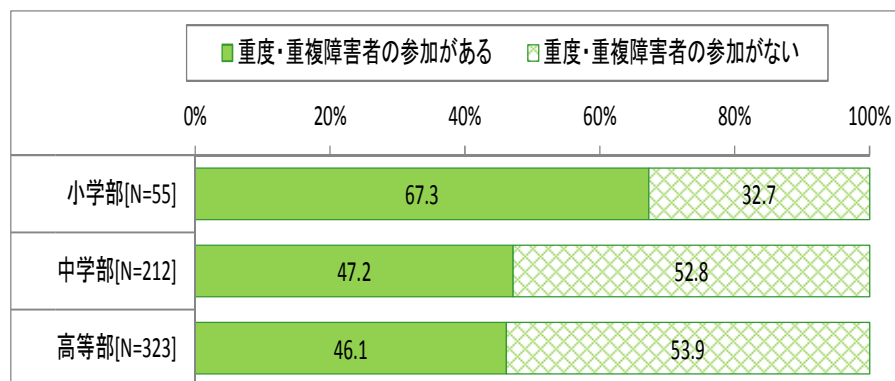
①運動部・クラブの有無



②運動部・クラブの人数(延べ人数)



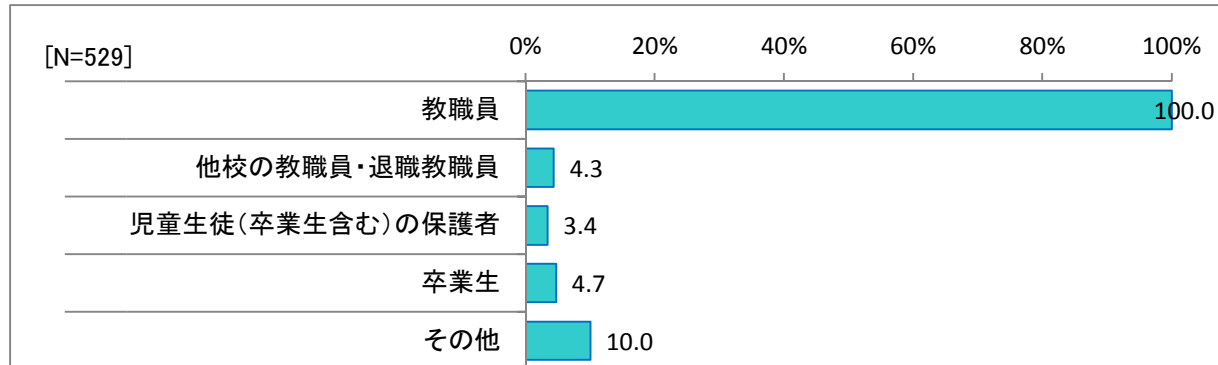
③重度・重複障害者の参加(重度・重複障害者在籍校のみ)



(出典) 平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

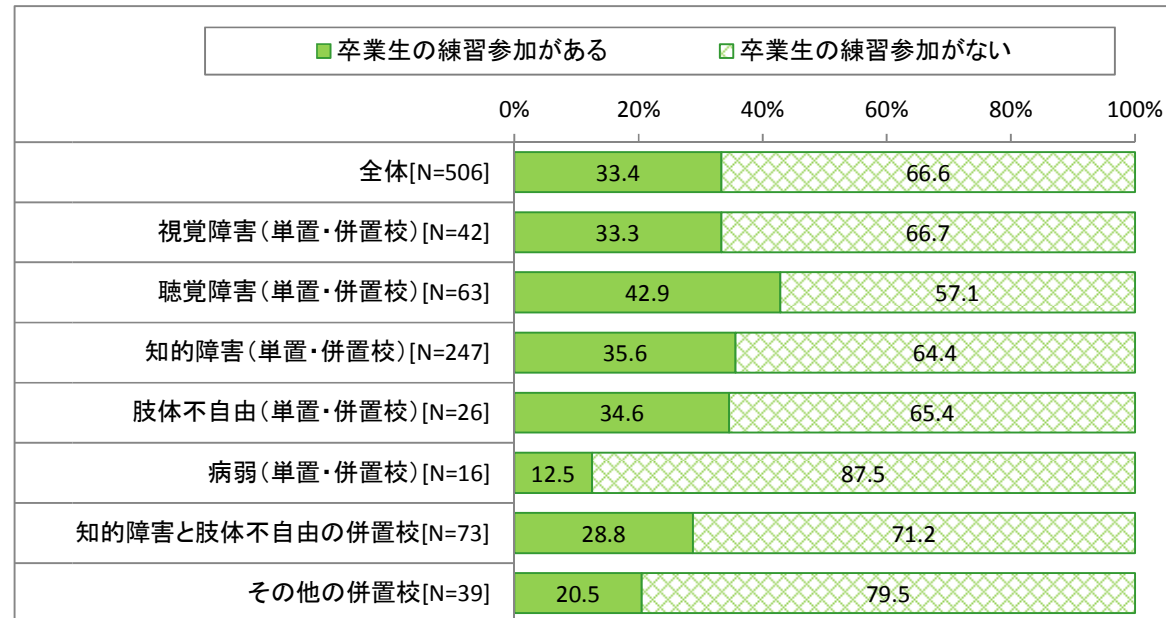
特別支援学校における運動部活動・クラブ活動の状況②

④運動部活動・クラブ活動の指導者、サポートスタッフ(複数回答)



注) 運動部・クラブがある学校のうち、指導者、サポートスタッフの質問に回答した529校を対象に集計

⑤運動部活動・クラブ活動における卒業生の練習参加状況

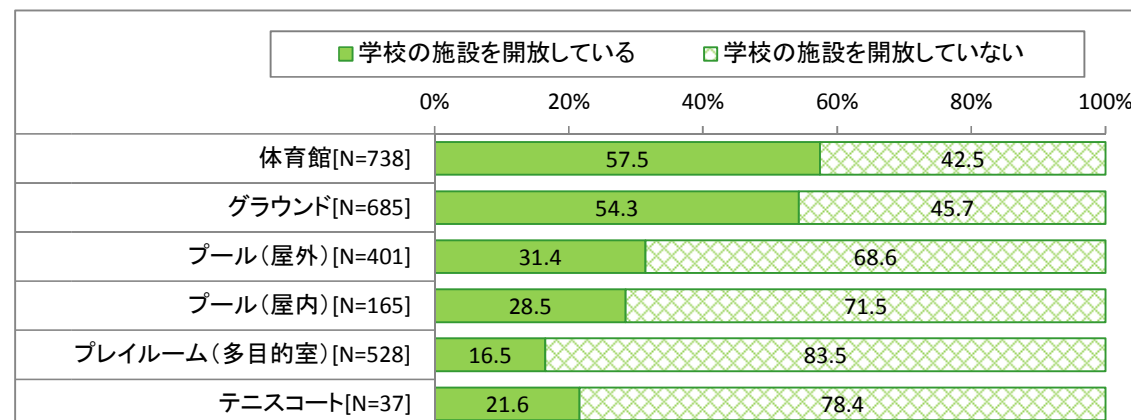


注) 有効回答数876のうち、学部ごとに運動部・クラブの質問に回答した学校を対象に集計

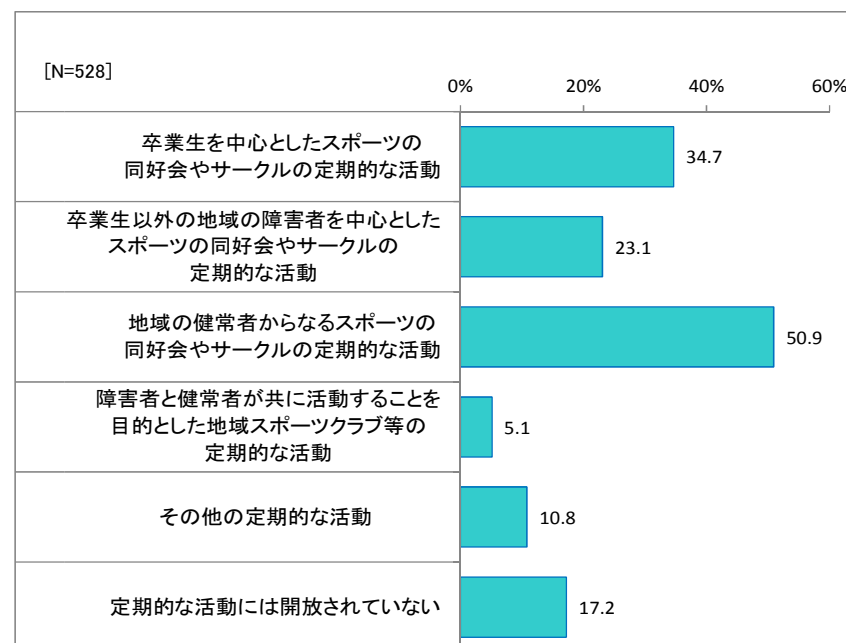
(出典) 平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

特別支援学校の学校開放の状況

①学校体育施設の事項の幼児児童生徒以外への開放状況(複数回答)



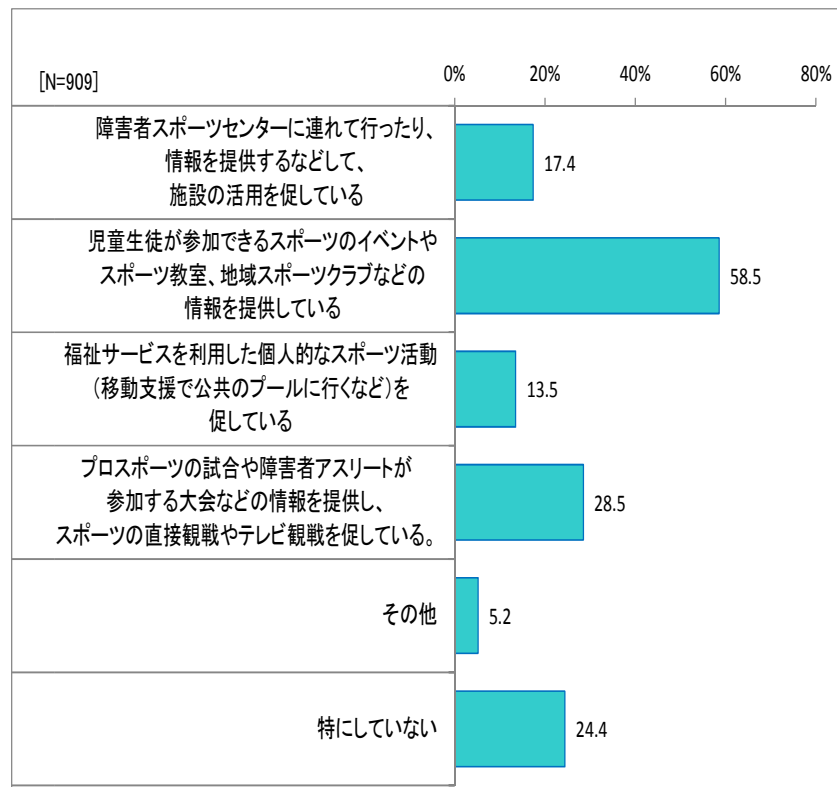
②学校体育施設で行われている活動(複数回答)



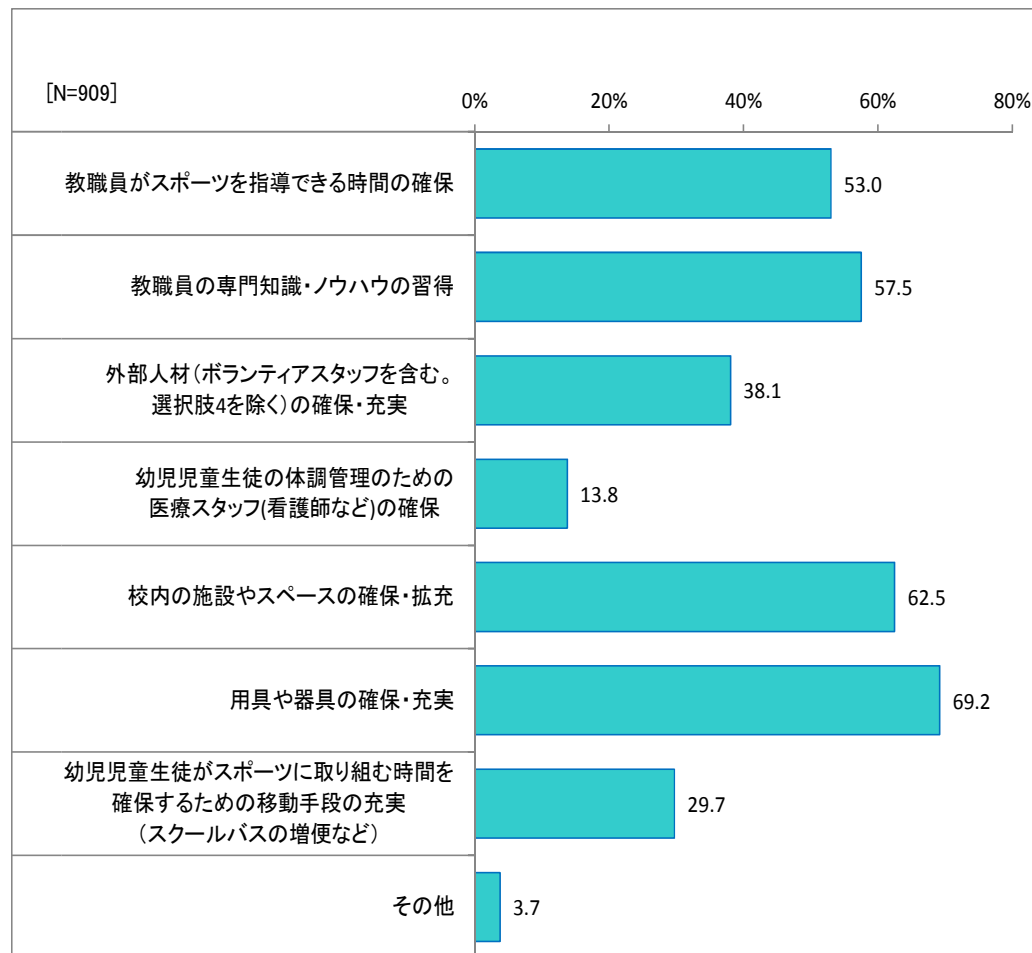
(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

特別支援学校における障害児のスポーツ活動の充実に関する配慮・取組

①児童生徒の学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮(複数回答)



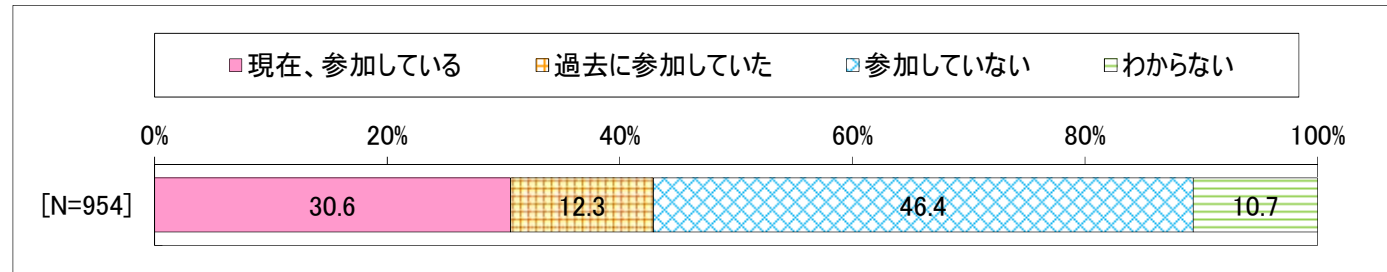
②スポーツ活動を充実させるための重要な取組(複数回答)



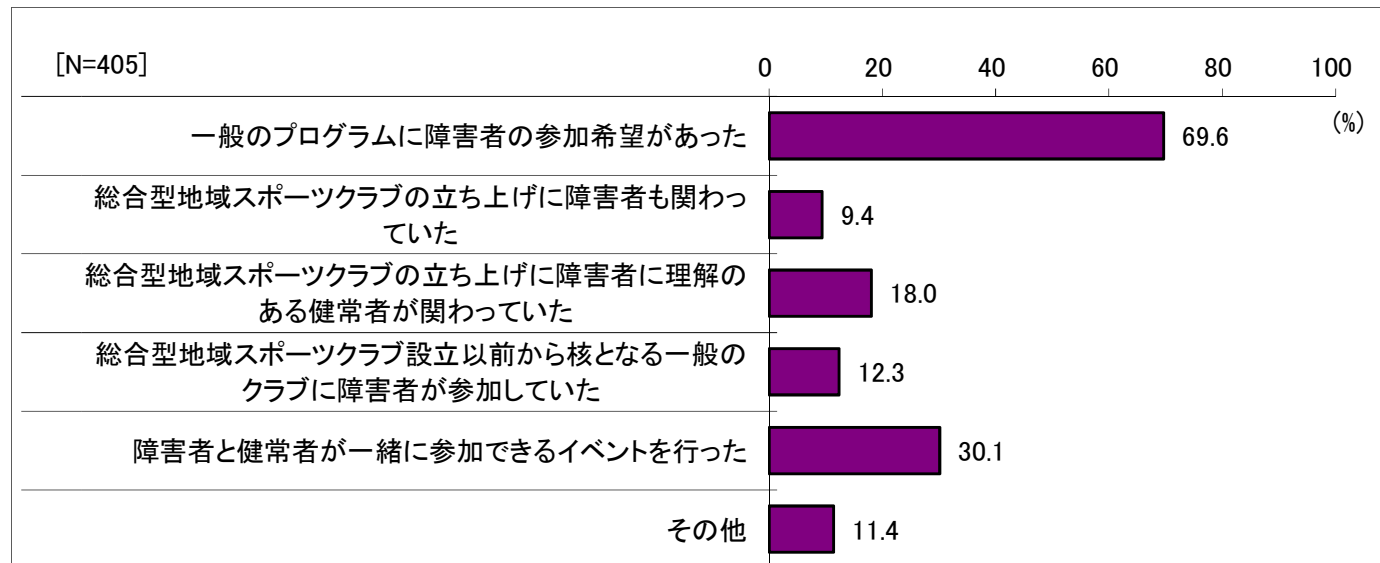
(出典)平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況①

①総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況

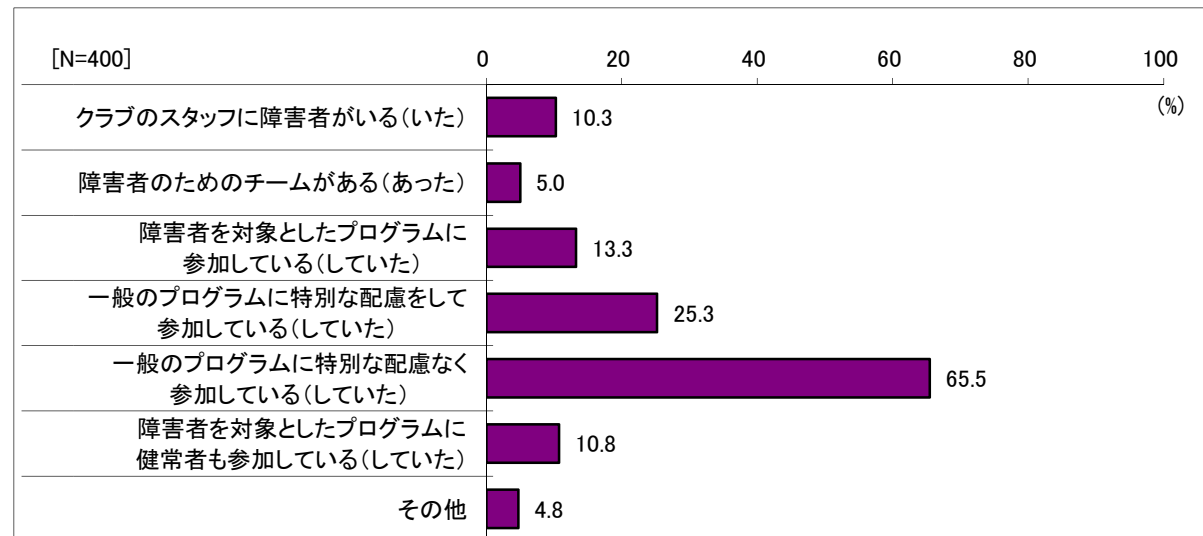


②障害者が参加した経緯(複数回答)

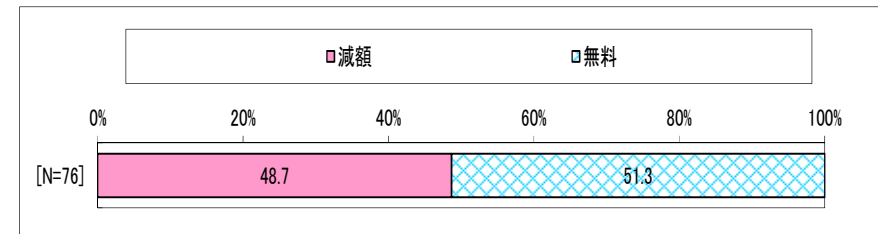
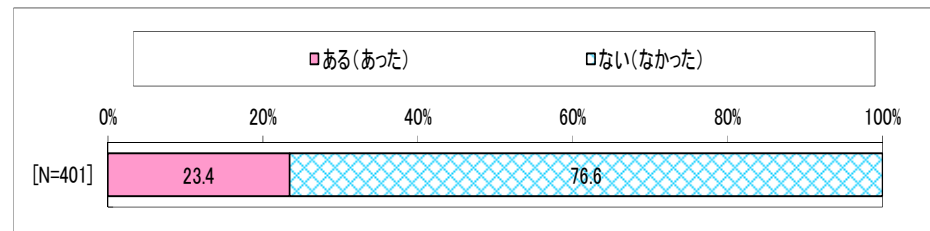


総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況②

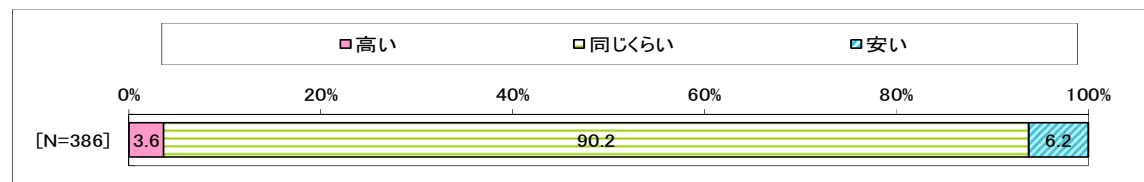
③障害者の参加プログラム



④障害者の会費割引の状況

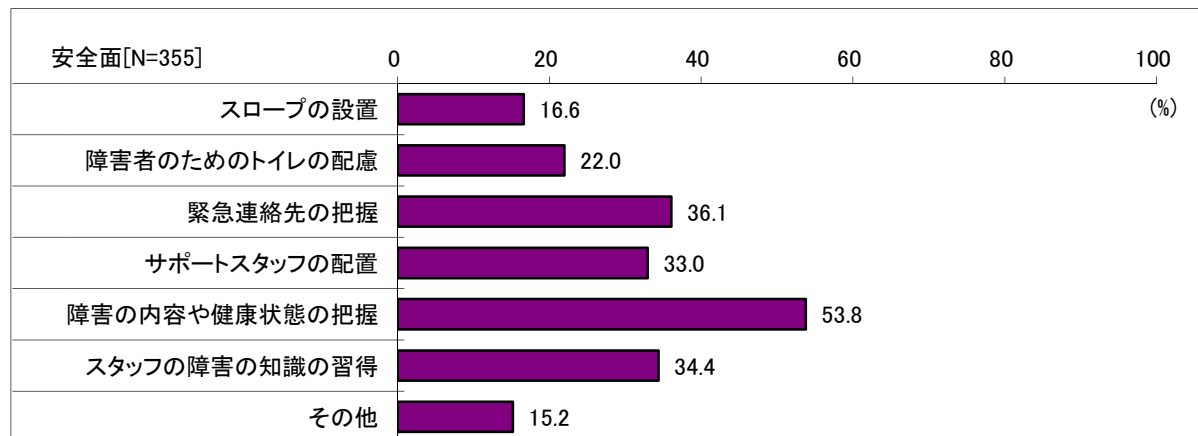


⑤健常者のみのプログラムとの経費の比較

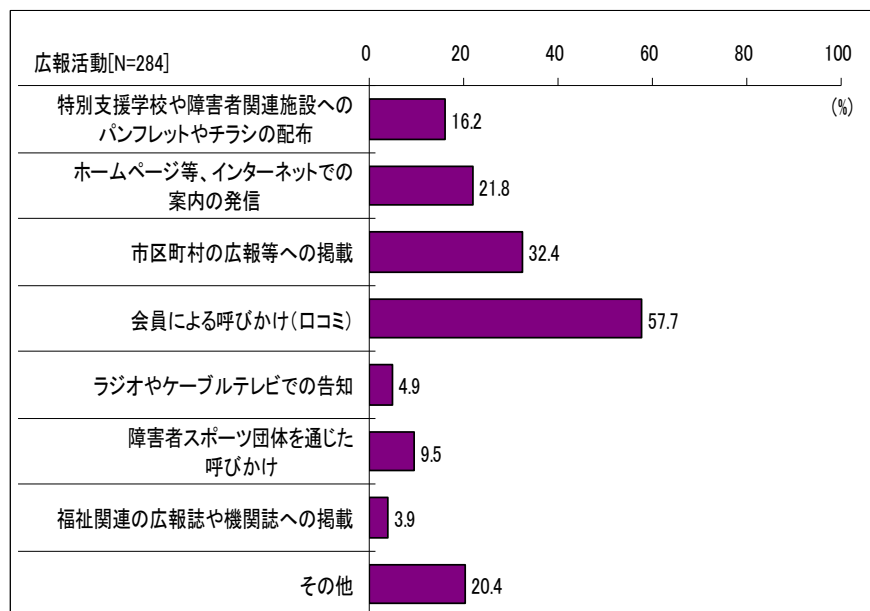


総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加に対応するための取組

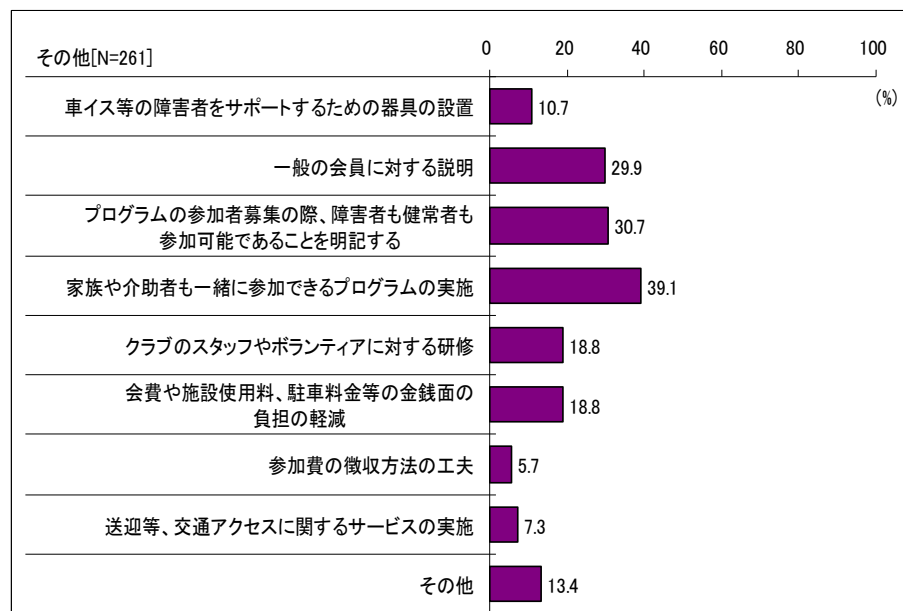
①安全面（複数回答）



②情報提供（広報活動）（複数回答）

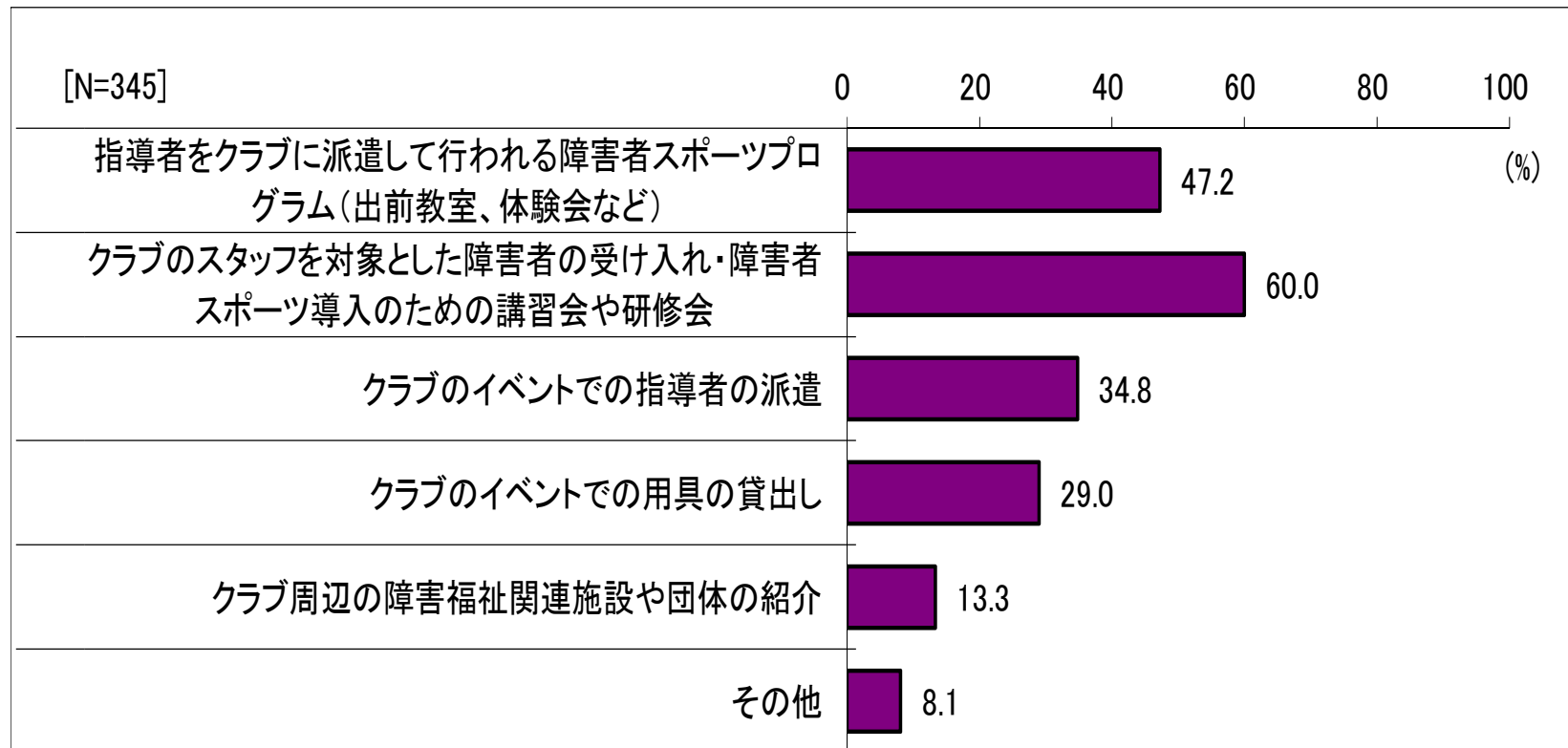


③その他（複数回答）



総合型地域スポーツクラブが障害者を受け入れるために希望する支援

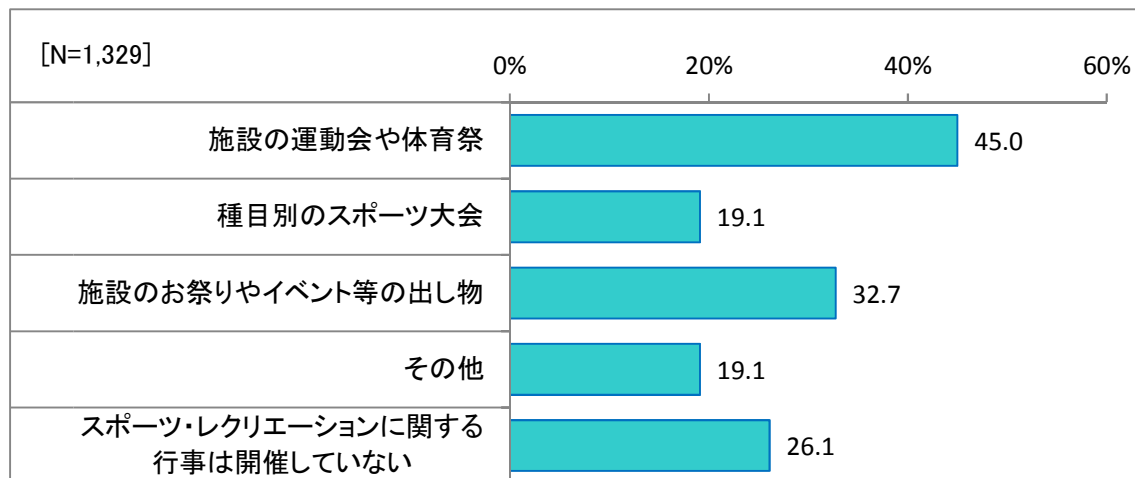
(複数回答)



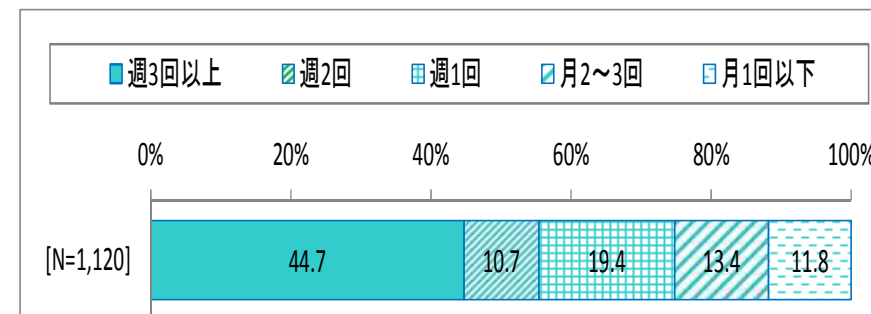
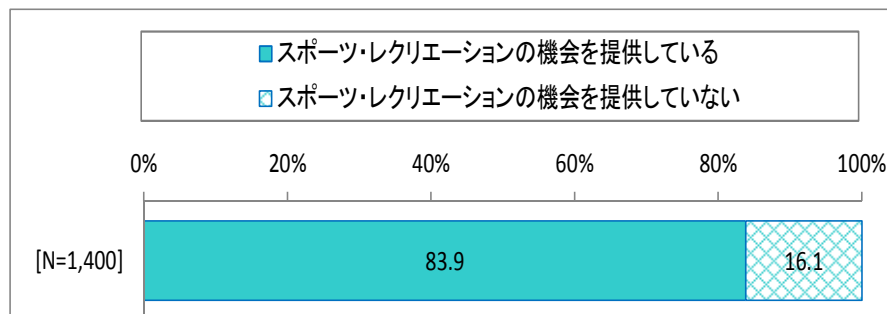
(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者入所施設におけるスポーツ・レクリエーションの実施状況

①スポーツ・レクリエーションに関する行事の開催（複数回答）



②日中活動におけるスポーツ・レクリエーションの状況・実施頻度（複数回答）



（出典）平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」

スポーツ推進委員協議会としての取組・課題・希望する支援

①スポーツ推進委員協議会としての取組（平成24・25年度）

取組みの内容等	都道府県 [N=47]		政令指定都市 [N=20]	
	N	%	N	%
① 障害者のためのスポーツイベントや教室の運営・指導の実施	5	10.6	5	25.0
② 障害者を受入れるための研修会の開催	11	23.4	5	25.0
③ 障害者スポーツに取り組んでいる市区町村協議会の把握	21	44.7	2	10.0

②障害者を受け入れていくための課題

都道府県 [N=47]

No	組織としての課題	%
1	障害者・障害者スポーツに関する知識・技術がない	31.9
2	場所・施設・設備の整備・バリアフリー	14.9
3	行政内の担当部署間の連携	10.6
	障害者スポーツに関する資格の取得・指導者育成	10.6
5	障害者スポーツに関わる機会・交流経験がない	8.5
	障害者スポーツ（組織）に関する情報の窓口がない	8.5

政令指定都市 [N=20]

No	組織としての課題	%
1	障害者スポーツに関わる機会・交流経験がない	40.0
2	障害者・障害者スポーツに関する知識・技術がない	35.0

③障害者を受け入れていくために希望する支援

都道府県 [N=47]

No	組織として今後希望する支援	%
1	研修会の開催・参加促進	25.5
2	障害者関連団体との連携	23.4
3	障害者が参加できるイベントの企画・開催	10.6
4	先進自治体での事例紹介	6.4
	国・自治体・全国スポーツ推進委員連合が指針・目標を提示	6.4

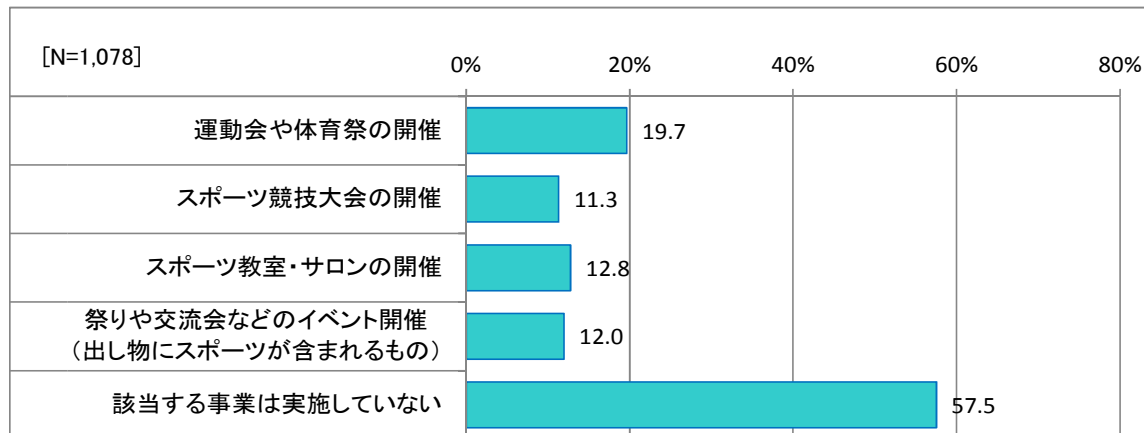
政令指定都市 [N=20]

No	組織として今後希望する支援	%
1	研修会の開催・参加促進	35.0
2	指導者・講師の派遣	20.0

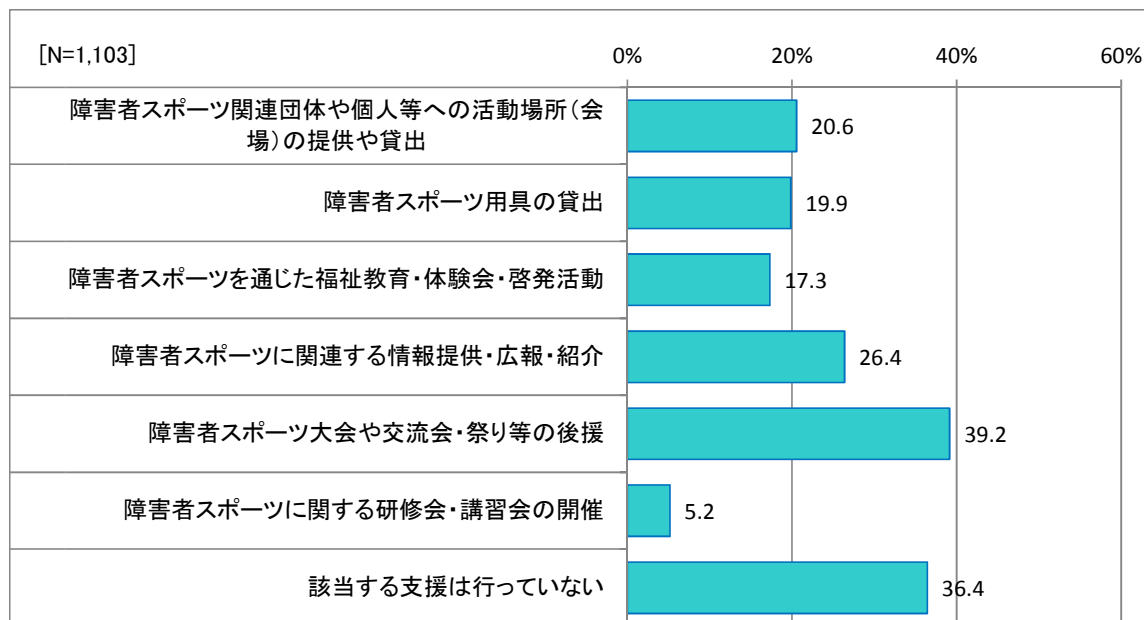
（出典）平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」

社会福祉協議会における障害者スポーツに関する状況

①障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等の実施状況（複数回答）



②障害者スポーツに関する支援状況（複数回答）



(出典)平成26年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者スポーツ指導者協議会

（公財）日本障がい者スポーツ協会寄附行為に定める協議会登録組織であり、日本障がい者スポーツ協会公認指導者として地域における障害者スポーツの普及・啓発を進める者による自主運営の非営利組織。

【参考：公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款 ～抄～】

（障がい者スポーツ指導者協議会）

第53条 この法人に、障がい者スポーツ指導者協議会を置く。

2 この協議会は、障がい者スポーツ指導者の指導技術の向上と指導者相互の連携を図り、障がい者スポーツの指導活動を促進し、指導体制の確立を図ることを目的とする。

3 障がい者スポーツ指導者協議会は、都道府県・指定都市の障がい者スポーツ指導者協議会が登録し、構成員となることができる。

4 障がい者スポーツ指導者協議会の運営の詳細規定は別に定める。

No	団体名	No	団体名
北海道ブロック		26	愛知県障害者スポーツ指導者協議会
1	北海道障害者スポーツ指導者協議会	27	名古屋市障害者スポーツ指導者協議会
東北ブロック		28	三重県障害者スポーツ指導者協議会
2	青森県障害者スポーツ指導員会	近畿ブロック	
3	岩手県障がい者スポーツ指導員協議会	29	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会
4	宮城県障害者スポーツ指導者協議会	30	京都障害者スポーツ指導者協議会
5	仙台市障害者スポーツ指導者協議会	31	大阪障害者スポーツ指導者協議会
6	秋田県障害者スポーツ指導者協議会	32	ひょうご障害者スポーツ指導者協議会
7	山形県障害者スポーツ指導者協議会	33	奈良県障害者スポーツ指導者協議会
8	福島県障害者スポーツ指導者協議会	34	和歌山県障害者スポーツ指導者協議会
関東ブロック		中・四国ブロック	
9	茨城県障害者スポーツ指導者協議会	35	島根県障害者スポーツ指導員連絡協議会
10	栃木県障害者スポーツ指導員協議会	36	鳥取県障がい者スポーツ指導者協議会
11	群馬県障害者スポーツ指導者協議会	37	岡山県障害者スポーツ指導者連絡協議会
12	埼玉県障害者スポーツ指導者協議会	38	広島県障害者スポーツ指導者協議会
13	千葉県障がい者スポーツ指導者協議会	39	山口県障害者スポーツ指導者協議会
14	東京都障害者スポーツ指導員協議会	40	徳島県障害者スポーツ指導者連絡協議会
15	神奈川県障害者スポーツ指導者協議会	41	香川県障害者スポーツ指導者協議会
16	横浜市障害者スポーツ指導者協議会	42	愛媛県障害者スポーツ指導者協議会
17	川崎市障害者スポーツ指導者協議会	43	高知県障がい者スポーツ指導者協議会
18	山梨県障害者スポーツ指導員連絡協議会	九州ブロック	
北信越ブロック		44	福岡障害者スポーツ指導者協議会
19	新潟県障害者スポーツ指導者協議会	45	佐賀県障害者スポーツ指導者協議会
20	富山県障がい者スポーツ指導者協議会	46	長崎県障害者スポーツ指導者協議会
21	石川県障害者スポーツ指導者協議会	47	熊本県障害者スポーツ指導者協議会
22	福井県障害者スポーツ指導者協議会	48	大分県障害者スポーツ指導者協議会
23	長野県障害者スポーツ指導者協議会	49	宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会
中部・東海ブロック		50	鹿児島県障害者スポーツ指導者協議会
24	岐阜県障害者スポーツ指導者協議会	51	沖縄県障害者スポーツ指導者連絡協議会
25	静岡県障害者スポーツ指導者協議会		

(公財)日本障がい者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者等の登録状況

- 地域の身近な障害者にスポーツの生活化を促進する「初級障害者スポーツ指導員」18,810名。
- 障害者スポーツ指導員の数は過去20年間で大きく増加したが、ここ10年は横ばいとなっている。

障害者スポーツ指導員（初級）

（全国：18,810名）（18時間以上の講習）

18歳以上で、身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進する。

障害者スポーツ指導員（中級）

（全国：2,663名）（56時間以上の講習）

初級障害者スポーツ指導員として2年以上の経験がある人が対象。
主に都道府県レベルで活動する。（全スポ選手団のコーチ）

障害者スポーツ指導員（上級）

（全国：743名）（52時間の講習）

中級障害者スポーツ指導員として3年以上の経験がある人が対象。
主に都道府県レベルのリーダーとして活動する。（全スポ選手団の監督）

障害者スポーツコーチ

（全国：139名）

中級又は上級障害者スポーツ指導員資格を有し、競技団体のコーチとして活動経験があり、競技団体の推薦がある者。関係団体と連携し、各種競技別の障害のある競技者の強化・育成を行う。（パラリンピックなどの国際大会の選手団の監督・コーチ）

障害者スポーツ医

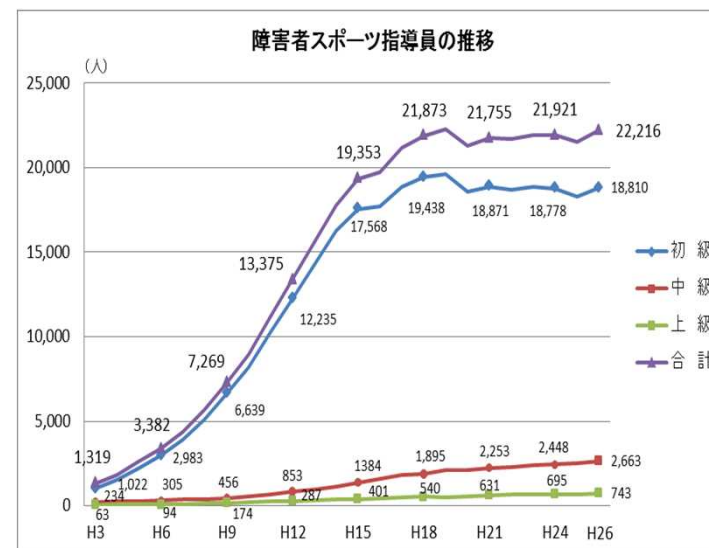
（全国：275名）

医師国家資格を5年以上経験し協会主催の講習会修了者。関係団体と連携し、障害者スポーツに対し医学的見地から障害者の健康維持・増進に寄与する。（パラリンピックなどの国際大会の帯同医・医務員）

障害者スポーツトレーナー

（全国：97名）

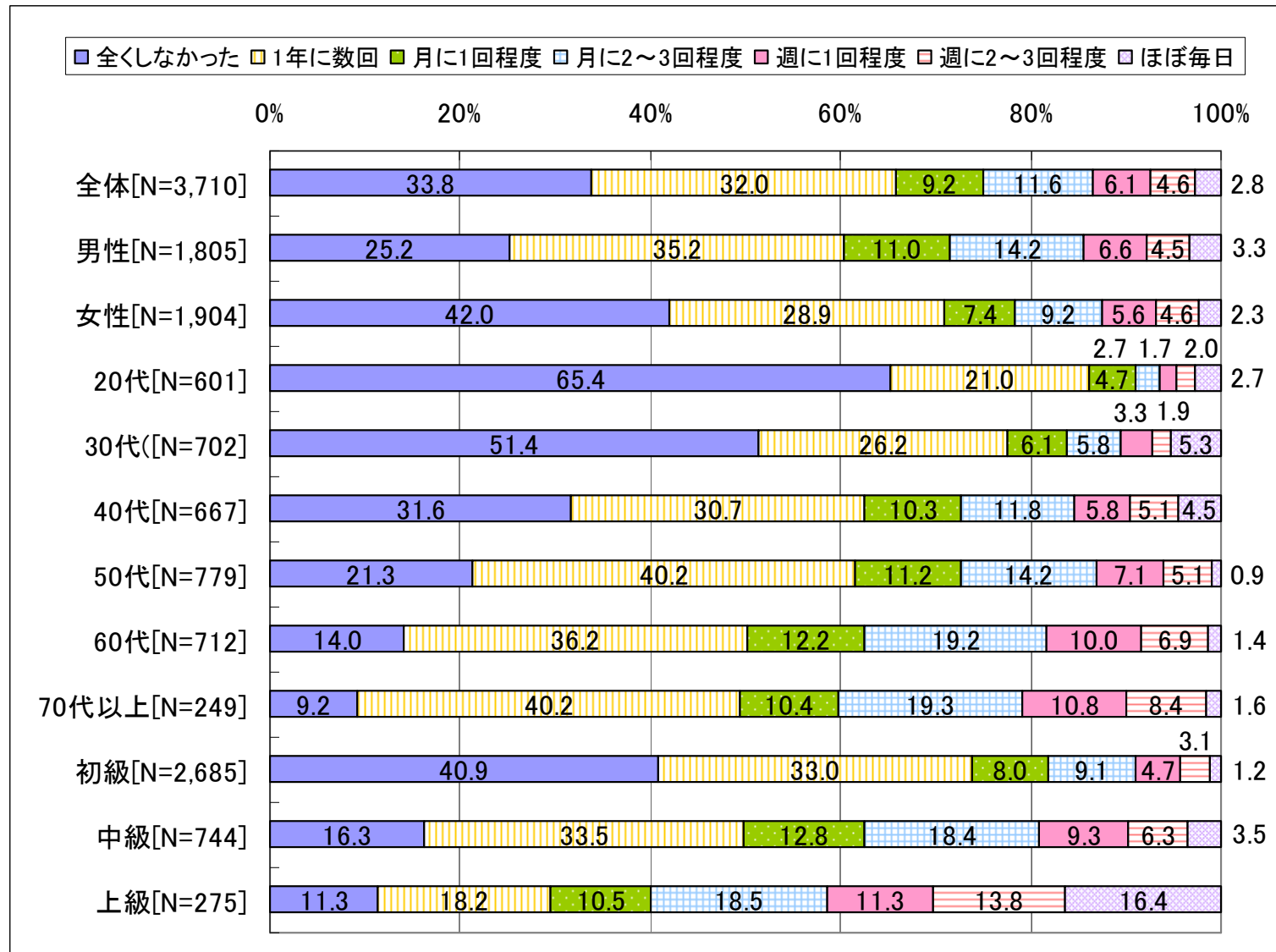
PT、OT、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、鍼灸師等の国家資格、又は日体協公認のアスレティックトレーナー資格を有する者。障害者のスポーツ活動に必要な身体のケア、安全管理を含めたコンディショニングを担当し、競技力の維持・向上の支援をする。



※人数は各年12月31日時点

障害者スポーツ指導員としての活動頻度

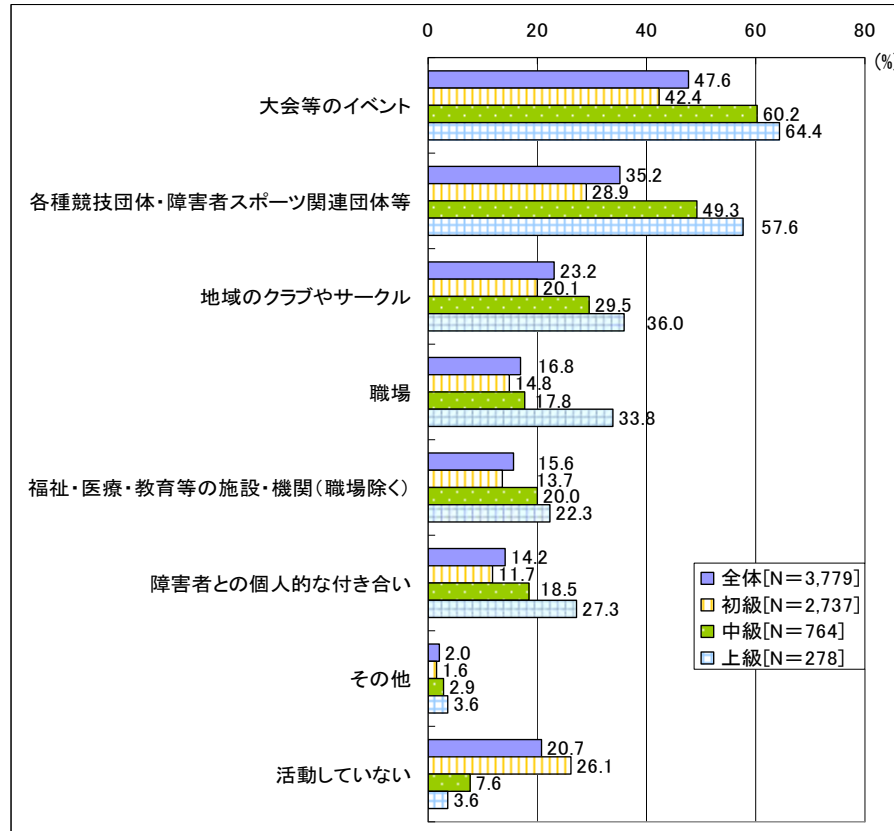
(平成23年度)



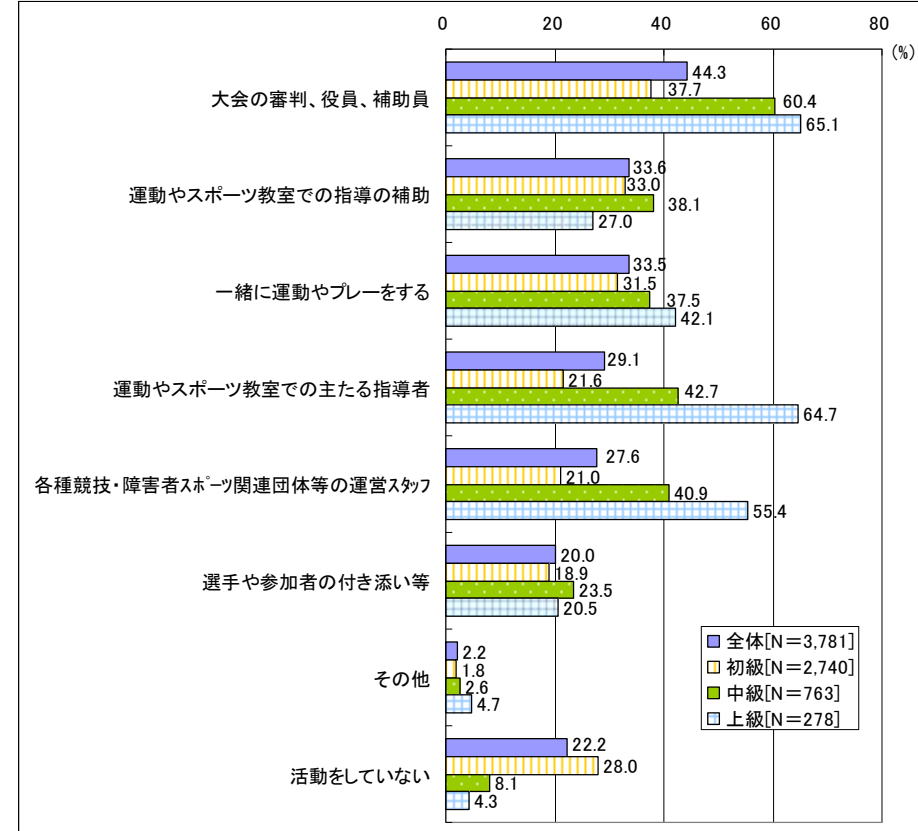
(出典) 平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

障害者スポーツ指導員としての主な活動場所・役割

①主な活動場所(全体、資格種別 複数回答)



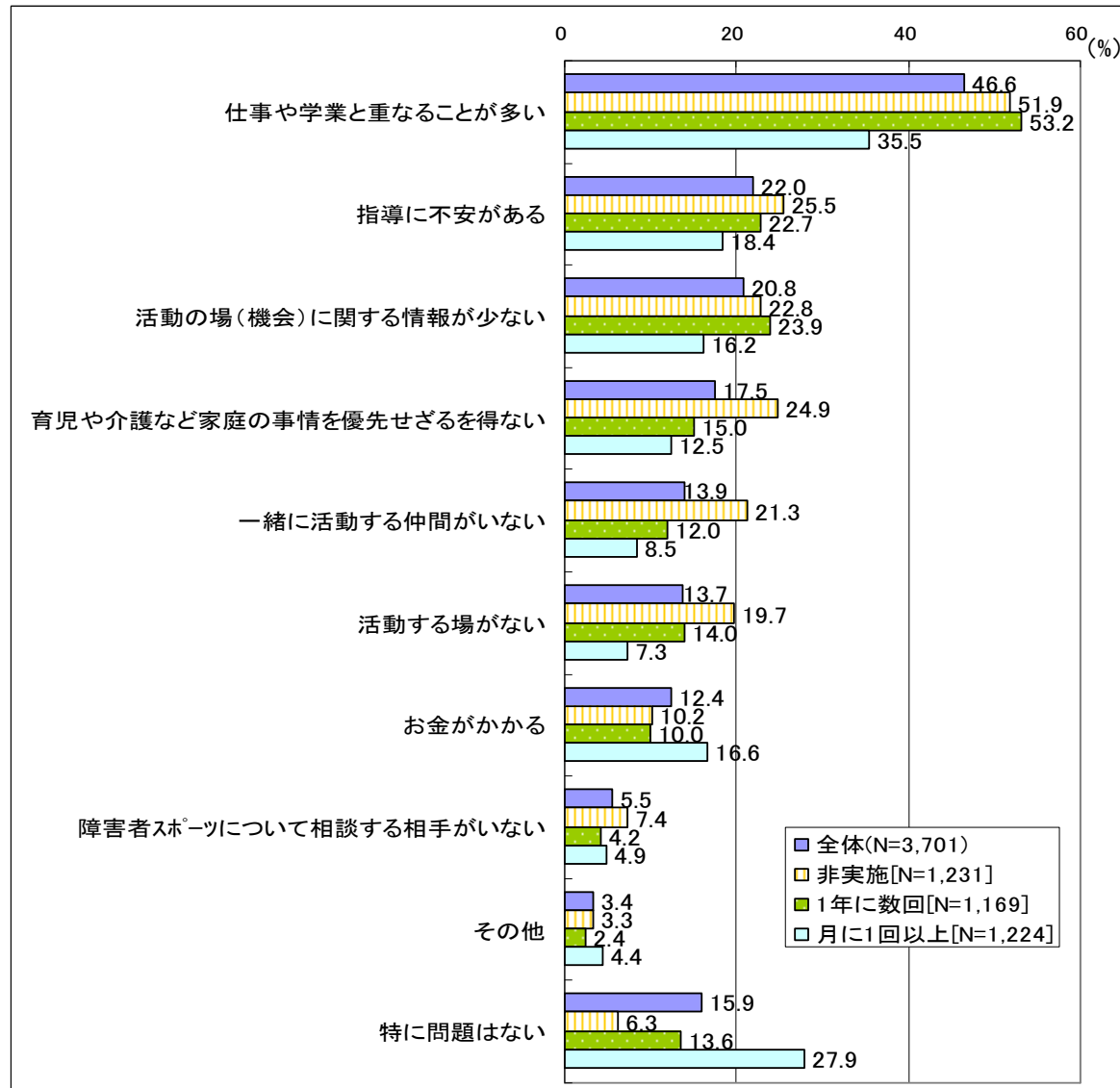
②主な役割(全体、資格種別 複数回答)



(出典) 平成24年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者スポーツ指導員の活動する際の問題点

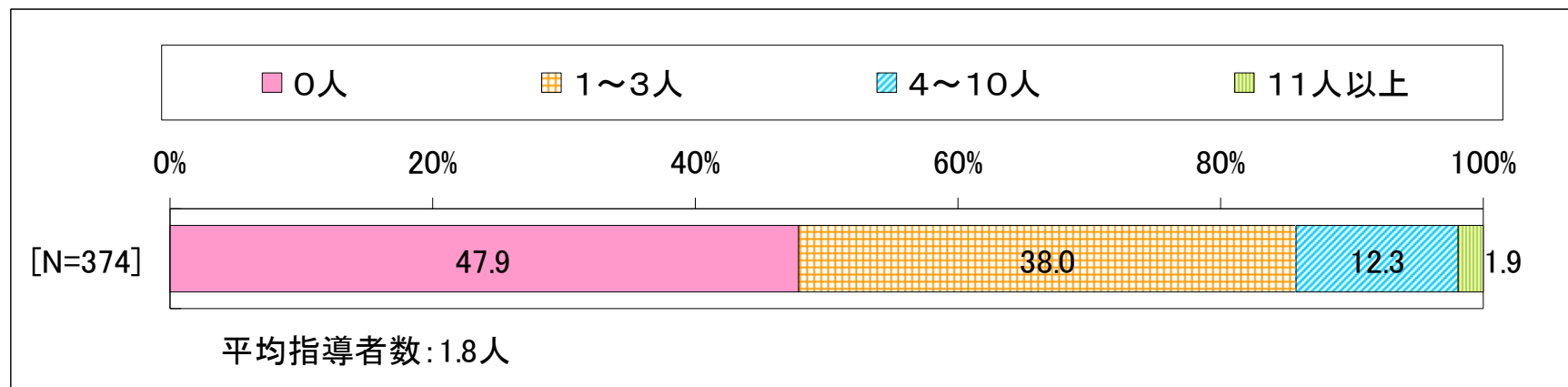
(全体、活動頻度群別 複数回答)



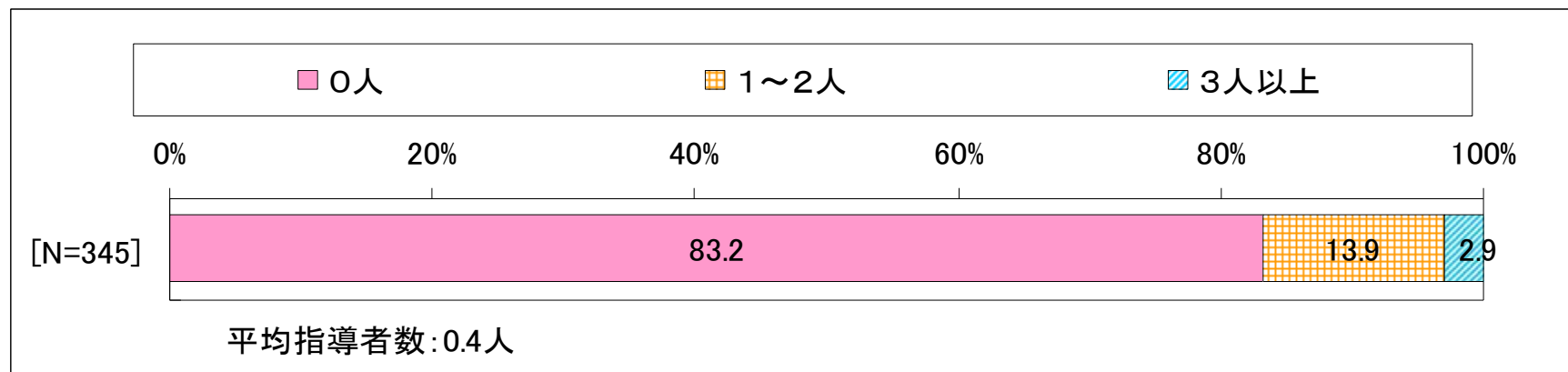
(出典)平成24年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」

障害者が参加する総合型地域スポーツクラブの指導者の状況

①障害者が参加する各総合型地域スポーツクラブにおいて障害者スポーツを指導している指導者数



② ①における日本障がい者スポーツ協会の資格取得者数



障害者スポーツセンター

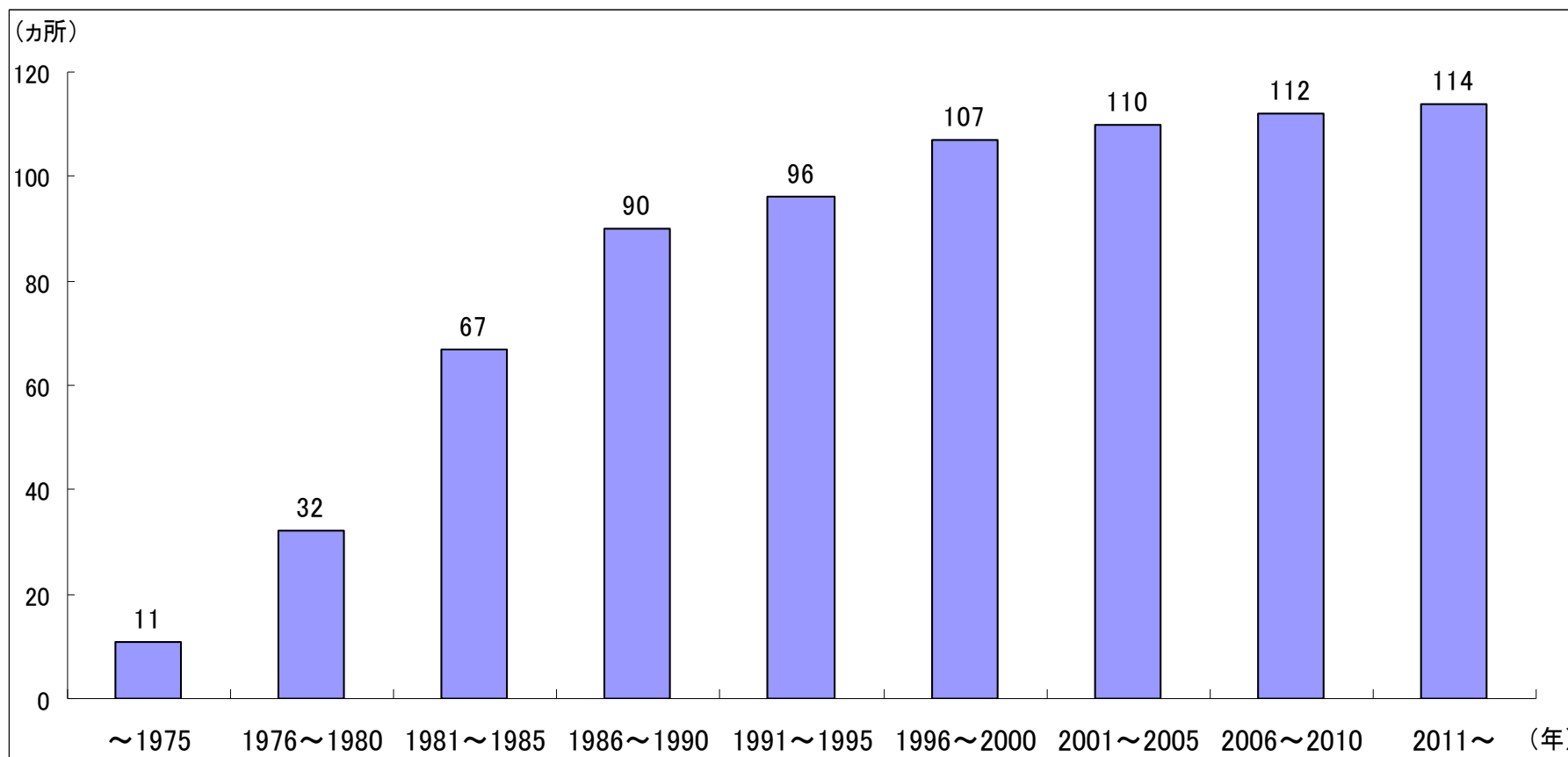
障害のある人のスポーツ・レクリエーションの活動拠点であり、選手の育成・強化を自主的に行う非営利組織。
（公財）日本障がい者スポーツ協会の障害者スポーツセンター協議会に加盟している。

No	団体名
1	ふれあいランド岩手
2	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
3	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール
4	埼玉県障害者交流センター
5	東京都障害者総合スポーツセンター
6	東京都多摩障害者スポーツセンター
7	新潟県障害者交流センター
8	長野県障がい者福祉センター
9	滋賀県立障害者福祉センター
10	広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター
11	高知県立障害者スポーツセンター
12	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール
13	名古屋市障害者スポーツセンター
14	京都市障害者スポーツセンター
15	大阪市長居障がい者スポーツセンター
16	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター
17	神戸市立市民福祉スポーツセンター
18	広島市心身障害者福祉センター
19	福岡市立障がい者スポーツセンター
20	西宮市総合福祉センター
21	大阪府立障がい者交流促進センター
22	鹿児島県障害者自立交流センター
23	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
24	堺市立健康福祉プラザスポーツセンター
25	北九州市障害者スポーツセンターアレアス

障害者スポーツ施設数の推移

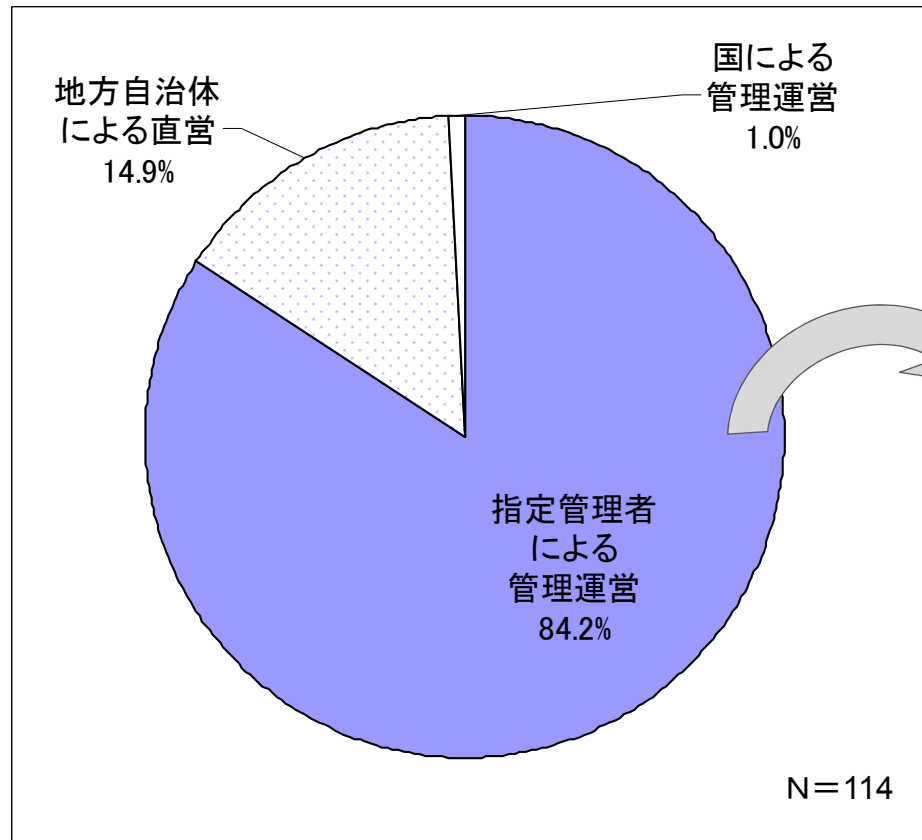
- 施設の約8割にあたる90か所が1990年までに設置されている。
- 2001年以降は7か所の設置にとどまっている。

【障害者スポーツ施設数の推移】



出典：平成24年度文部科学省委託事業「地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究
(健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業)報告書」

障害者スポーツ施設の管理運営主体



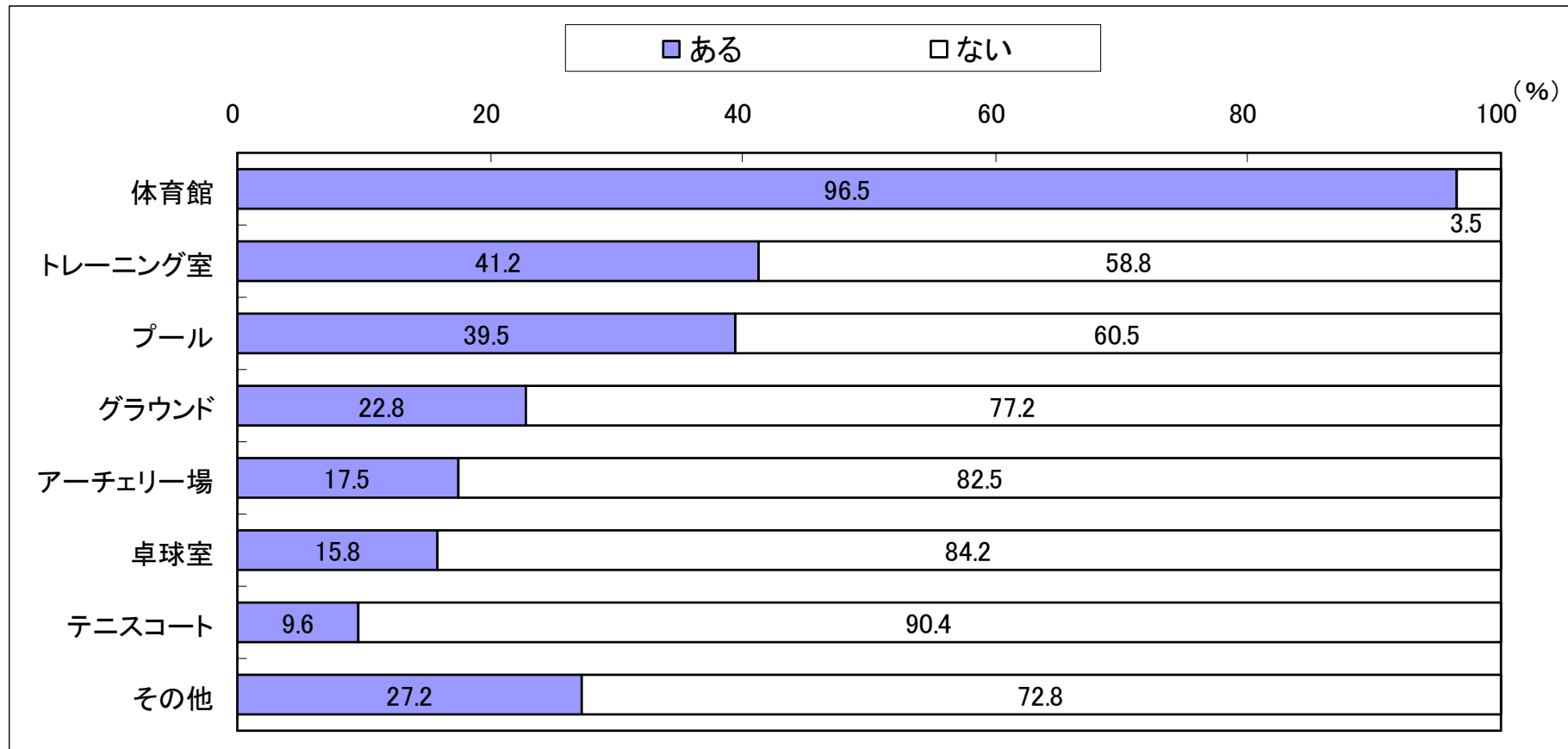
障害者スポーツ施設の指定管理者の内訳

分類	割合(%)
社会福祉協議会・社会福祉事業団・リハビリテーション事業団	64.5
障害者スポーツ協会	7.5
体育協会・スポーツ振興事業団	10.8
民間事業者	5.4
スポーツ団体	2.2
自治体	1.1
労働者協同組合	2.2
その他	6.5

N=93

(出典) 平成24年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

障害者スポーツ施設に付帯する施設



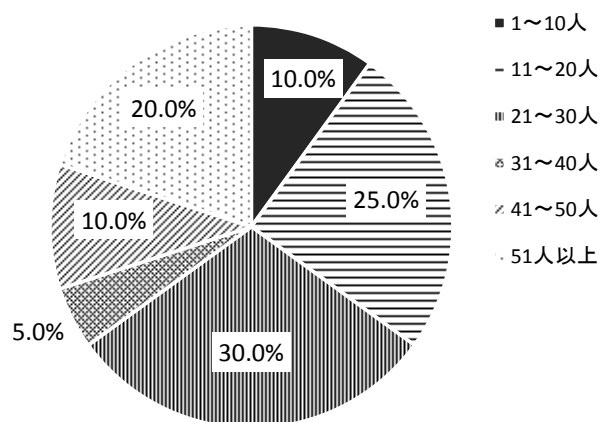
N=114(複数回答)

(出典) 平成24年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業
(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書」

スポーツ施設における職員数及び常勤職員の割合

<地域スポーツ施設>

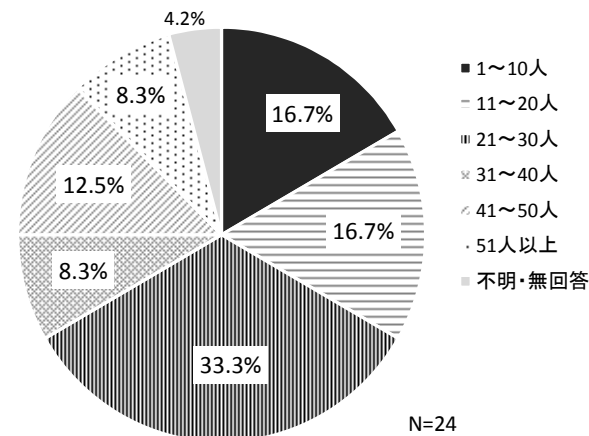
職員数の割合



N=20

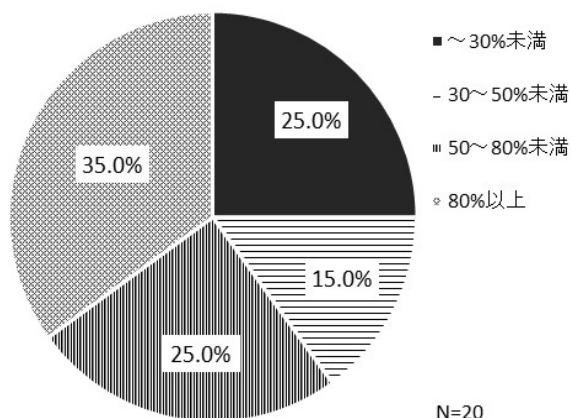
<障害者スポーツ施設>

職員数の割合



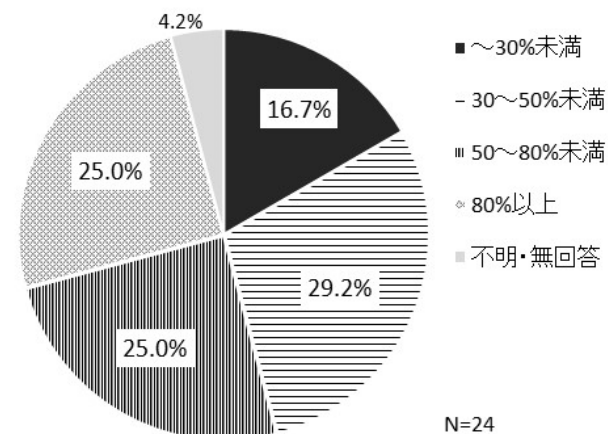
N=24

常勤職員の割合



N=20

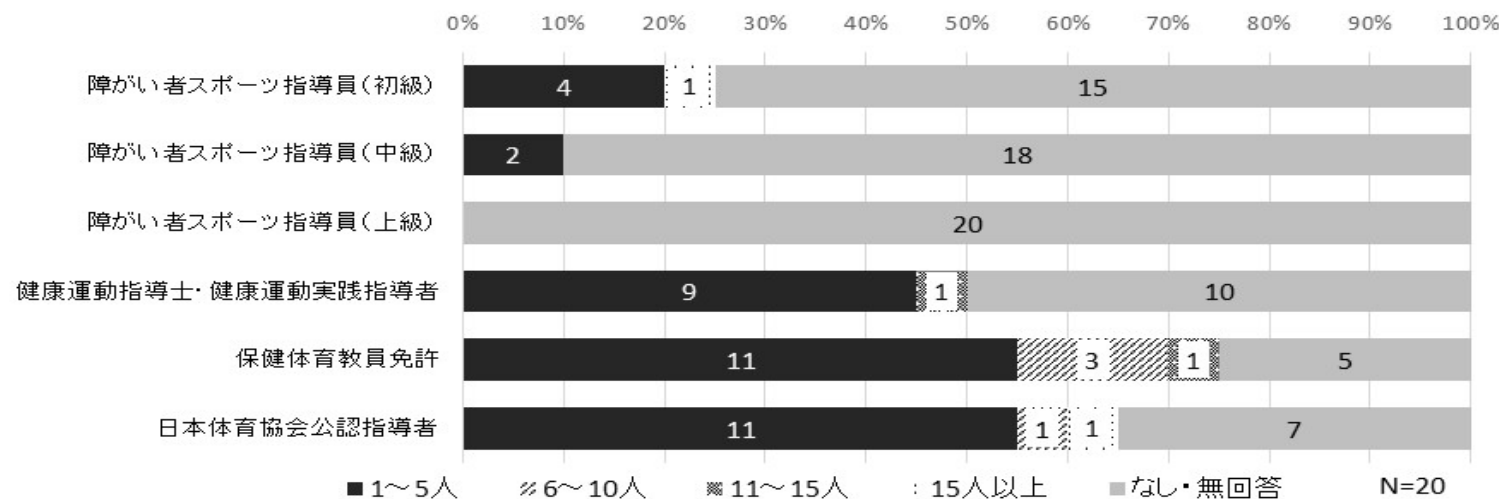
常勤職員の割合



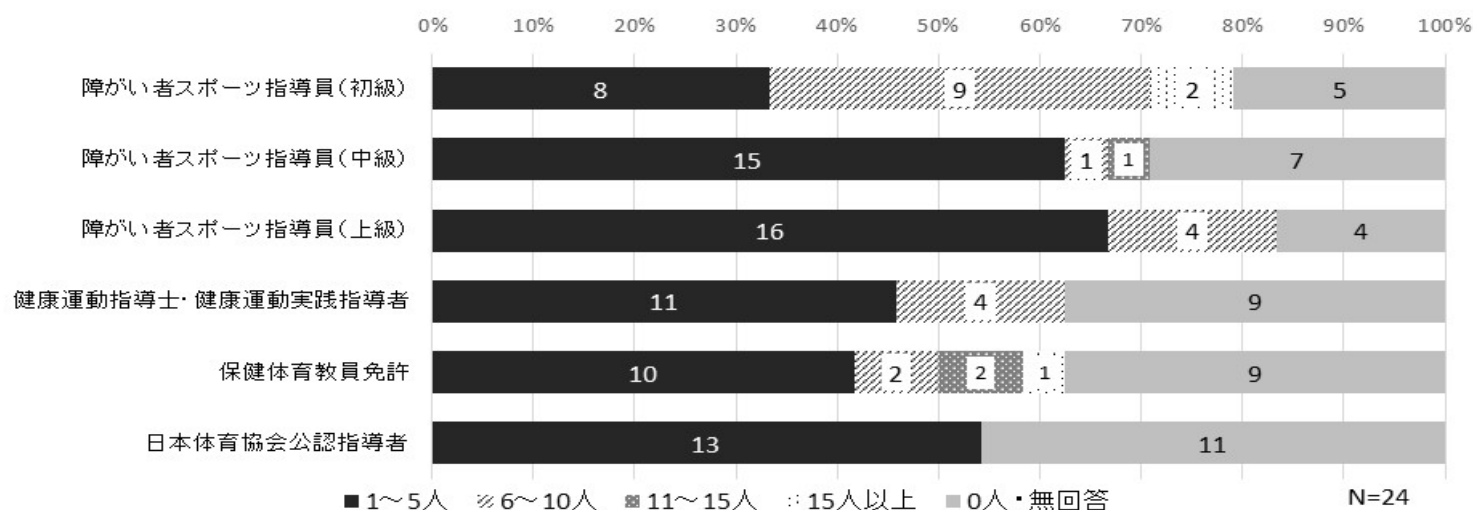
N=24

スポーツ施設の職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関する資格

<地域スポーツ施設>



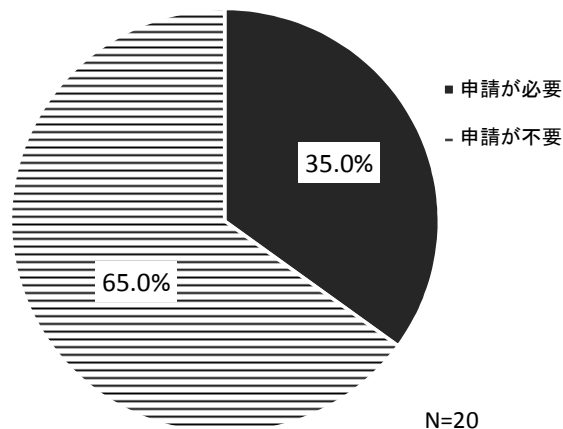
<障害者スポーツ施設>



障害者のスポーツ施設利用(個人利用初回時)の手続き・確認事項

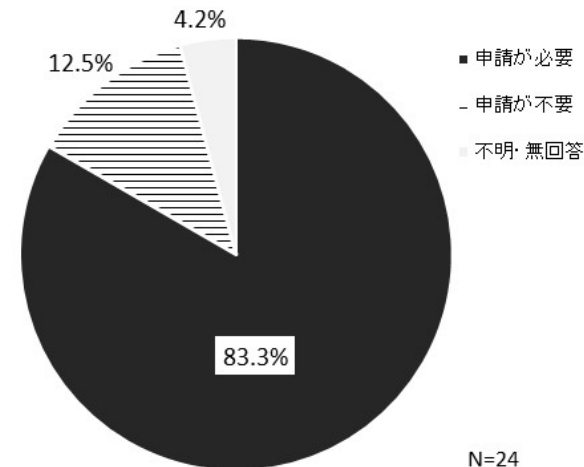
<地域スポーツ施設>

障害者の個人利用初回申請の有無

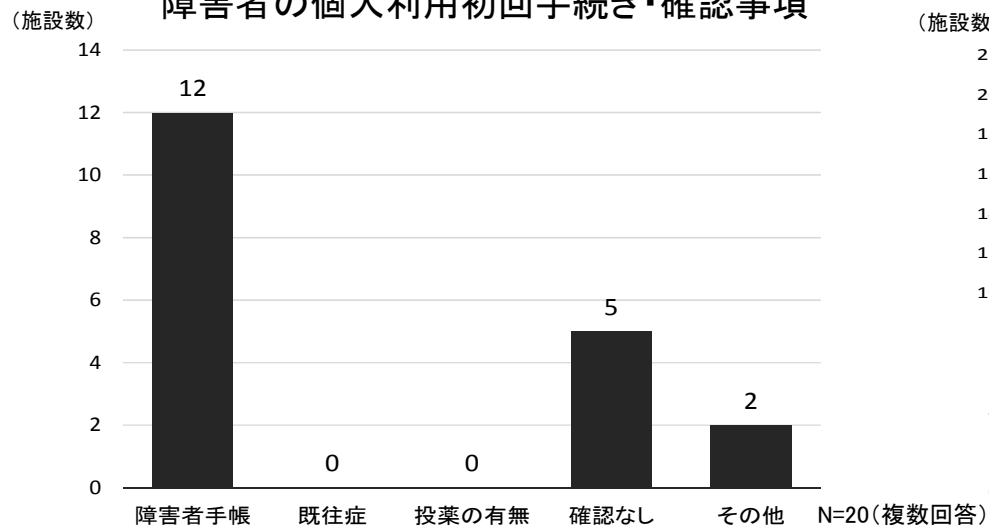


<障害者スポーツ施設>

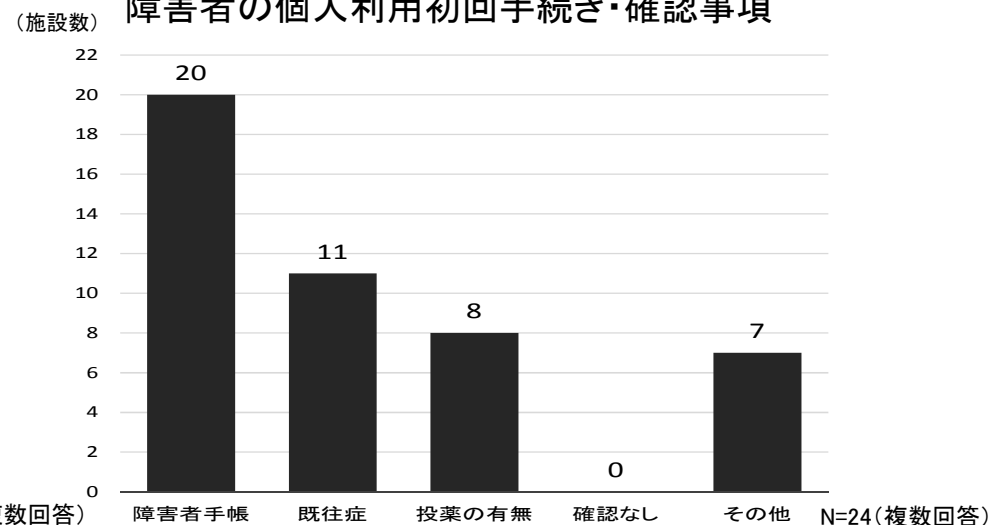
障害者の個人利用初回申請の有無



障害者の個人利用初回手続き・確認事項



障害者の個人利用初回手続き・確認事項



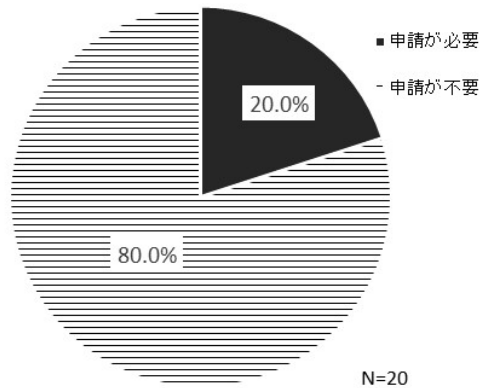
※その他:障害者スポーツ施設→「発作の有無」、「緊急時連絡先等」

(出典)平成26年度文部科学省委託事業「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」

障害者のスポーツ施設利用(団体利用時)の手続き・確認事項

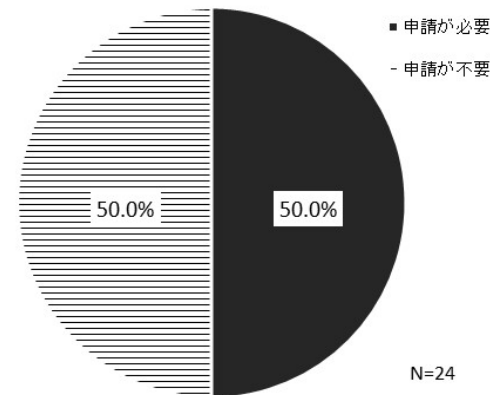
<地域スポーツ施設>

障害者の団体利用申請の有無

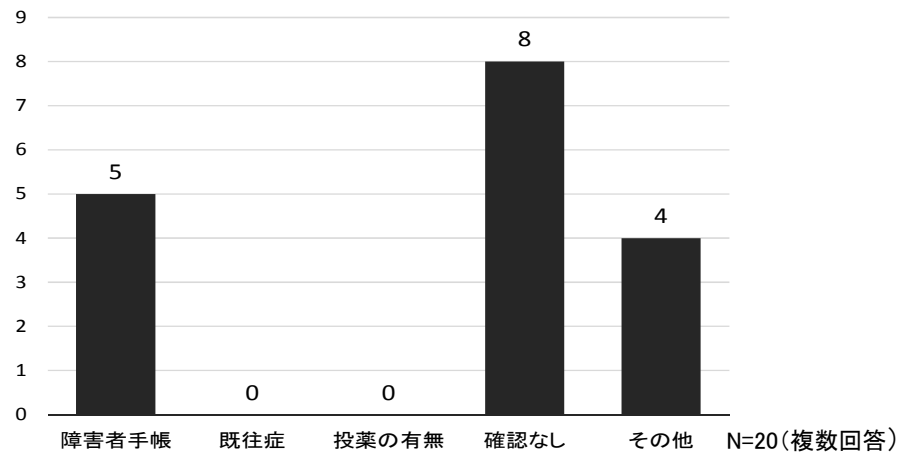


<障害者スポーツ施設>

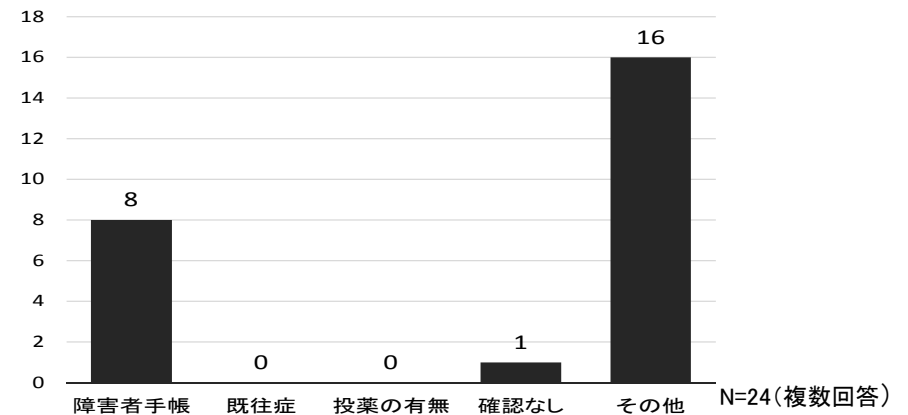
障害者の団体利用申請の有無



(施設数) 障害者の団体利用手続き・確認事項



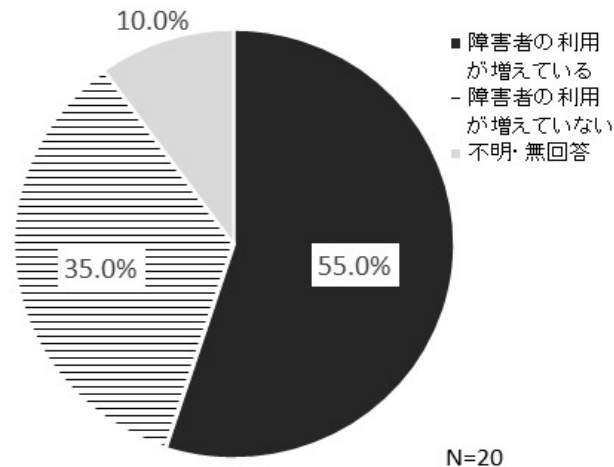
(施設数) 障害者の団体利用手続き・確認事項



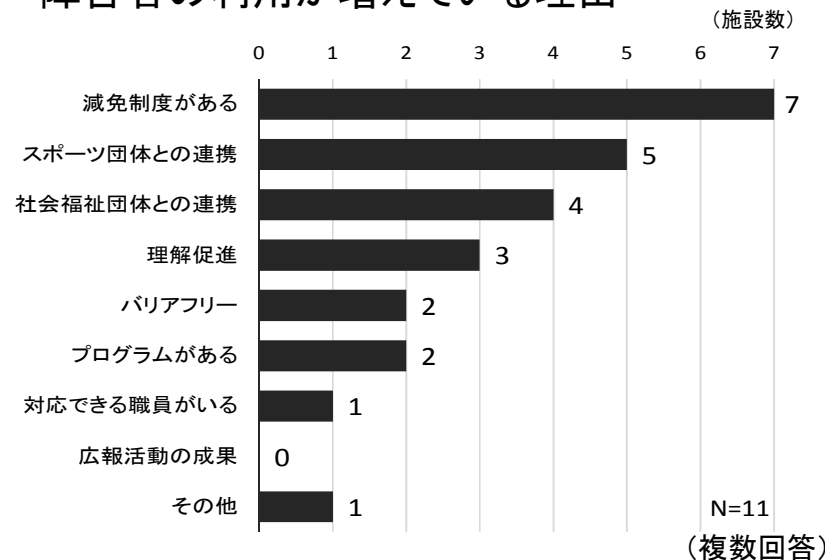
※その他:地域スポーツ施設→「減免申請書の提出」、「団体の確認」 障害者スポーツ施設→「団体の活動に関する資料」、「利用する障害者の人数や障害の程度が分かる資料等」、「利用者名簿の提出」等

障害者のスポーツ施設利用の状況①

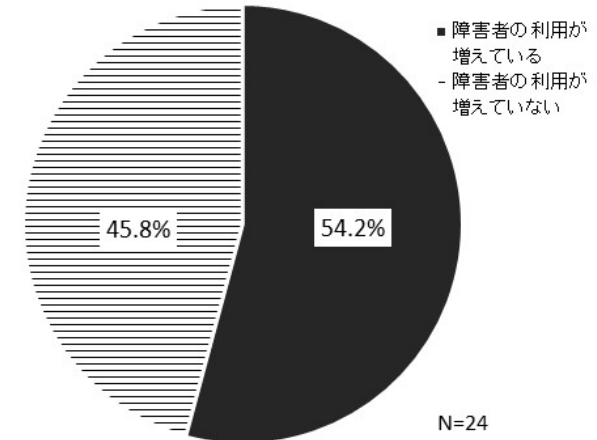
<地域スポーツ施設> 障害者の利用者数



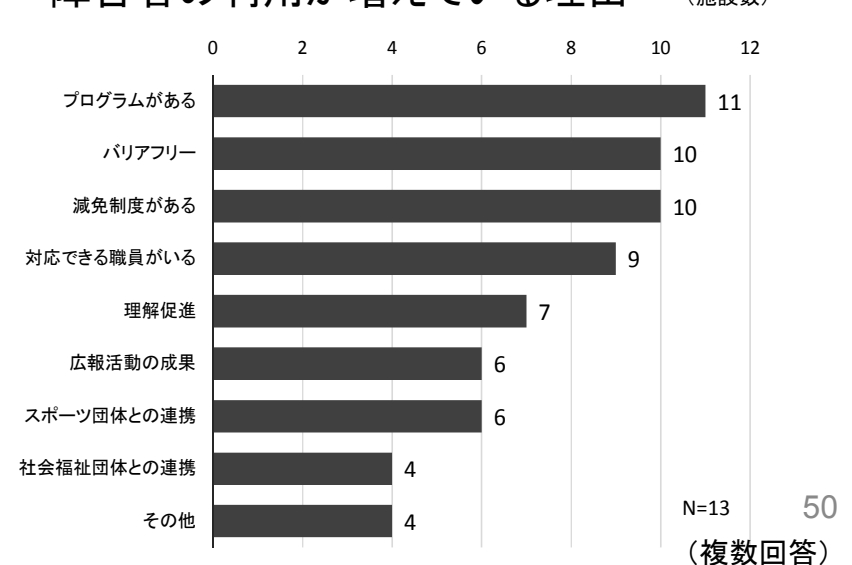
障害者の利用が増えている理由



<障害者スポーツ施設> 障害者の利用者数



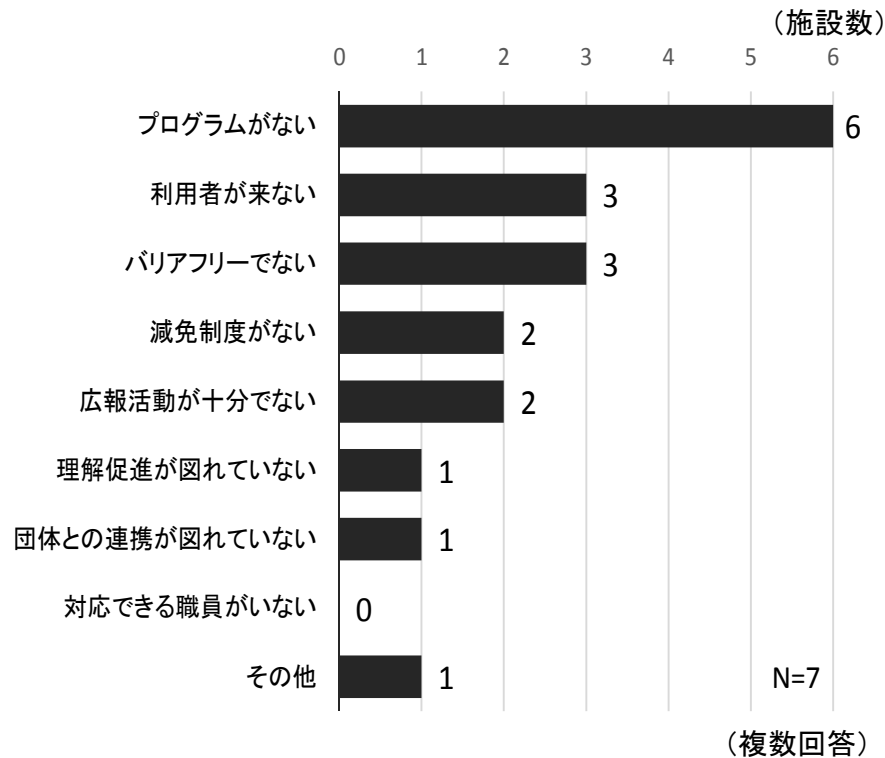
障害者の利用が増えている理由



障害者のスポーツ施設利用の状況②

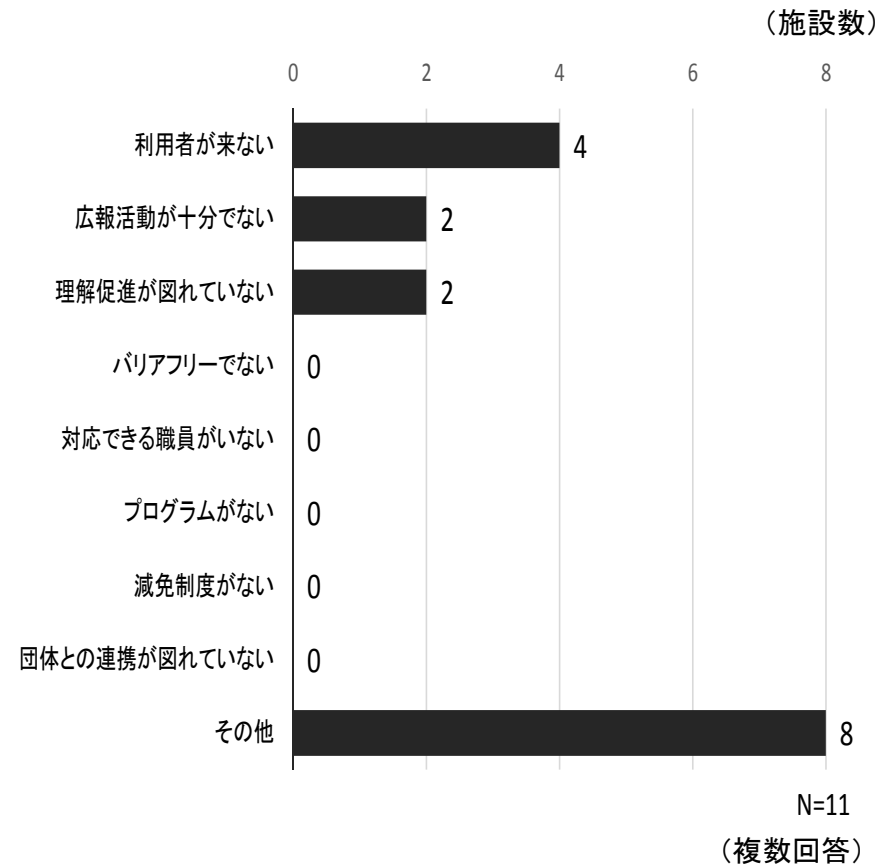
＜地域スポーツ施設＞

障害者の利用が増えていない理由



＜障害者スポーツ施設＞

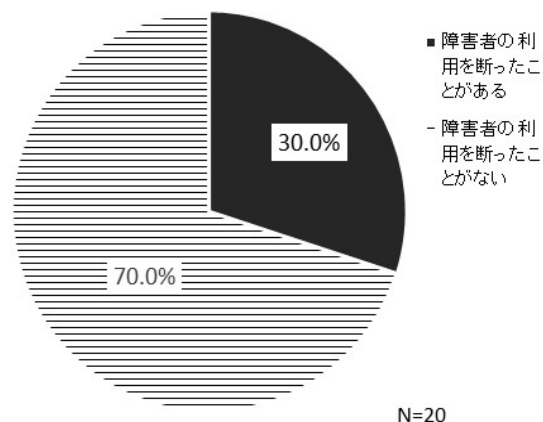
障害者の利用が増えていない理由



障害者のスポーツ施設利用をやむを得ず断った事例

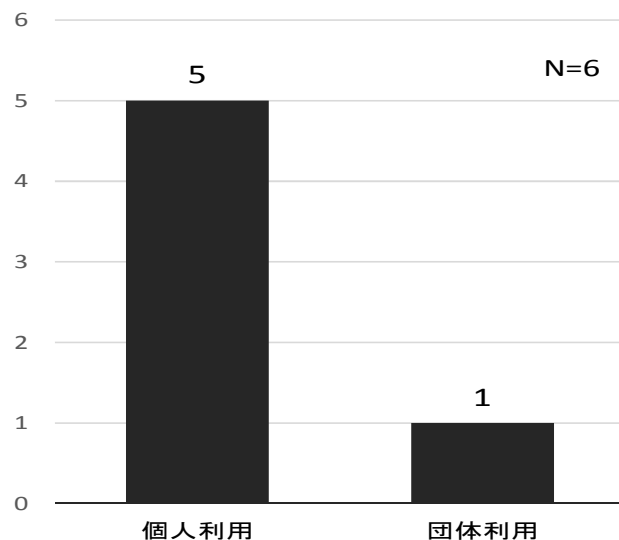
<地域スポーツ施設>

障害者の利用をやむを得ず断った事例の有無



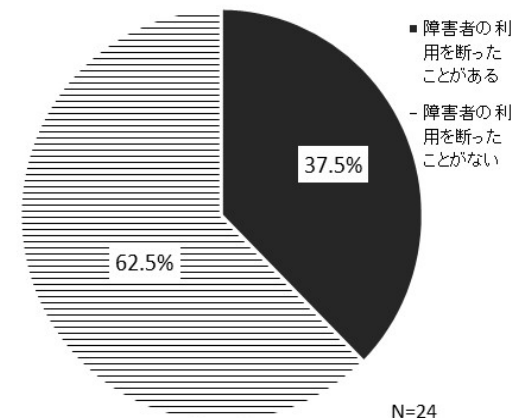
障害者の利用をやむを得ず断った利用形態

(施設数)



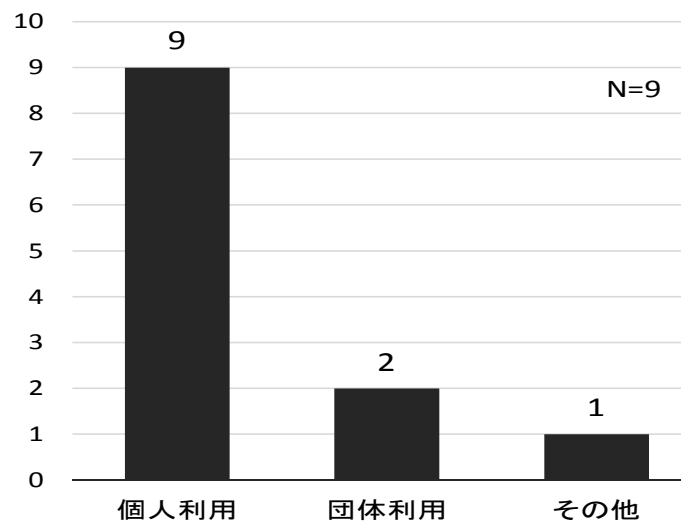
<障害者スポーツ施設>

障害者の利用をやむを得ず断った事例の有無



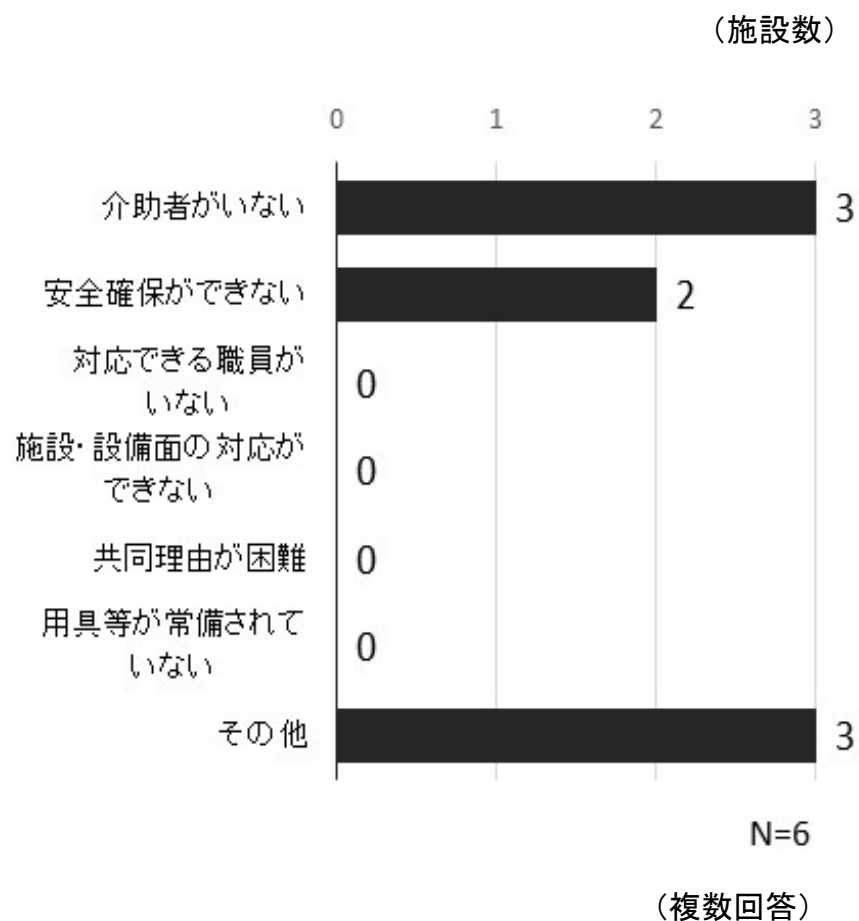
障害者の利用をやむを得ず断った利用形態

(施設数)

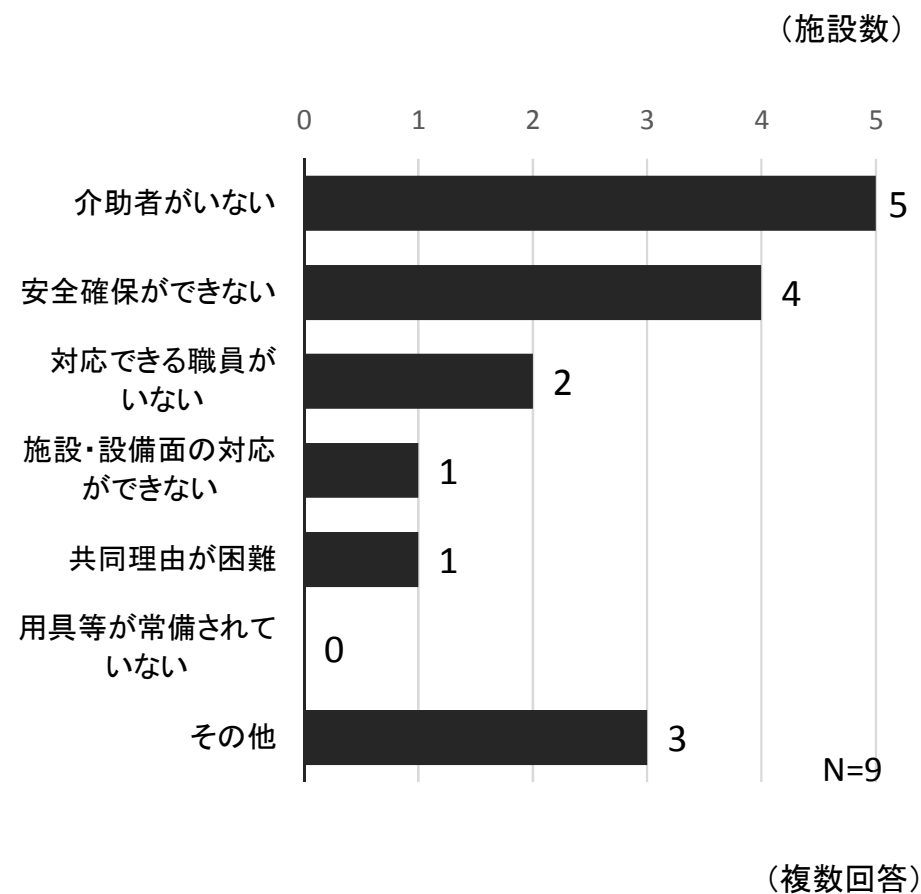


障害者のスポーツ施設利用をやむを得ず断った理由

＜地域スポーツ施設＞



＜障害者スポーツ施設＞

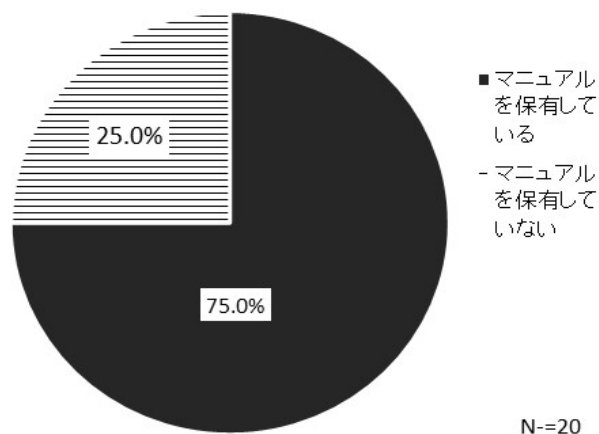


※その他: 地域スポーツ施設→「施設・設備が整っていない」等 障害者スポーツ施設→「通院中」等

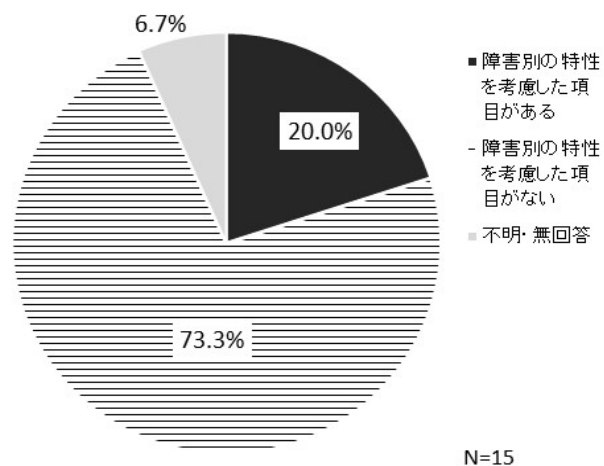
スポーツ施設における障害者の安全な利用に関わるマニュアルの作成状況

<地域スポーツ施設>

安全な利用に関わるマニュアルの有無

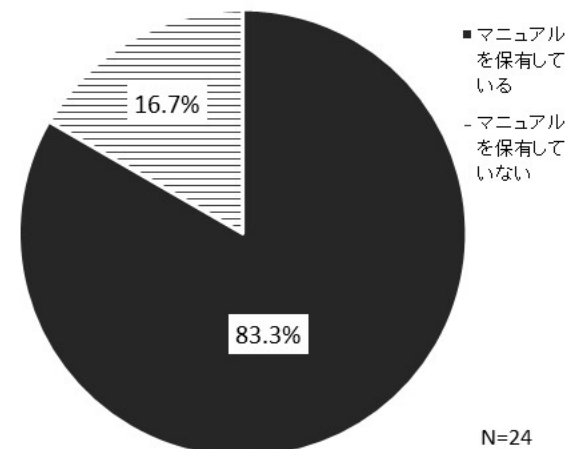


マニュアルに障害別の特性を考慮した項目の有無

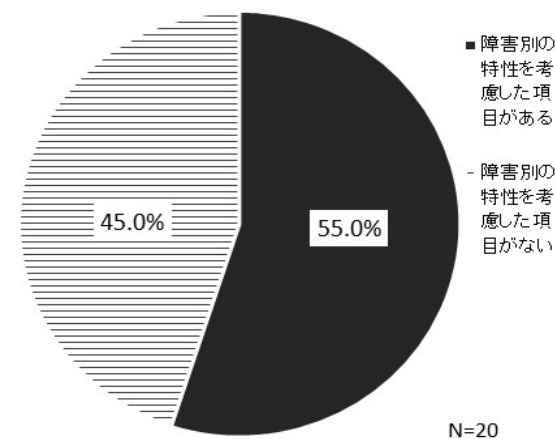


<障害者スポーツ施設>

安全な利用に関わるマニュアルの有無



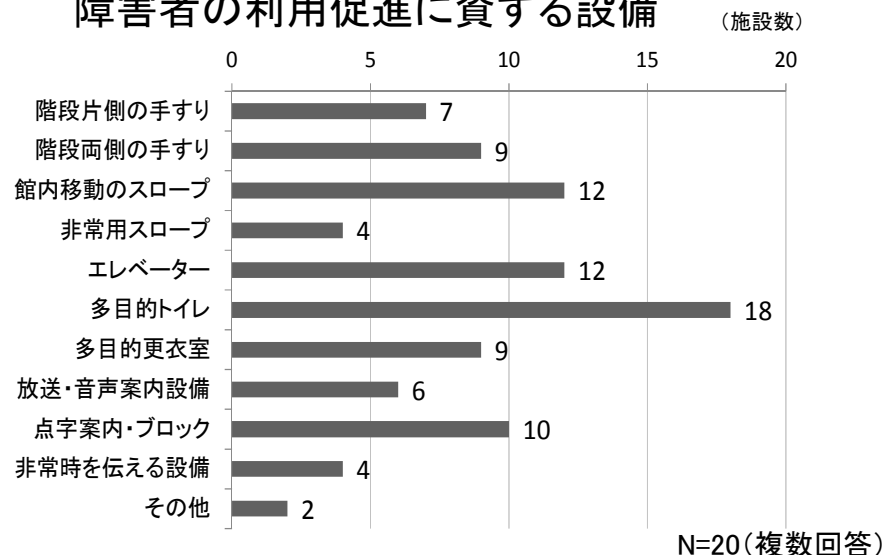
マニュアルに障害別の特性を考慮した項目の有無



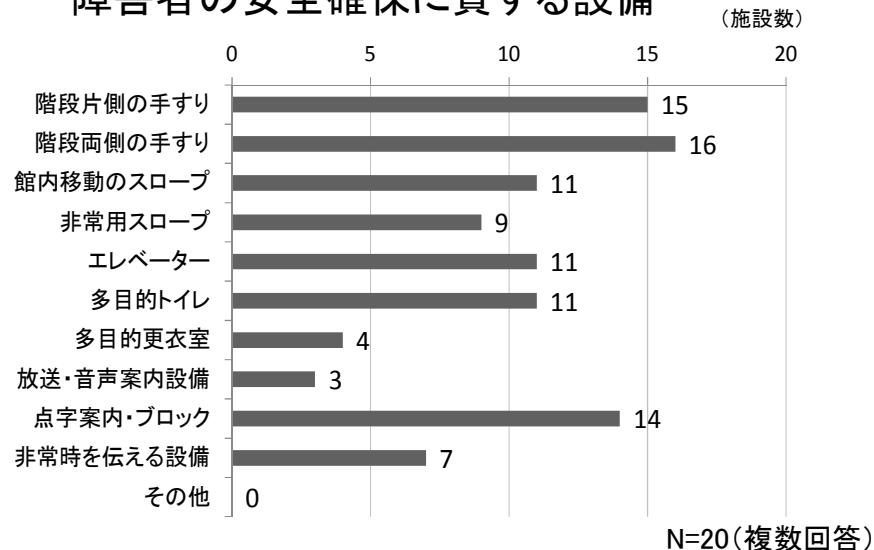
スポーツ施設における障害者の利用促進や安全確保に資する設備の状況

＜地域スポーツ施設＞

障害者の利用促進に資する設備

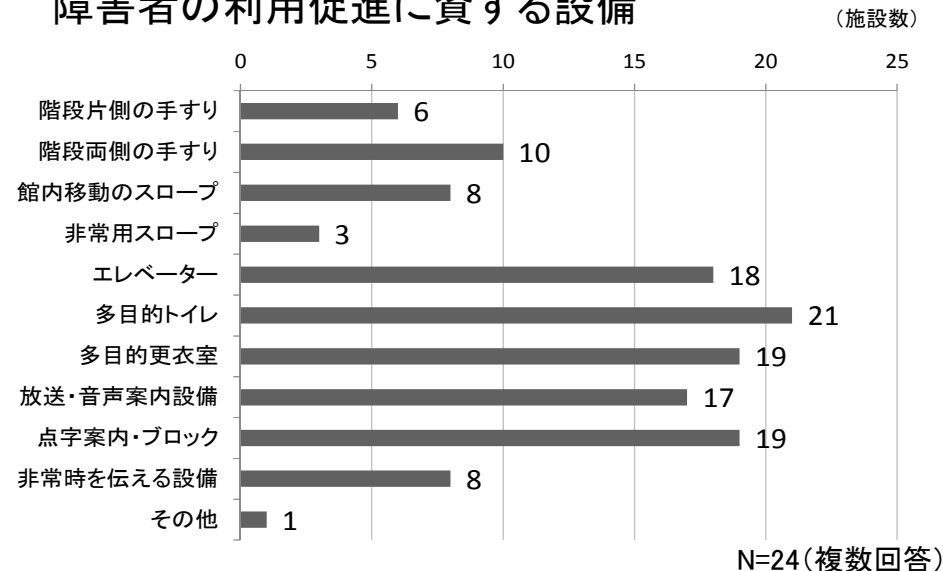


障害者の安全確保に資する設備

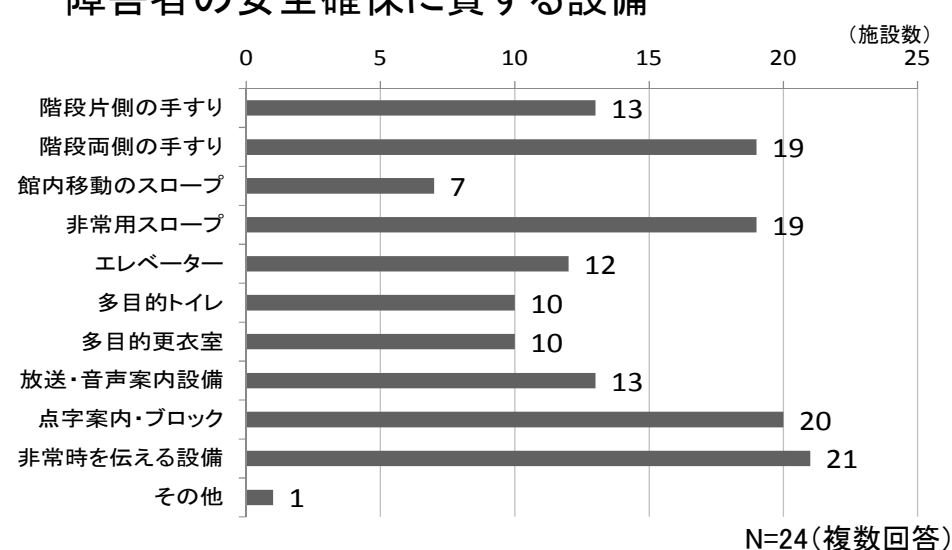


＜障害者スポーツ施設＞

障害者の利用促進に資する設備



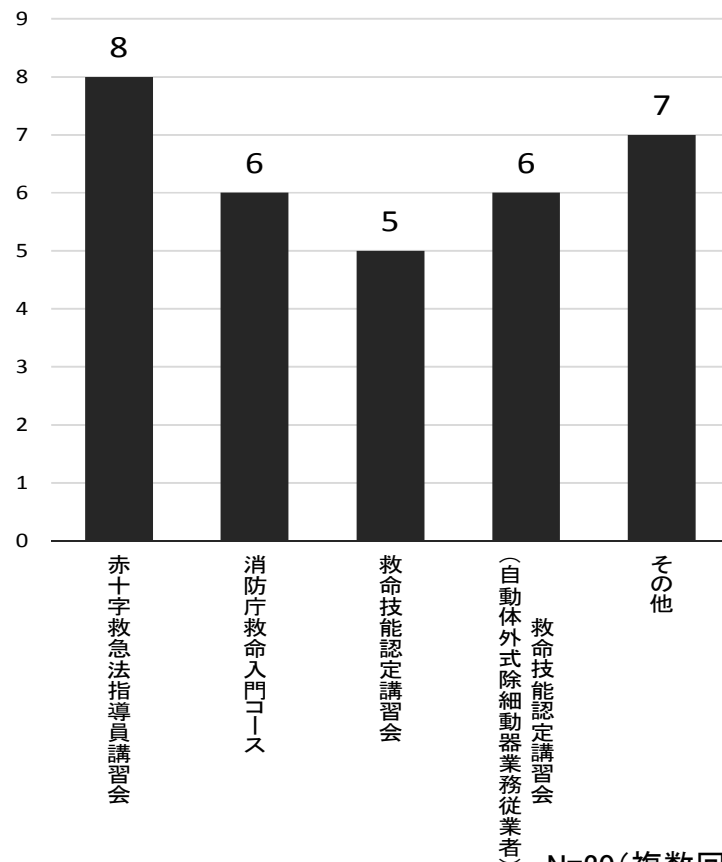
障害者の安全確保に資する設備



スポーツ施設における職員向けの安全確保のための講習会の実施状況

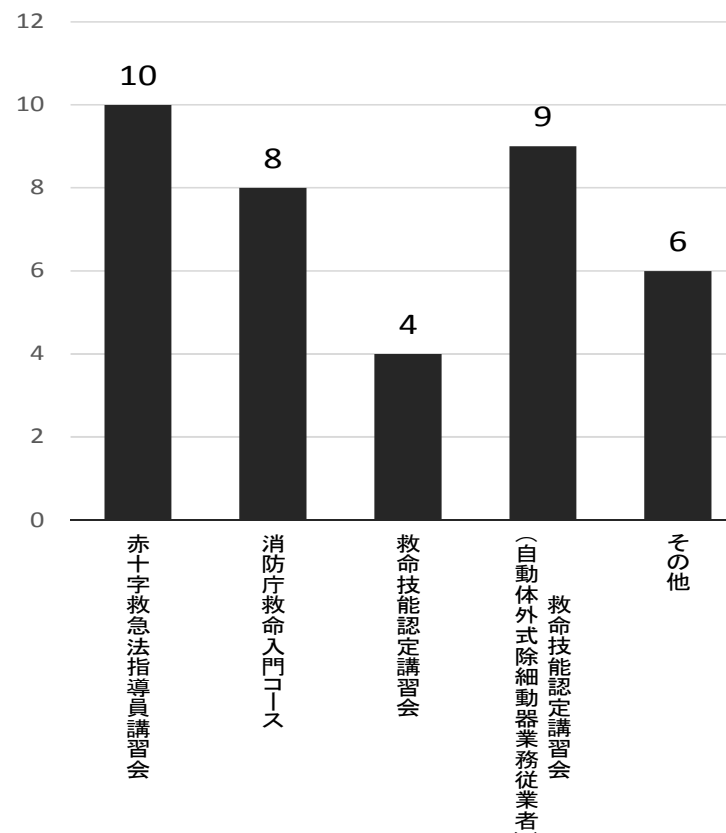
＜地域スポーツ施設＞

(施設数)



＜障害者スポーツ施設＞

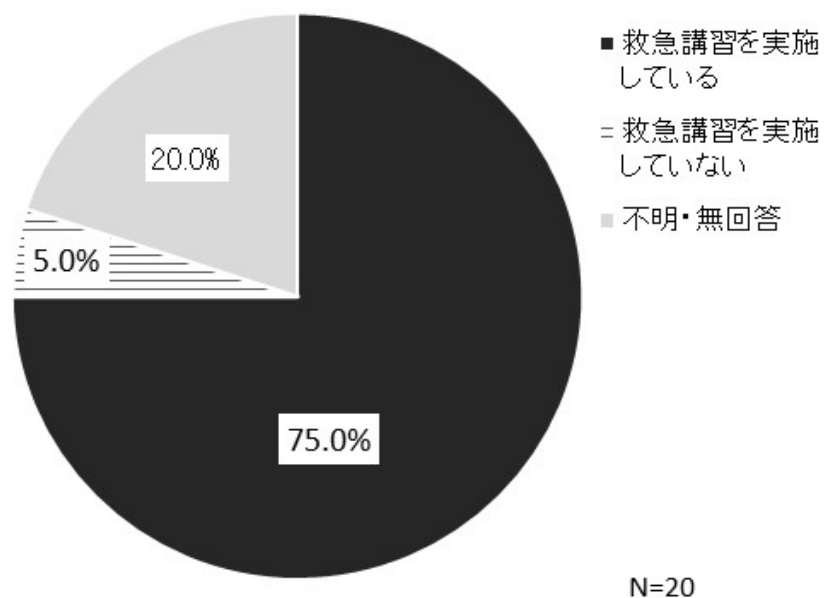
(施設数)



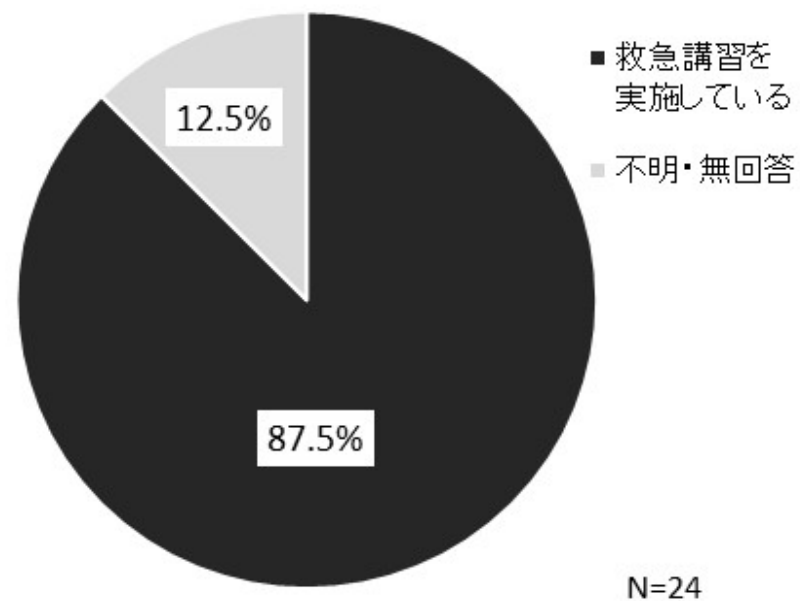
※その他: 地域スポーツ施設→「普通救命講習会」、「救急特別ステーション認定」、「日本体育施設協会スポーツ救急手当」等 障害者スポーツ施設→「普通救命講習会」、「応急手当普及員」、「救急対応技術練習」等

スポーツ施設における職員向けの救急講習の実施状況

<地域スポーツ施設>

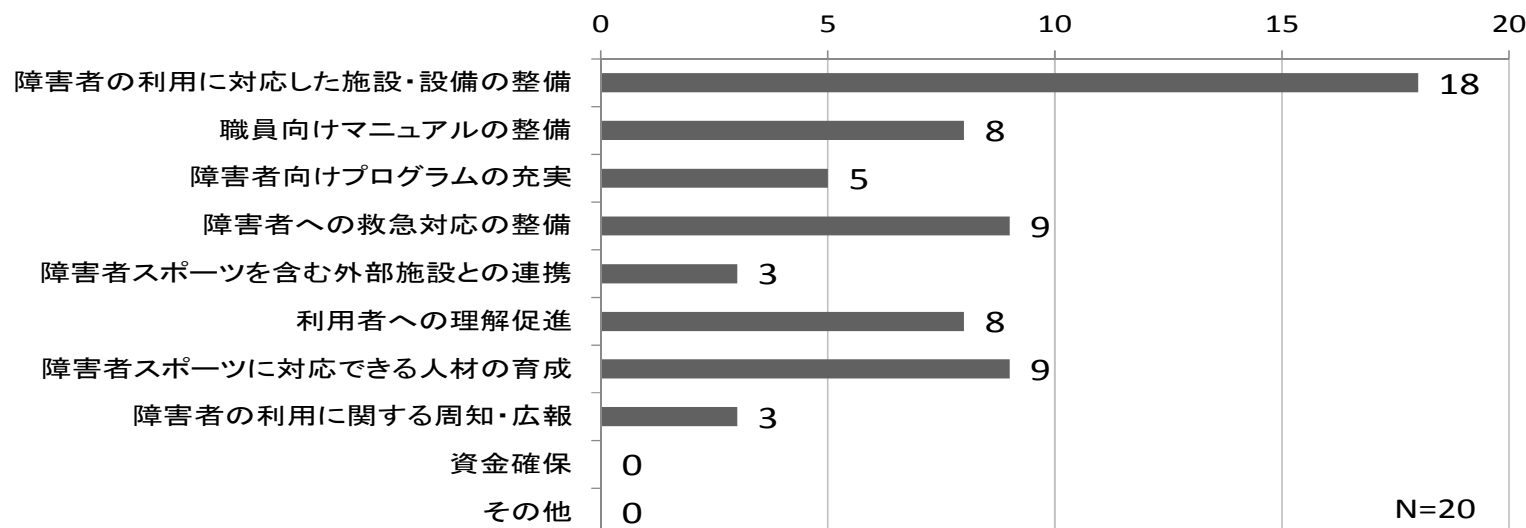


<障害者スポーツ施設>

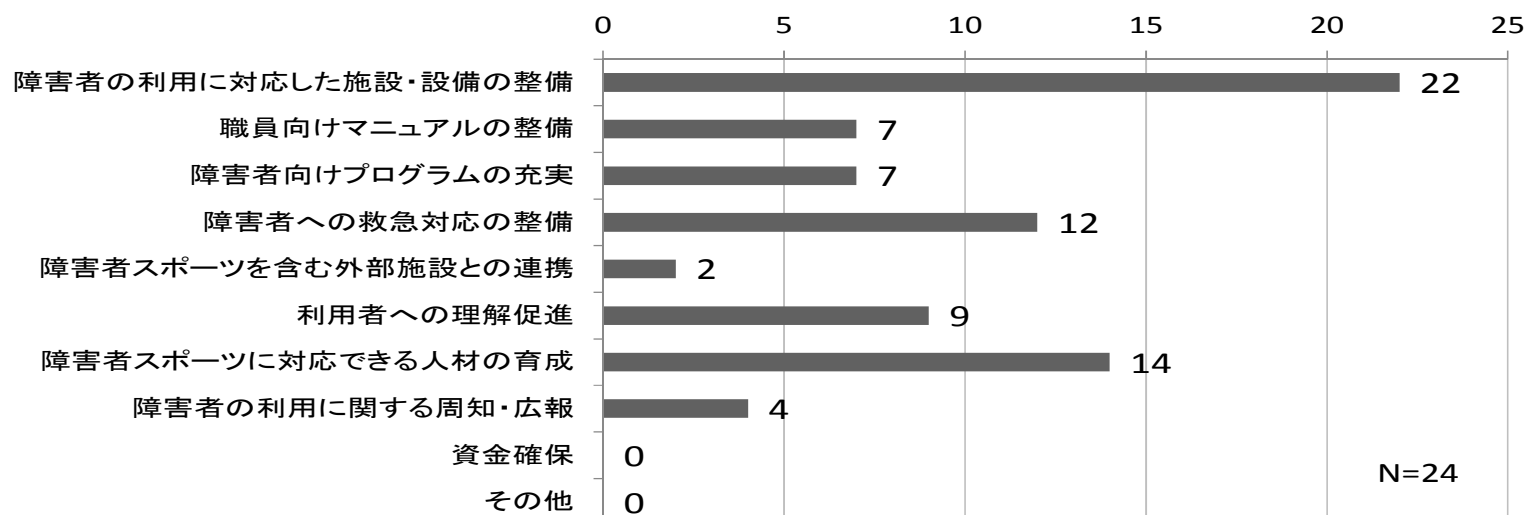


スポーツ施設において障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項

<地域スポーツ施設>



<障害者スポーツ施設>



障害者スポーツの総合国際競技大会の関係

オリンピック

デフリンピック

パラリンピック

競技性

聴覚障害

障害の種類や区分に応じてクラス分け

身体障害

知的障害

スペシャル
オリンピックス

知的障害

○デフリンピックは障害当事者自身が運営しており、スタートの音や審判の声による合図を視覚的に工夫する以外、オリンピックと同じルールで運営される。
○海外においては、オリンピックでメダルを獲得したデフ・アスリートもいる。

【写真：デフリンピックにおけるスタートの工夫】



○パラリンピックは、身体障害者（視覚障害者含む）と知的障害者（一部競技）が参加できる。
○競技毎に障害の種類や程度に応じてクラス分けをしており、クラス毎にメダルを授与している。
○海外においては、オリンピックとパラリンピックの両方に参加したパラリンピアンもいる。

○スペシャルオリンピックスは、知的障害者に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場（競技会）を提供するもの。
○記録ではなく、日常的・継続的なスポーツ活動を通じて、自己を成長させることを重視している。
○スペシャルオリンピックスには、頑張った全てのアスリートを称え、全員を表彰するといった特徴がある。

聴覚障害

身体障害／知的障害

知的障害

パラリンピック（概要）

主 催

国際パラリンピック委員会(IPC)（本部:ドイツ(ボン)）

特 徴

オリンピック終了後に同じ開催地で開催される、障がい者スポーツの最高峰の大会（聴覚障害者を除く）。

4年に1度、夏季競技大会と冬季競技大会が開催されている。

実施競技

（直近大会）

夏季第14回 2012年（平成24年）ロンドン（イギリス）

…20競技 陸上競技、水泳、卓球、柔道、アーチェリー、ボッチャ、自転車、馬術、5人制サッカー、7人制サッカー、ゴールボール、パワーリフティング、ボート、セーリング、射撃、シッティングバレーボール、車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアーラグビー、車いすテニス

冬季第11回 2014年（平成26年）ソチ（ロシア）

…5競技 アルペンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン、
アイススレッジホッケー、車いすカーリング

参加状況

夏季第14回 2012年（平成24年）ロンドン（イギリス）

…世界164か国・地域6,740名

冬季第11回 2014年（平成26年）ソチ（ロシア）

…世界45か国・地域692名

次回大会

夏季第15回 2016年（平成28年）リオデジャネイロ（ブラジル）

冬季第12回 2018年（平成30年）平昌（韓国）

デフリンピック（概要）

運営主体

国際ろう者スポーツ委員会(ICSD)

概 要

- ・4年に一度、世界的規模で行われる聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会。
- ・デフリンピックでは全てのコミュニケーションが国際手話により行われる。
- ・視覚的な工夫(スタートの音を足下のライトの点灯で知らせたり、審判の声による合図を旗で知らせたりするなど)以外はオリンピックと同じルールで運営される。
- ・安全を確保するため、競技中の補聴器の使用は禁止されている。

参加資格

補聴器を外した裸耳状態での聴力損失が55デシベルを超え、各国のろう者スポーツ協会に登録している者

参加国・人数

夏季大会(70か国・約2,500人) ソフィア／ブルガリア(2013年)
冬季大会(27か国・選手344人・役員スタッフ348人)

ハンティ・マンシースク／ロシア(2015年)

開催規模

夏季大会(全20競技)

…陸上、バスケットボール、バレーボール、サッカー、柔道、ビーチバレーボール、
バドミントン、卓球、水泳、水球、テニス、空手、自転車、ボウリング、テコンドー、射撃、
レスリングフリースタイル、レスリンググレコローマン、マウンテンバイク、オリエンテーリング

冬季大会(全5競技)

…アルペンスキー、スノーボード、クロスカントリー、アイスホッケー、カーリング

次回大会

夏季大会

2017年 第23回夏季デフリンピック競技大会(アンカラ／トルコ)

冬季大会

2019年 第19回冬季デフリンピック競技大会(場所未定)

スペシャルオリンピックス世界大会(概要)

○概要

- ・4年に1度、夏季及び冬季に開催される知的発達障害者のスポーツの世界大会。
- ・全てのアスリートを称え、全員を表彰するといった特徴がある。

○運営団体 スペシャルオリンピックス(SO) (本部:アメリカ(ワシントンD.C))

○実施競技(直近大会)

夏季第13回 2011年(平成23年)ギリシア(アテネ)
22競技 水泳、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、
ボウリング、バスケットボール、自転車競技、馬術、
サッカー、ゴルフ、体操、新体操、ハンドボール、
柔道、カヤック、パワーリフティング、ローラースケート、
セーリング、ソフトボール、卓球、テニス、バレーボール

冬季第10回 2013年(平成25年)韓国(ピョンチャン)
8競技 アルペンスキー、クロスカントリースキー、
スノーボード、スノーシューイング、フィギュアスケート、
ショートトラックスピードスケート、フロアホッケー、
フロアボール

○次回大会

- ・夏季大会第14回 2015年(平成27年)ロサンゼルス(アメリカ)
- ・冬季大会第11回 2017年(平成29年)シュラートミンク(オーストリア)

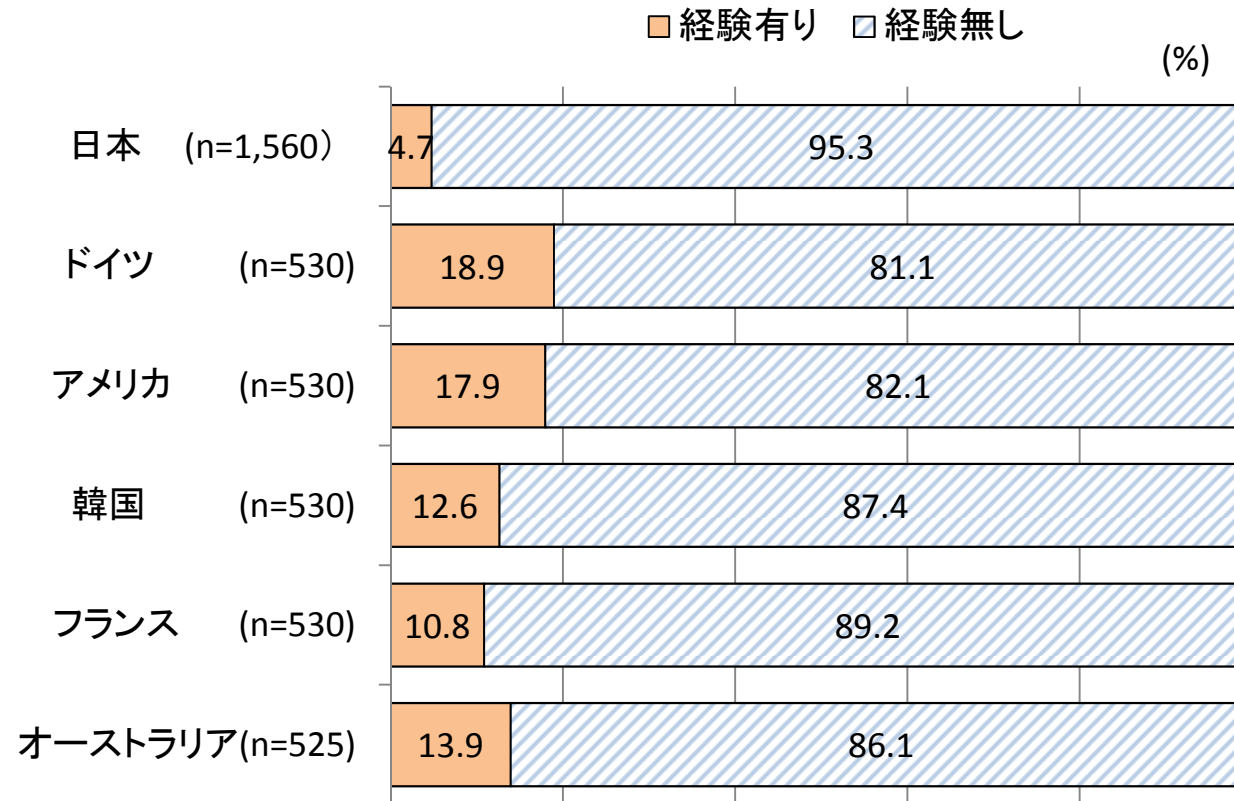
夏季				
回	年	開催国(都市・州)	参加国地域数	選手数
1	1968	アメリカ(シカゴ)	3	1,000
2	1970	アメリカ(シカゴ)	3	2,400
3	1972	アメリカ(ロサンゼルス)	3	1,500
4	1975	アメリカ(ミシガン州)	12	2,000
5	1979	アメリカ(ニューヨーク州)	20	2,500
6	1983	アメリカ(ルイジアナ州)	48	4,000
7	1987	アメリカ(インディアナ州)	60	4,500
8	1991	アメリカ(ミネソタ州)	107	6,000
9	1995	アメリカ(コネチカット州)	145	7,000
10	1999	アメリカ(ノースカロライナ州)	150	7,000
11	2003	アイルランド(ダブリン)	166	7,000
12	2007	中国(上海)	169	7,000
13	2011	ギリシア(アテネ)	170	6,961
14	2015	アメリカ(ロサンゼルス)		
15	2019	韓国(大邱)		
冬季				
回	年	開催国(都市・州)	参加国地域数	選手数
1	1977	アメリカ(コロラド州)	2	346
2	1981	アメリカ(バーモント州)	7	600
3	1985	アメリカ(ユタ州)	14	825
4	1989	アメリカ(ネバダ州 カリフォルニア州)	27	1,000
5	1993	オーストリア(ザルツブルグ)	51	1,200
6	1997	カナダ(トロント)	82	1,780
7	2001	アメリカ(アラスカ州)	80	2,000
8	2005	日本(長野)	84	1,829
9	2009	アメリカ(アイダホ州)	100	2,200
10	2013	韓国(ピョンチャン)	113	3,300
11	2017	オーストリア(シュラートミンク)		

各国におけるパラリンピック等の認知度

調査実施国		パラリンピック	スペシャルオリンピックス	デフリンピック
日本	(n=1,560)	98. 2%	19. 8%	11. 2%
ドイツ	(n=530)	96. 8%	45. 7%	14. 7%
アメリカ	(n=530)	71. 1%	94. 0%	25. 5%
韓国	(n=530)	74. 7%	50. 9%	59. 4%
フランス	(n=530)	96. 8%	31. 1%	10. 2%
オーストラリア	(n=525)	93. 9%	77. 0%	30. 1%

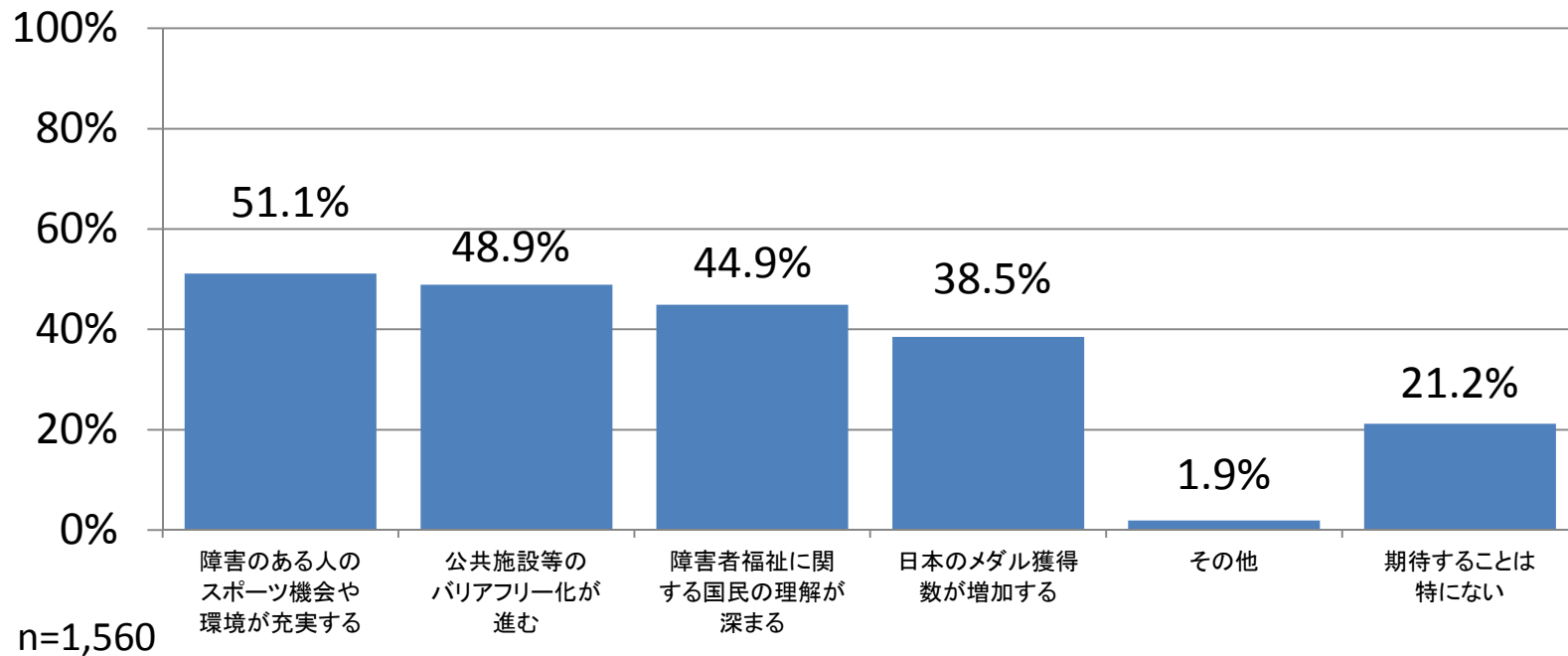
※認知度＝「内容を知っている(詳細認知)」＋「見たり聞いたりしたことがある(名称認知)」

パラリンピック以外の障害者スポーツの直接観戦経験【各国比較】



(出典) 日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書(平成26年11月)

2020年東京パラリンピックの開催で期待すること【日本】



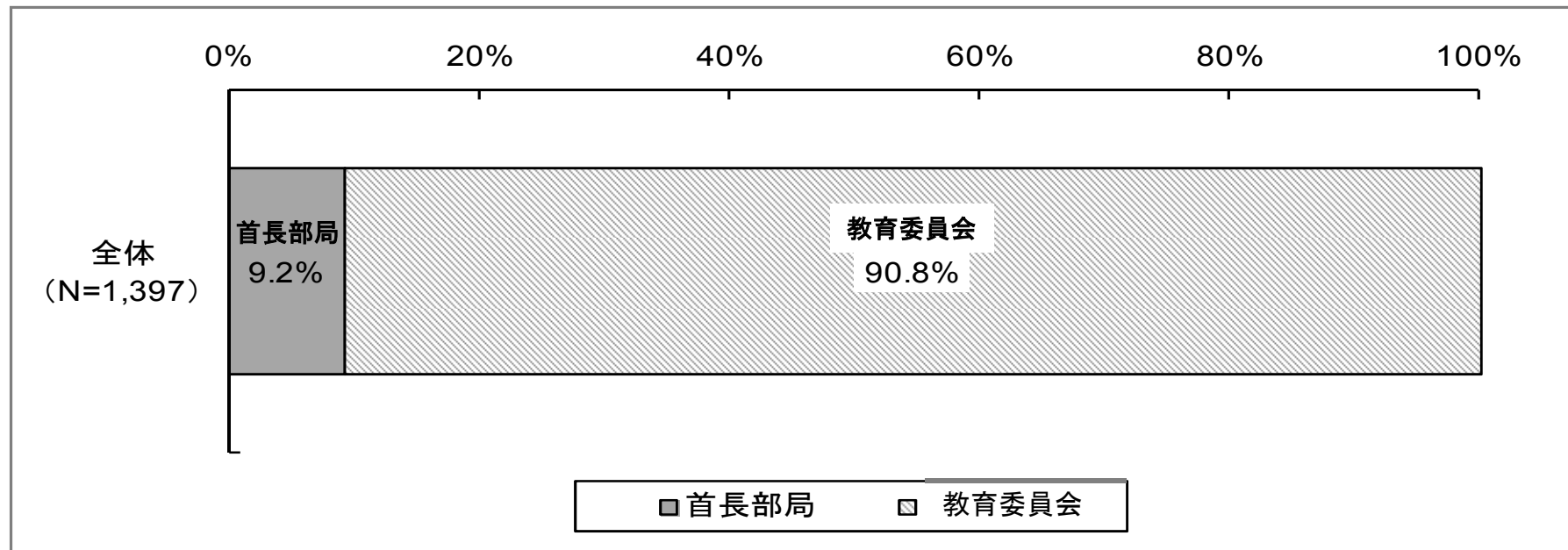
(出典) 日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書(平成26年11月)

Ⅱ．地域スポーツ全般関係

市区町村のスポーツ政策の主管部局

平成24年時点で、市区町村のスポーツ政策の主管部局は「首長部局」が9.2%、「教育委員会」が90.8%である

(平成24年4月 現在)



※2012年4月現在に存在する1,742市区町村中1,397が回答

成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移

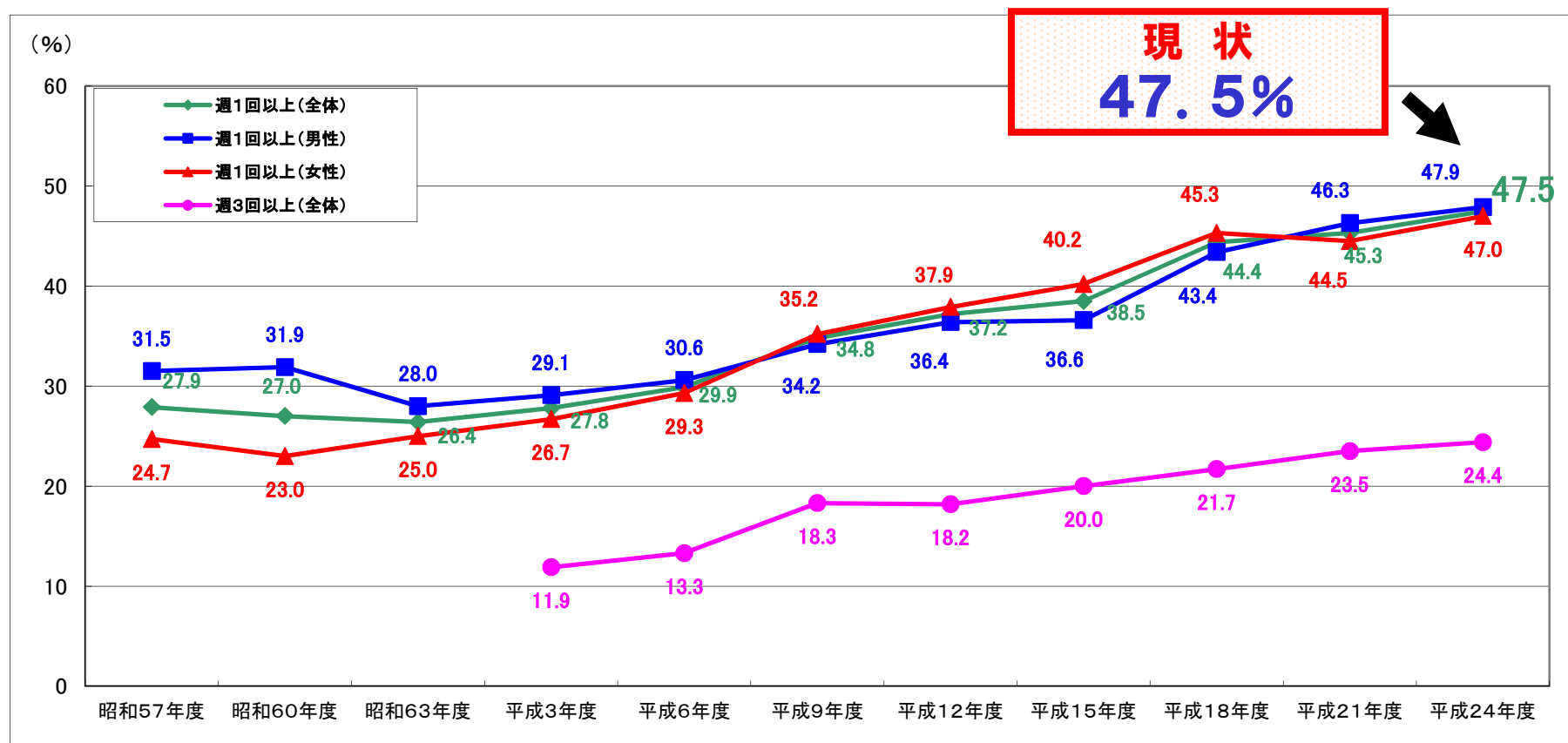
○スポーツ基本計画

「できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。」

○成人全体のスポーツ実施率*¹(週1回以上)は、緩やかであるが上昇傾向にある。

平成15年度 38.5% → 平成18年度 44.4% → 平成21年度 45.3% → 平成24年度 47.5%

○障害者(成人)のスポーツ実施率*²(週1回以上)は、18.2%である。(平成25年度)

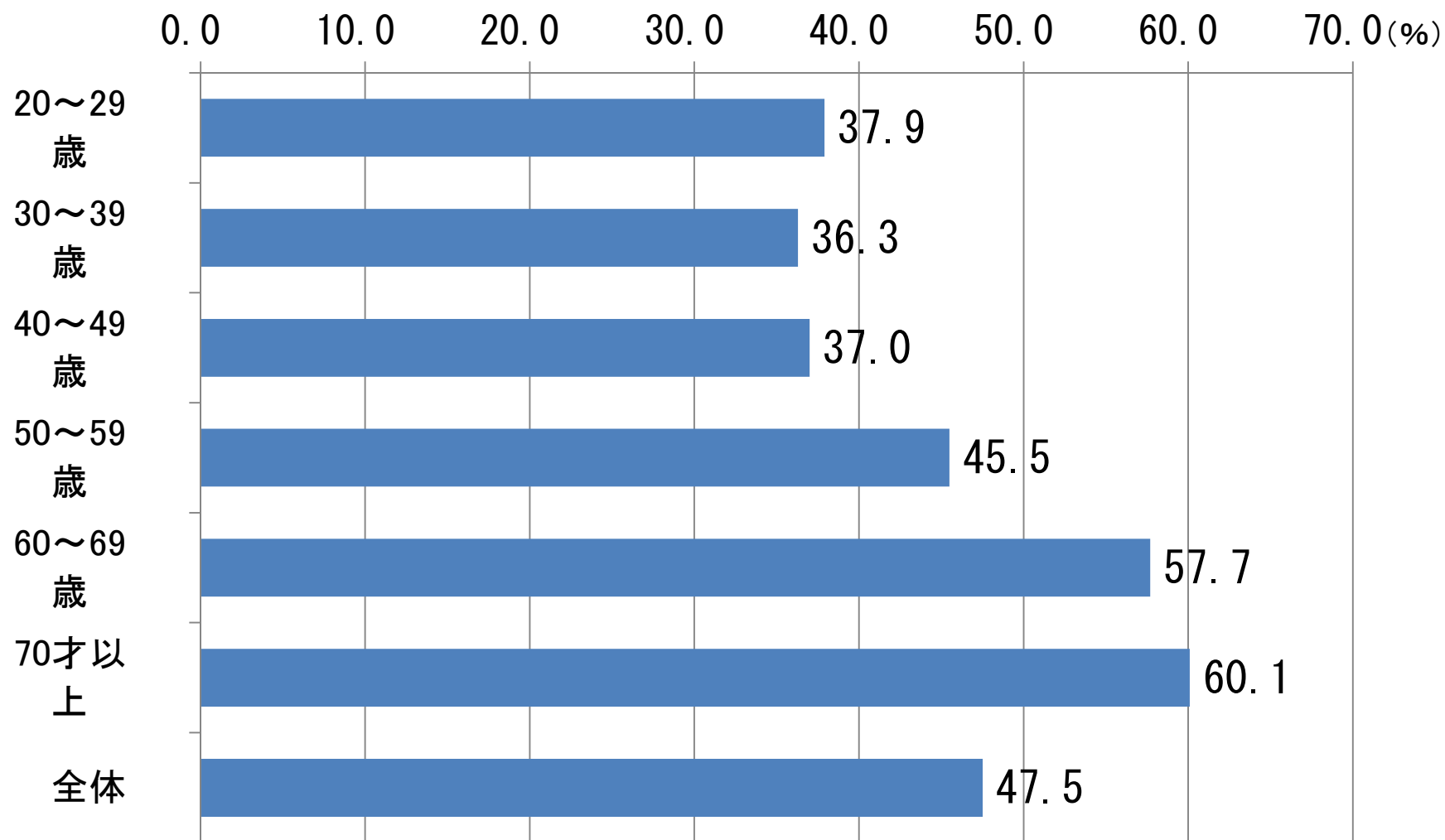


(出典)*1「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計

※昭和57年度～平成21年度 内閣府実施、平成24年度 文部科学省実施

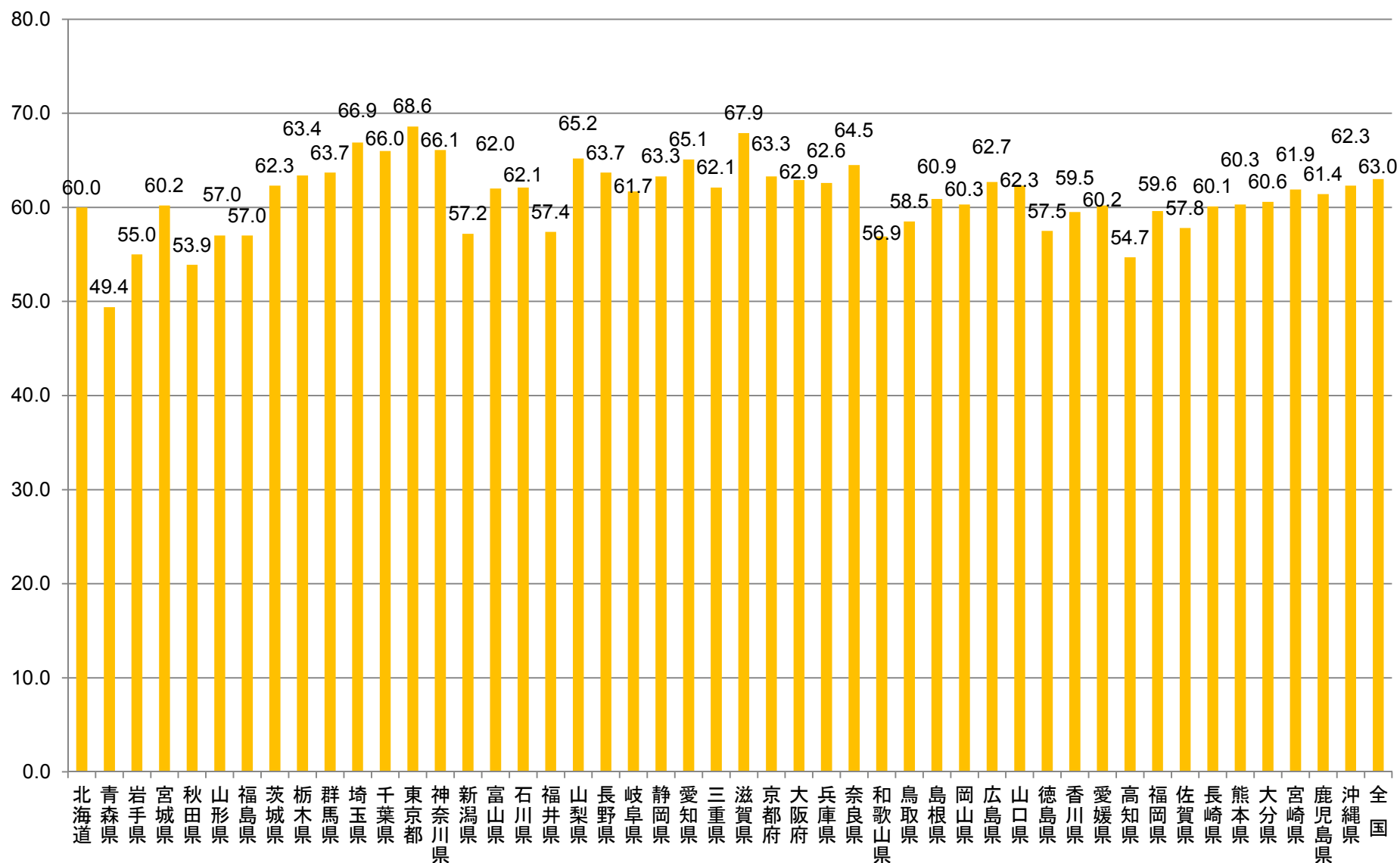
*2文部科学省委託事業『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』(平成26年3月 (公財)笹川スポーツ財団)

成人(年代別)の週1回以上の運動・スポーツ実施率



出典: 体力・スポーツに関する世論調査(平成25年1月実施)に基づく文部科学省推計

都道府県別運動・スポーツ実施率



(出典)総務省「平成23年社会生活基本調査」より文部科学省作成

全国から約8万4千世帯を抽出調査。自由時間等でのスポーツの種類別活動者数について、過去1年間に活動を行ったか否か、活動を行った人の数を都道府県別に集計し、何らかのスポーツ種目に1年間のうち取り組んだ者の割合を示している。

諸外国のスポーツ実施率

○EUに設けられた欧州委員会(European Commission)の調査によると、イギリス・ドイツ・フランス・イタリアのスポーツ実施率は日本より低い、フィンランド・スウェーデンは高い。

○オーストラリア政府に設けられたオーストラリアスポーツ委員会(Australian Sports Commission)の調査によると、オーストラリアのスポーツ実施率は日本より高い。

	対象 年齢	週1回 以上	週5回 以上	週3～ 4回	週1～ 2回	月1～ 3回	その他
日本	20歳 以上	59%	30%		29%	23%	19%
イギリス	15歳 以上	46%	10%	16%	20%	7%	47%
ドイツ		48%	7%	14%	27%	7%	45%
フランス		43%	8%	11%	24%	7%	50%
イタリア		30%	3%	9%	18%	2%	68%
フィンランド		66%	13%	24%	29%	6%	28%
スウェーデン		69%	15%	23%	31%	7%	24%
オーストラリア		69%	28%	20%	22%	30%	

※本表における日本のスポーツ実施率は、他国と比較するため、無回答を除いて割合を算出している。

※欧州諸国において、「その他」は「月1回未満」「しない」「分からない」の合計。オーストラリアにおいては、週1回未満の頻度について、選択肢に「週1回未満」「無し」しかないため、「わからない」と回答した割合も含めて、「月1～3回」「その他」にその合計を記載。日本においては、「その他」は「3ヶ月に1～2日」「年に1～3日」「分からない」の合計。

(出典)

欧州諸国: European Commission「Eurobarometer 412, Sports and Physical Activity」(2014)

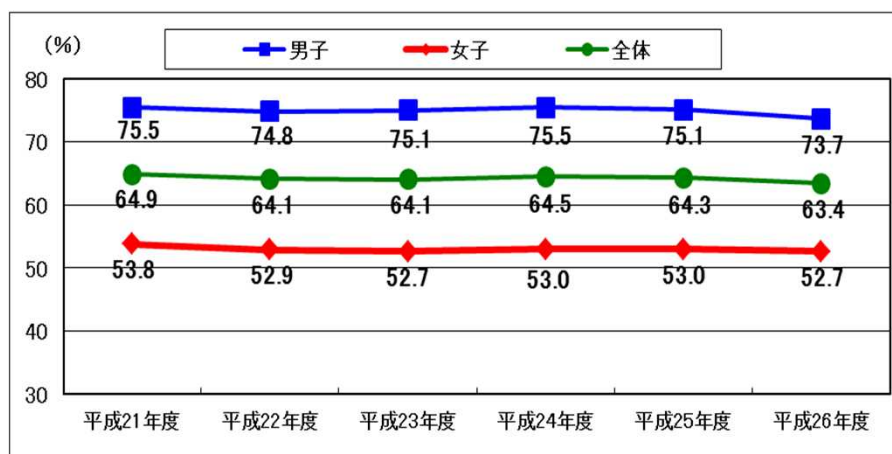
オーストラリア: Australian Sports Commission「Participation in Exercise, Recreation and Sport」(2010)

日本: 文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」(平成24年度)

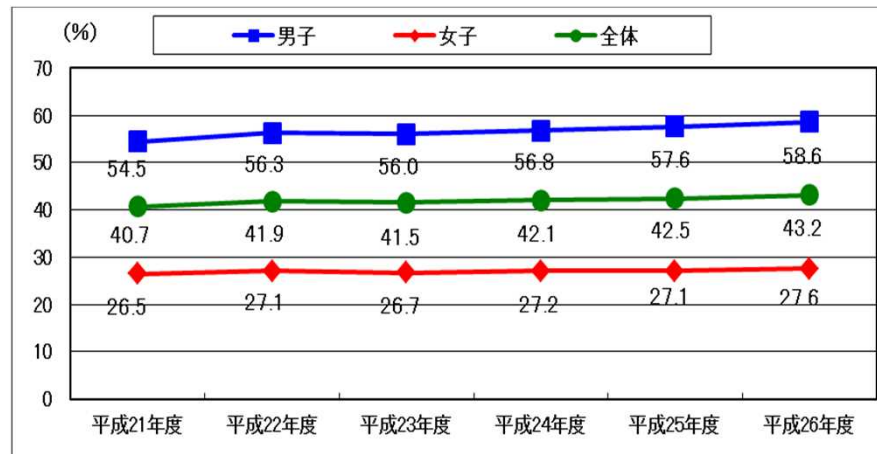
運動部活動の状況(運動部活動への参加率の推移)

中学校及び高等学校における運動部活動への参加率は、ほぼ横ばいで推移している。

○中学校における運動部活動の参加率



○高等学校における運動部活動の参加率



(出典)

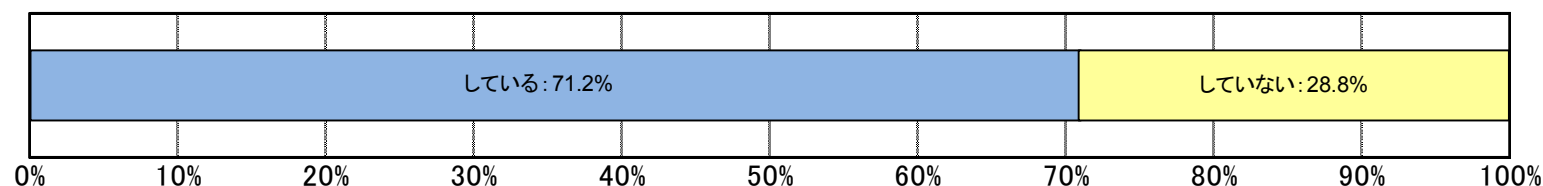
中学校:(公財)日本中体連調べ(全国中学校体育大会種目のみを合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(インターハイ種目及び硬式野球・軟式野球を合計)

外部人材の活用状況、総合運動部、複数校合同運動部活動の実施状況

- 運動部活動に外部指導者を活用している中学校の割合は、71.2%である。
- 小学校に比べ、中学校、高等学校は、児童生徒の多様なニーズに応えることができる総合運動部活動の実施状況は低い。
- 平成13年度から平成17年度にかけて、複数校合同運動部活動を実施する中学校の数は約3倍に増加。

○運動部活動への外部人材活用状況（国公立中学校）



（出典）文部科学省調べ

○総合運動部活動実施状況（公立学校）

区 分	学校数	所属人数	平均種目数
小学校	1,416校	74,071人	3.3種目
中学校	607校	53,891人	3.9種目
高等学校	42校	4,470人	6.9種目

（出典）文部科学省調べ（平成16年5月）

○複数校合同運動部活動実施状況（公立学校）

区 分	中学校	高等学校	合計
平成13年度	269校	320校	589校
平成17年度	855校	603校	1,458校

（出典）文部科学省調べ

地域におけるスポーツ指導者の状況

○有資格者(各種スポーツ団体による公認指導者)

〈主な認定団体と資格の種類〉

* 公益財団法人日本体育協会

- ・スポーツ指導基礎資格(スポーツリーダー)
- ・競技別指導者資格(指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチ・教師・上級教師)
- ・フィットネス資格(スポーツプログラマー、フィットネストレーナー、ジュニアスポーツ指導員)
- ・メディカル・コンディショニング資格
(スポーツドクター、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、スポーツデンティスト)

* 公益財団法人日本レクリエーション協会

- ・レクリエーションインストラクター
- ・レクリエーションコーディネーター
- ・福祉レクリエーションワーカー
- ・余暇生活相談員

* 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

- ・障がい者スポーツ指導員
- ・障がい者スポーツコーチ
- ・障がい者スポーツ医
- ・障がい者スポーツトレーナー

* その他

- ・日本キャンプ協会等野外活動団体が出す資格
- ・健康・体力づくり財団等が出す健康運動指導士資格 等

○スポーツ推進委員

- ・市町村教育委員会が委嘱する非常勤公務員(スポーツ基本法第32条)
- ・地域スポーツ事業に係るコーディネーター並びに実技指導者

○無資格者

- ・運動部活動等の経験者が自身の経験をもとに指導

地域のスポーツ活動

行政主催の
スポーツ教室
やイベント

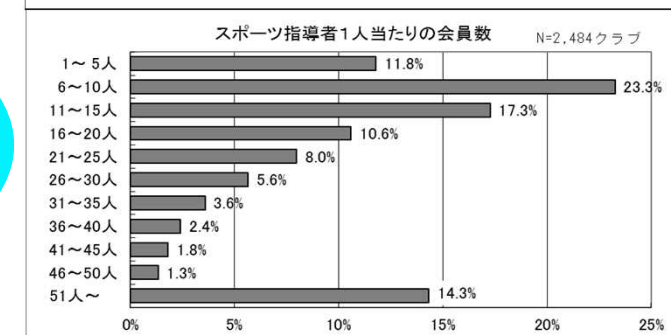
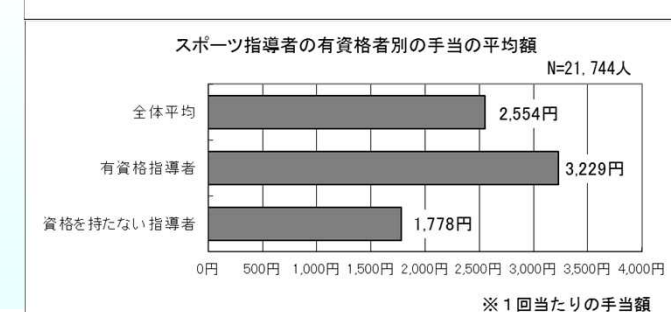
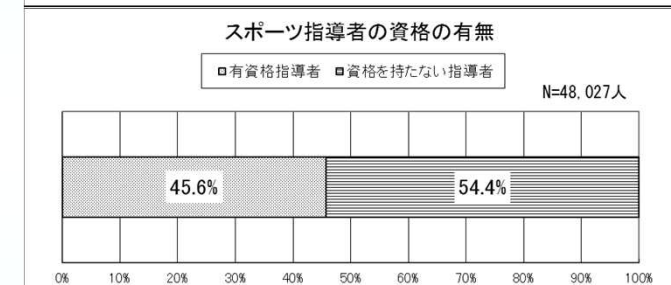
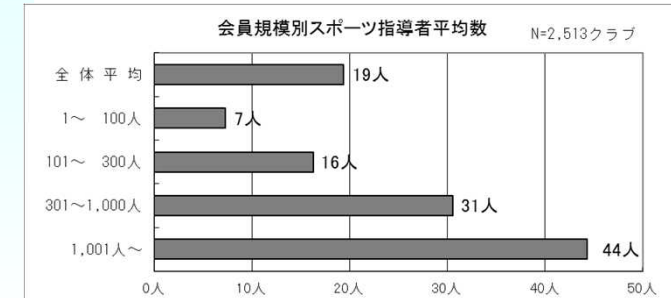
学校の
運動部活動

種目別
サークル

スポーツ
少年団

総合型地域
スポーツクラブ

総合型クラブにおける指導者の状況(平成26年7月現在)



スポーツ指導者資格

(1) (公財)日本体育協会 公認スポーツ指導者

資格名	役割
(1)スポーツリーダー	地域における基礎的なスポーツ指導
(2)競技別指導者資格	
指導員	地域における競技別技術指導
上級指導員	地域指導者の中心的役割
コーチ	地域における競技者育成
上級コーチ	ナショナルレベルにおける選手育成強化
教師	民間スポーツ施設における競技別専門的技術指導
上級教師	民間スポーツ施設における指導者の中心的役割
(3)フィットネス系資格	
フィットネストレーナー	民間スポーツ施設における相談、指導助言
ジュニアスポーツ指導員	幼・少年期の運動指導
スポーツプログラマー	地域スポーツクラブにおける指導助言
(4)メディカル・コンディショニング資格	
スポーツドクター	健康管理、障害予防、治療、研究
スポーツデンティスト	健康管理、歯科口腔領域の障害予防、治療、研究
アスレティックトレーナー	アスレチックリハビリテーション、コンディショニング等
スポーツ栄養士	競技者の栄養・食事に関するサポート
(5)マネジメント資格	
アシスタントマネジャー	地域スポーツクラブにおけるクラブマネジャーの補佐
クラブマネジャー	地域スポーツクラブにおける会員の快適なクラブライフのマネジメント

(2) (公財)日本レクリエーション協会 公認指導者

資格名	役割
レクリエーション・インストラクター	対象や目的に合わせてプログラムを企画・展開
レクリエーション・コーディネーター	組織や団体の担い手に必要な能力を兼備
福祉レクリエーション・ワーカー	一人ひとりの生きがいづくりを支援
余暇開発士	余暇活動やイベントの企画・提案

(3) (公財)日本障がい者スポーツ協会 公認障害者スポーツ指導者

資格名	役割
障害者スポーツ指導員(初級)	身近な障害のある人に、スポーツの生活化を促進
障害者スポーツ指導員(中級)	主に都道府県レベルで活動する(全スポ選手団のコーチ)
障害者スポーツ指導員(上級)	主に都道府県レベルのリーダーとして活動(全スポ選手団の監督)
障害者スポーツコーチ	各種競技別の障害のある競技者の強化・育成
障害者スポーツ医	障害者スポーツに対し医学的見地から障害者の健康維持・増進に寄与
障害者スポーツトレーナー	身体のケア、安全管理を含めたコンディショニングを担当

(出典) (公財)日本体育協会、(公財)日本レクリエーション協会、
(公財)日本障がい者スポーツ協会資料より、文部科学省作成

スポーツ推進委員

(1)経緯

明朗・快活で活力に富んだ国民生活を確立するためにはスポーツの持つ役割が大きいことから、地方の体育指導組織を確立し、その活発な活動を通して、生活に直結したスポーツの振興を図るとの趣旨で、昭和32年に事務次官通達に基づき体育指導委員制度が発足し、昭和36年に成立した「スポーツ振興法」(昭和36年法律第141号)において「体育指導委員」が法的に位置付けられた。

「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)への改正により、スポーツ振興法で規定されていた体育指導委員は、これまでの職務に加えて「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」が規定されるとともに、こうした職務内容にふさわしい名称として「スポーツ推進委員」が採用された。

スポーツ振興法	スポーツ基本法
(体育指導委員) 第十九条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、 <u>体育指導委員</u> を委嘱するものとする。 2 <u>体育指導委員</u> は、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、 <u>当該市町村におけるスポーツの振興のため</u> 、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。 3 （略）	(スポーツ推進委員) 第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共 団体にあつては、その長）は、 <u>当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため</u> 、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、 <u>スポーツ推進委員</u> を委嘱するものとする。 2 <u>スポーツ推進委員</u> は、 <u>当該市町村におけるスポーツの推進のため</u> 、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、 <u>スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに</u> 住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。 3 （略）

(2)スポーツ推進委員の役割

市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、地域スポーツ推進の中核的な役割が期待されている。

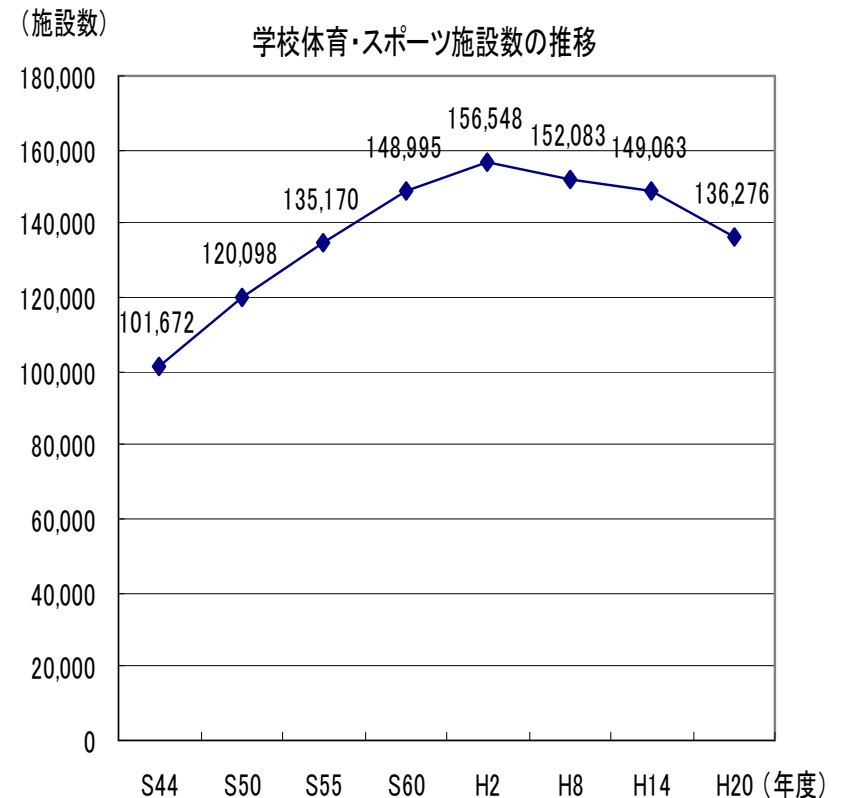
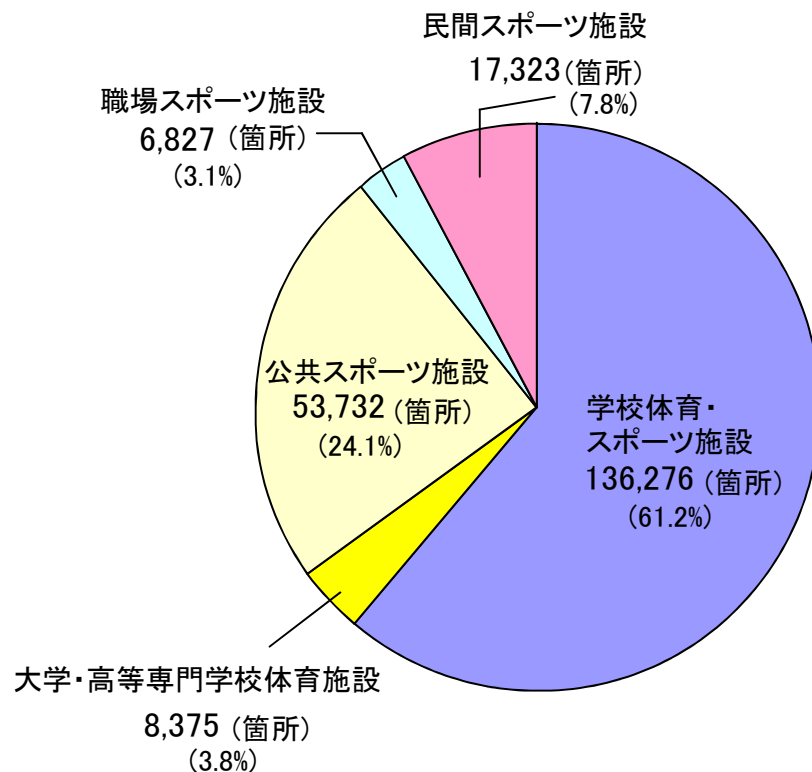
(3)現状

スポーツ推進委員数(体育指導委員数:平成26年8月18日現在)
51,489人(男35,651人 女子15,838人)

我が国の体育・スポーツ施設数(設置種別)

全体の約6割を占める学校体育・スポーツ施設については、ピークであった平成2年度から20年度までの間に2万箇所を超える大幅な減少。

我が国の体育・スポーツ施設数(平成22年3月現在)



(注)「学校体育・スポーツ施設」とは、公(組合立を含む)私立(株式会社立を含む)の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
専修学校、各種学校の体育・スポーツ施設を指す。

(出典)文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」

市区町村における学校体育・スポーツ施設開放状況

学校体育施設を開放している市区町村の割合は、98.3%(平成19年度)である。

調査年度	市区町村数	開放 市区町村数	開放している 市区町村の割合 (%)	未開放 市区町村数	開放をしていない 市区町村の割合 (%)	不明 市区町村数	開放状況が不明な 市区町村の割合 (%)
平成19年度	1,809	1,778	98.3	31	1.7	0	0.0
平成13年度	3,241	3,203	98.8	38	1.2	0	0.0
平成7年度	3,255	3,202	98.4	58	1.8	7	0.2
平成元年度	3,268	3,164	96.8	21	0.6	83	2.5
昭和59年度	3,276	3,226	98.5	22	0.7	28	0.9
昭和53年度	3,278	3,187	97.2	83	2.5	8	0.2

(出典)文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」

総合型地域スポーツクラブ

地域住民

クラブの運営への参画（クラブマネジャー、指導者、ボランティアスタッフなど）

地域住民の自主的・主体的な運営

「総合型」=3つの多様性
多様目・多世代・多志向

会員として活動への参加

- 自分のやりたい種目に
- 複数の種目に

- 幼児から高齢者まで
- 親子で、家族で、仲間と

- 自分が楽しめるレベルで
- 自分の目的に合わせて

会費を支払う（受益者負担）

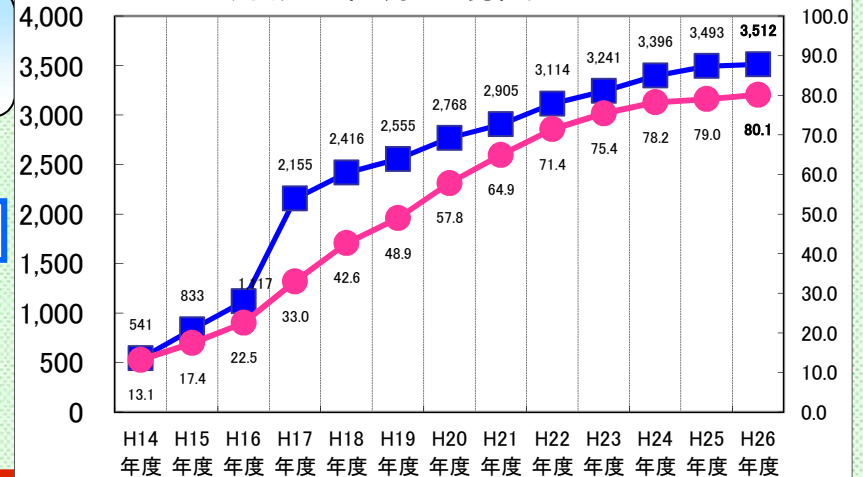
多様目
多世代
多志向

《クラブ設立の効果》

- 元気な高齢者が増えた
- 地域住民のスポーツ参加機会が増えた
- 地域住民間の交流が活性化した
- 世代を超えた交流が生まれた 等

- ・地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」が実現
- ・運動不足の解消による過剰医療費の抑制に寄与
- ・学校の授業・部活動への支援を通じて、コミュニティスクールへの発展に寄与

（クラブ数） （平成26年7月1日現在） （設置率（%））



総合型地域スポーツクラブ

—多種多様な事業の展開—

定期活動

- ・スポーツ教室、スクール
- ・サークル活動（文化的活動含む）等

クラブ運営の要となる
クラブマネジャー

不定期活動

- ・医師による健康相談
- ・指導者講習会
- ・スタッフ研修会 等

会員の交流拠点となる
クラブハウス

学校施設・廃校施設等を定期的・継続的な
拠点として利用

連携・交流事業

- ・会員の世代間の交流を図る行事やイベント
- ・クラブ指導者の派遣による学校の授業・部活動への支援
- ・地域住民全体を対象としたイベント 等